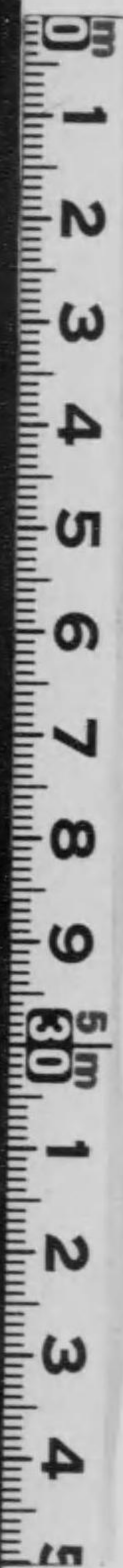


263.6

124



始





國史と國史教育 下卷

小學國史の具體的綜合的研究と其指導法

文學博士
三上 參次序
瀨川 賴太郎 著

尋常六學年の部

東京 株式會社 文教書院 發行

大正
15. 12. 2
内交

序

國史の教育が國民精神を涵養する上に重大なる關係を有することは、事新らしく述べる必要もあるまい。併しながら、その關係が如何なる意義に於てあるか、またそれで國民精神を涵養するには如何なる方法に従ふべきであるかについては、尙ほ研究を要すべきものが尠くはあるまい。これは年來予の念頭を離るゝ能はざる問題である。多くの人もまた同感であらうと思ふ。

今、瀬川頼太郎君が著はされたところの國史と國史教育を見るに、國定教科書たる小學校の國史を具體的に解説し、更にこれに關聯せる事實

を巧みに列べ擧げて、各時代の趨勢、または、一の時代から次の時代への進展などを具體的に説明せんと試みて居られる。予は先づそれが適切なる企てであること、敬服すべき努力の結果であることと思はざるを得ない。

各時代に起つた事實が、それ／＼特殊の意義を有するものであることは勿論である。さて是等の事實を綜合し統一して、その時代の趨勢を考へることは、歴史の精神であり、歴史家の任務である。今や瀬川君が小學校の國史の敘述が多く抽象的であり概括的であるのを、それ／＼その時代の色彩ある具體的事實に還元せられ、更に進んで、之を綜合して時代の趨勢を説明せんと試みられたのは、教育家たる君が歴史家の任務を

も果たされるわけで、歴史教育上甚だ有益なことであると思ふ。

瀬川君は、また兒童の思想や感情を尊重し、教育的見地から、兒童をして、自から進んで歴史事實の意味を考へることを練習せしめ、兒童をして衷心から歴史を理解せんとする希望を起さしめるやう、随つて歴史の興味を覺えしむるやう、具體的にその指導法を詳論せられた。これは瀬川君獨得の壇場である。歴史を科學としての研究を心得たると同時に歴史を國民教育の重要科目として上手に取扱ふことを心得たる人でなくては、かゝる著述は六かしい。たとひ抽象的敘述を具體化したとしても、その取扱法を講せざれば、歴史教育として價值あるものではなく、また歴史教育を如何に詳論したとしても、具體的事實に據らざるときは、畢竟

抽象論たるを免れない。瀬川君が本書に於てこの兩方面を離るべからざるものとして適當に叙述せられたのは、歴史教育として當を得たものである。

予は、本書の刊行せられるに當り、それが歴史教育上最も有意義なる好著であると信じ、こゝに一言を述べて廣く之を世上に推薦したいのである。

大正十五年十月十日

文學博士 三上 參次

自序

歴史は一回限り起る現象で再び繰り返すことのないものである。それだけその現象は時代的色彩を有つてゐる。

歴史の本質は、この時代的特色ある事實の考察によつてその時代の特徴を考へる處にある。

然るに、小中學校の教科書は、紙數の制限やその他いろいろの事情ある爲か、その叙述往々抽象に流れ兒童生徒の實力を越えたものになつてゐる。

本書著述の動機は、小學校教科書中に表はれた叙述を具體化し、兒童をして、時代的特色ある事實を見詰めその意味を自ら考へしめんとする

處にあつた。

一つの事實、その事實に關聯して起つた事實、それに先行する事實、その時代に起つた他の幾多の事實から、その時代の趨勢を構案するやうに仕組んで、兒童の歴史的理解を深からしめるのが、歴史教育に於ける私の念願である。私はこの目的に向つて進んだ。

本書は、上下二段に分ち、上段は小學國史の具體的解説で、その間に私見を挿むことなく事實を有りの儘に書き、兒童に説話すべき時代的特色ある事實を示し、下段は教育上一定の見地に立つて、上段の事實を如何に取扱ふべきか、兒童をして事實の意味を考察すべく如何なる點に注意せしむべきかを書いたものである。

私が小學國史を具體化したのは、時代的特色ある具體的事實を外にし

ては、兒童の歴史的興味を起すことが出来ないと考えたからである。

私が歴史的事實の解釋を兒童の問題としたのは、彼等に内心から歴史を理解せんとする心を起さしめんが爲である。

兒童が一時代の歴史的事實を一つ解釋し得たとすれば、その兒童はそれだけその時代を解釋し得たのである。兒童が、一つの事實、その事實に關聯して起つた事實、それに先行した事實を理解したとすれば、その兒童のその時代に對する理解は一層深くなり、一時代から次の時代へ推移する跡をも考へんとするに至るであらう。

歴史教育は、兒童が事實を解釋する點から始めなければならぬ。歴史教育はこゝを出發點として進まなければならぬ。併し事實に對する兒童の考察は必しも常に正當なるものではない。茲に指導の必要がある。教

育上一定の見地に立つた、兒童の實力を洞見した、首尾一貫した指導の必要がある。

私は、歴史的事實に對する兒童の考察力を進め、兒童の内心から出る已むに已まれの歴史的兴趣を起さんことを望むと共に、それは、兒童をして、時代的特色ある事實に接せしめること、兒童の實力を尊重する一定の教育的見地に立つ指導を要することを痛切に感ずる者である。

本書の記するところ論ずるところ固より完全なものではない。これを識者より見れば、幾多の缺點があるであらう。併し私は以上の趣旨の下にこの稿を起した。若し本書がこれによつて、歴史教育上の問題を提示することが出来たてすれば、それは私に取つて非常な光榮である。

私は、この著述に對して文學博士三上參次先生が、御懇篤なる御指導と序文とを賜はつたことを喜と光榮とを以て、こゝに厚く感謝の意を表するものである。

大正十五年十月一日

著者

凡 例

- 一 本書上巻は、「國史教授の具體的研究」と命名したのであつたが、同書名は、本書が國史を系統的に敘述したにも拘らず、單なる歴史教授書の意味しか表はし得ざるを以て、下巻出版に際し、「國史と國史教育」と改題することにした。
- 一 本書の上巻が出たのは大正十二年六月であつた。下巻は同十五年十月で、その間三年有餘を隔てゝゐる。著者は上巻發刊際に猛烈なる胃痛を起し、殆んど一年病褥にあり、下巻の執筆半ばにして又々同じ病にかゝり約半歳苦しんだ。その爲下巻の出版に非常な延滞を來たした。
- 一 本書は、小學兒童の教材としては細かく這入り過ぎた。そは、一つには教師の參考に資せんが爲め、又一つには教授時數と兒童の能力に應じ、取捨選擇を自由ならしめんが爲めである。
- 一 本書は、時代の概觀に便ならしめんが爲殆んど一課毎に年表を附加した。
- 一 年表は分割すべきものではないが、前述の目的の爲に便宜上分割した。

一 本年表は、時代の概観に便ならしむるを主としたるを以て、その時代の事實に關聯せる先行の事實は、時代を異にするも記入することにした。随つて前課附屬の年表と重複の事項あるを免れない。

一 同時代の人でも活動範圍を異にしてゐると、『小學國史』や本書のやうな記述法では、同じ時代の人と思はれ難い。新井白石は大石良雄より一歳の年長者である。近松門左衛門は徳川光圀より二十五歳伊藤仁齋より二十六歳の年少者であり、光圀・仁齋在世中に門左衛門は既に盛んに活動してゐた。下河邊長流は仁齋五十九歳の年に六十三歳を以て歿し、荷田春滿は仁齋四十二歳、加茂眞淵は仁齋六十九歳の年に生れた。白石が歿した年は春滿五十八歳眞淵二十九歳の時であつた。うづかりすると同時代の人を同時代の人と思はぬことがある。

同時代に活動した人は、よし互に相影響することなしとするも、その時代に於ける各方面の狀勢を表はすものなれば、時代の概観に便ならしめんとする本年表が歴史的人物の生年月及び卒去の年月を記するも強ち無意味ではあるまい。

一 本年表は、外國に起つた事件でも、直接間接に我が國に關係せるものは便宜上これを記入することにした。

一 本年表は、少數の例外を除くの外は本文記載の事項のみにとゞめた。

一 普通その人一代の年々の事を順を追ひて記録したるものを年譜と言つてゐる。本年表は、歴史的人物を題目とし、年々の出來事の下に、その人の年齢を書き込みたる爲め、一見年譜のやうに見えるが、本年表は、その時代を表はす年々の出來事を順を追ひて記録するを主としたもので、その人の年齢の如きは只參考に記入したのみであるから、これを年表と言つて差支はなからうと思ふ。

目次

第三十三 織田信長

一一二九

信長の生 立ち(一)桶狭間の戦(二)信長勅を拜す(三)足利義昭助を信長に求む(四)信長の入京(五)信長の勤王(六)足利將軍滅ぶ(七)信長安土城を築く(八)本能寺の變(九)信長の勤功(一〇)信長の人物(一一)年表(一二)

【備考】 守護代(一三)貫(一四)田樂狭間(一五)

第三十四 豊臣秀吉

三〇——三四

秀吉の素生(一)秀吉の幼少年時代(二)秀吉の立身(三)山崎の戦(四)勝家を滅す(五)大坂城を築く(六)秀吉の勤王(七)全國を平く(八)諸大名の制御及配置(九)

第三十五 豊臣秀吉 (つゞき)

四五——九五

秀吉明と交を修めんとす(一)我が國と明との關係(二)我が國と朝鮮との關係(三)明と朝鮮との關係(四)邦人の海外發展(五)秀吉の外征目的(六)出征の準備(七)秀吉兵を朝鮮に出す(八)碧蹄館の戦(九)媾和の議(一〇)和議破れ再び兵を朝鮮に出す(一一)蔚山の籠城(一二)秀吉の薨去(一三)泗川の戦(一四)外征の影響(一五)秀吉の

人物(一六)豐國神社(一七)

年表(一八)

【備考】 天龍寺船(一九)南北朝の頃明主使を以て倭寇を禁遏し國交を復せんことを申込む(二〇)義滿明に通ず(二一)貿易品の重なる物(二二)秀吉の外征について(二三)檢地(二四)貨幣制度の沿革(二五)鄭撥(二六)小西行長(二七)加藤清正(二八)清正と行長(二九)小西如安(三〇)兵部尙書石星(三一)

第三十六 徳川家康

九四——一二七

家康の祖先(一)家康の父(二)家康の幼時(三)家康の出世(四)關原の戦(五)

【備考】 時宗(六)家康の母(七)參河武士の由來(八)石田三成(九)家康と景勝の擧兵(一〇)小早川秀秋(一一)

第三十七 徳川家康 (つゞき)

一一八——一八五

江戸幕府はじまる(一)江戸幕府の組織(二)家康と秀頼の間柄(三)鐵鎗事件(四)大阪冬の陣(五)夏の陣(六)家康太平の基を開く(七)諸侯に對する政策(八)諸侯領土の配置(九)結婚政略(一〇)證人及參觀(一一)土木事業の助役(一二)武家諸法度の制定(一三)皇室に對し奉る政策(一四)家康學問の

興隆に力む(一七〇)家康の薨去(一七四)家康の人物(一七五)
年表(一七〇)

【備考】 若年寄(二四四)五人組(二四四)大佛殿鐘銘序文及鐘銘文(二四三)鐘銘の筆者清韓(二四三)鐘銘の批判(二四四)片桐且元(二五三)家康謀和の法を講ず(二五三)三家(二五七)溜問詰(二五七)

第三十八 徳川家光

一八六——二二三

幕府の威權盛となる(一八六)外國との交通(一九〇)ポルトガル(一九一)イスパニヤ(一九二)オランダ(一九四)イギリス(一九五)邦人の海外に於ける活動(一九五)キリスト教ひろまる(二〇〇)キリスト教を禁ず(二〇二)秀吉の禁教(二〇三)家康秀忠の禁教(二〇七)家光の禁教(二〇八)島原の亂(二一〇)家光の鎮國(二一四)年表(二一六)

【備考】 家光諸大名を試む(二八〇)土井利勝(二八九)酒井忠勝(二八九)松平信綱(二九〇)阿部忠秋(二九〇)平戸港(二九〇)オランダ人に與へたる渡海許可の朱印狀(二九〇)貿易品(二九〇)南洋貿易發達の理由(二〇〇)支倉常長(二〇〇)濱田彌兵衛(二〇一)山田長政(二〇一)キリスト教(二〇〇)法王の由來(二〇〇)法王權の伸張(二〇二)法王權の全盛(二〇二)宗教改革(二〇〇)ローマの宗教改革(二〇二)宗教改革が歐洲に與へた影響(二〇二)舊教の反動(二〇三)ローマ教會の改革(二〇三)プロテスタント教社の組織(二〇三)水野守信(二〇三)益田時貞(二〇三)鎖國當時に於ける英人と西班牙人(二〇三)

第三十九 後光明天皇

二三二——二四六

幕府權勢を京都に振ふ(二二二)諸侯の領土配置(二三四)京都に所司代を置く(二三四)公家兼法度(二三四)禁中并公家兼諸法度(二三四)女御入内(二三六)後水尾天皇幕府の専横を憤りたまふ(二三六)後光明天皇幕府をおさへんとしたまふ(二三九)所司代のとむむるを聴かず上皇の御病を見まひたまふ(二四〇)所司代の言をしりぞけたまふ(二四一)天皇早く崩御したまふ(二四二)

年表(二四二)

【備考】 仙洞(二三七)禁中(二三七)傳奏(二三七)

第四十 徳川光圀

二四七——二五九

學問大に興る(二四七)光圀歴史を讀みて感ず(二五〇)大日本史を著す(二五二)光圀朝廷を尊び忠孝をすむ(二五五)光圀の質素(二五五)年表(二五七)

【備考】 伯夷・叔齊(二五二)本朝通鑑(二五二)

第四十一 大石良雄

二六〇——二八六

綱吉の弊政(二六〇)生類憐れの令(二六一)貨幣の改鑄(二六二)綱吉の遊樂と士氣の頹廢(二六三)淺野長矩吉良義央を城中に傷く(二七〇)良雄の人となり(二七一)良雄等復讐を謀る(二七四)吉良邸討入(二七五)良雄等の義舉に對する世評(二八〇)年表(二八三)

【備考】大嘗會(二六〇)歴代天皇の山陵(二六七)柳澤吉保(二六八)山鹿素行(二七〇)伊藤仁齋(二七〇)復讐の實況(二七五)良雄以下の義士を四家に分拘す(二七六)寺坂吉兵衛門(二八〇)获生徂徠(二八二)

第四十二 新井白石

二八七—三〇七

六代將軍家宣(二七七)白石の苦學(二八〇)白石の友情(二八〇)皇族出家の慣例をとむ(二八二)朝鮮の使のし方(二八三)を改む(二八四)貨幣改鑄(二八五)貿易の制限(二八六)白石の退隱とその著書(二八九)年表(三〇一)

【備考】木下順庵(二九二)近衛基熙(二九三)饗宴の時三家の御相伴を廢す(二九六)正使をして國書を捧呈せしむ(二九六)日本國王と日本大君(二九七)西洋紀聞(三〇〇)采覽異言(三〇〇)

第四十三 徳川吉宗

三〇八—三三三

吉宗の幼時(三〇〇)よく藩を治む(三〇六)吉宗將軍となる(三〇九)民情視察(三三二)大岡忠相を擧げ用ふ(三三三)儉約を

すゝめ許事を獎勵す(三三三)産業をすゝむ(三三五)洋書の禁を解く(三三八)幕府中興の祖(三三〇)年表(三三〇)

【備考】吉宗、家宣時代に改革した所を再び改む(三三二)間部詮房(三三二)米價の暴落とその調節(三三六)青木昆陽(三三六)

第四十四 松平定信

三三四—三三九

定信幕府に用ひらる(三三四)定信の生ひ立ち(三三六)儉約の勵行(三三六)文武の獎勵(三三九)皇居御造營(三三九)意を海防に用ふ(三三九)數多の書物を著はす(三四〇)

年表(三四六)

第四十五 本居宣長

三四〇—三五二

【備考】奢侈淫蕩の風(三四七)天災相續く(三四八)有職家(三四九)退職後の松平定信(三四九)國學の勃興(三四九)宣長の生ひたち(三五〇)古事記傳を著す(三五〇)大和心の歌を詠む(三五〇)年表(三五〇)

第四十六 高山彦九郎と蒲生君平

三五三—三六九

尊王斥幕の鼓吹者(三三)彦九郎の生ひ立ち(三六)彦九郎の忠志(三〇)諸國をめぐりて尊王の大義を説く(三六二)
君平の生ひ立ち(三六)御陵を取調べて山陵志を著す(三六三)
年表(三六)

第四十七 攘夷と開港

三七〇—三七六

林子平の生ひたち(三七〇)子平海國兵談を著す(三七〇)子平罪せらる(三七三)攘夷論起る(三七四)徳川齊昭の生ひたち
と其の政治(三七七)尊王攘夷論(三七七)

【備考】 外國船撃攘の令(三七六)

第四十八 攘夷と開港 (つゞき)

三七九—三九六

開港論者出づ(三八七)孝明天皇勅を幕府に下したまふ(三八八)米國使節ペリー來る(三八二)和親條約の締結(三八四)通
商條約の締結(三八五)將軍繼嗣問題(三八六)安政の大獄(三八九)櫻田門外の變(三九五)
年表(三九)

第四十九 光明天皇

三九九—四二二

公武合體(三九九)朝廷の御威光高まる(三九九)將軍勅命を奉じて攘夷の期を定む(四〇〇)攘夷親征の詔を下さんと

す(四〇一)朝議一變す(四〇三)蛤御門の變(四〇三)長州征伐(四〇五)天皇の御徳(四〇六)
年表(四〇九)

【備考】 節刀(四〇二)

第五十 武家政治の終

四二二—四三七

慶喜大政を朝廷に還し奉る(四二二)鳥羽伏見の戦(四二五)慶喜を追討す(四二六)彰義隊をうち破る(四二〇)若松城を陥
る(四二二)五稜廓の戦(四二四)
年表(四二五)

【備考】 慶喜將軍職を辭す(四二五)輪王寺宮(四二二)

第五十一 明治天皇 一 明治維新

四三八—四三八

明治天皇の御幼時(四三〇)大政を統べたまふ(四三六)五箇條の御誓文(四三九)東京奠都(四四〇)版籍奉還(四四三)廢藩置
縣(四四三)内外の政を整へたまふ(四四四)

第五十一 明治天皇 二 西南の役

四三九—四四六

征韓論(四四四)隆盛兵を擧ぐ(四四四)朝廷隆盛を討たしめ給ふ(四四四)西南の役平く(四四四)皇室の御めぐみ(四四五)博

愛社の創設(四四五)

第五十一 明治 天皇 三 憲法發布

四四七—四六四

衆議によりて政治をなし給ふ(四七〇)國會開設の勅を下し給ふ(四七五)政黨の勃興(四七五)皇室典範及び大日本帝國憲法を發布し給ふ(四七五)帝國議會を開き給ふ(四七三)

【備考】 大阪會議と制度改革(四四〇)樞密院(四六二)

第五十一 明治 天皇 四 明治二十七八年戰役

四六五—四八〇

朝鮮事變(四六五)「一」江華島事件と修好條約(四六六)「二」明治十五年の變(四六六)明治十七年の變(四六六)天津條約(四六九)日清開戰(四六六)平壤の戰(四七四)黄海の戰(四七四)威海衛の占領(四七四)下關條約(四七七)三國の子港(四七七)臺灣平定(四七〇)大勝を得た理由(四七九)

第五十一 明治 天皇 五 條約改正

四八一—四八七

條約改正をはかる(四八二)改正條約相ついで成る(四八六)改正條約行はる(四八六)

第五十一 明治 天皇 六 明治三十七八年戰役

四八八—五二〇

清國に於ける列國の利權獲得(四八八)北清事變(四八九)日露の交渉と日英同盟(四九〇)露國と國交を絶つ(四九六)陸軍の進撃(四九九)海軍の活動(五〇一)旅順の開城(五〇三)奉天の大戦(五〇四)日本海の決戦(五〇四)ポーツマス條約(五〇六)大勝を得た理由(五二〇)

第五十一 明治 天皇 七 韓國併合

五二一—五三九

韓國を保護國となす(五二二)韓國の併合(五三三)伊藤博文の遺難(五三七)

第五十一 明治 天皇 八 天皇の崩御

五三〇—五三九

天皇御病にかゝらせ給ふ(五三〇)天皇崩じ給ふ(五三〇)天皇の御盛徳(五三三)空前の御治蹟(五三三)國民平等の御親政(五三三)國民教育制度の創立(五三三)徵兵令と國民皆兵主義(五三三)法治國の基礎成る(五三四)殖産興業の奨励(五三四)外政の發展(五三五)御大葬(五三九)昭憲皇太后崩じ給ふ(五四〇)年表(五二二)

第五十二 今上 天皇 一 天皇の即位

五三九—五四二

天皇踐祚、翌々即位の禮を擧げたまふ(五三九)かたじけなき勅語を賜ふ(五四二)

【備考】 諒闇(五四〇)賢所(五四〇)紫宸殿(五四〇)高御座(五四〇)大嘗祭(五二二)

第五十二 今上天皇 二 歐洲の大戦と我國

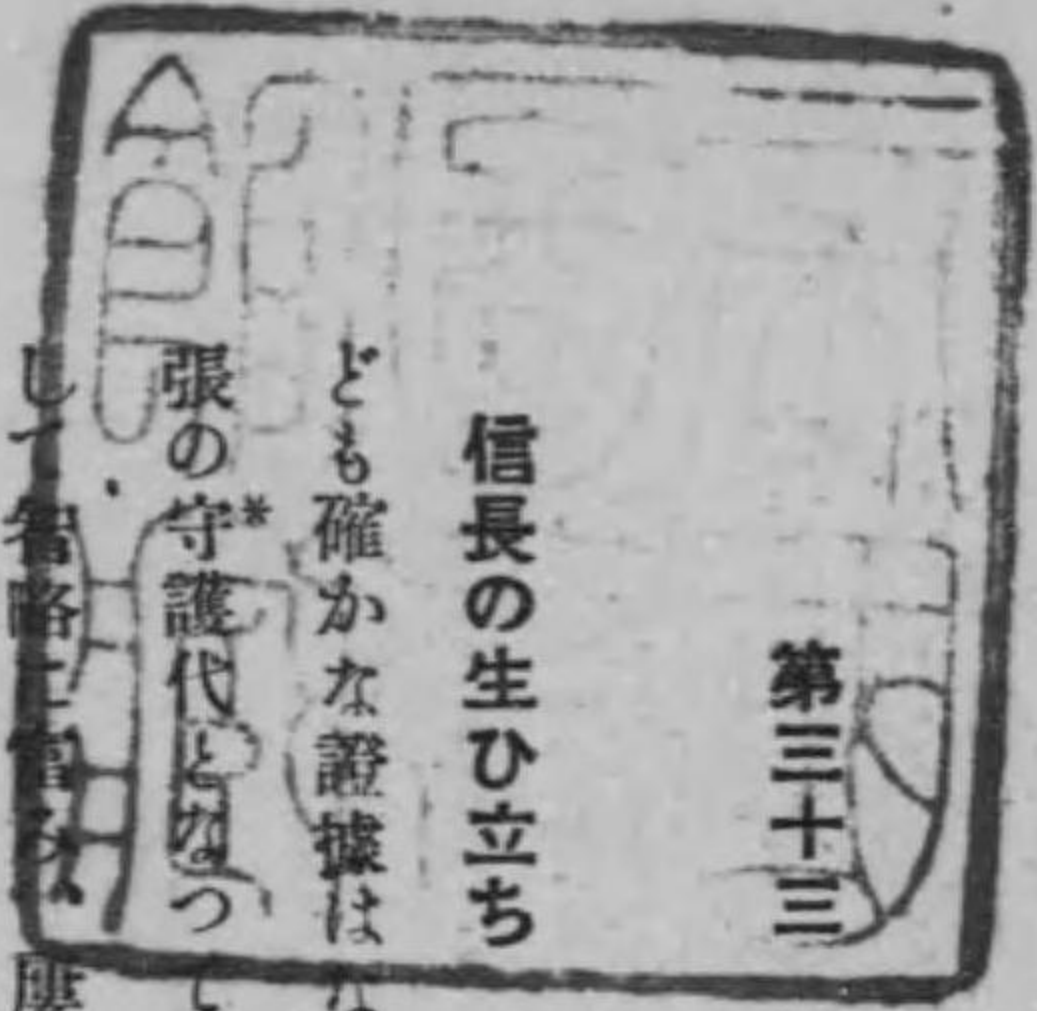
五四三—五六六

歐洲の大戦(五四)獨逸と國交を絶つ(五四)青島を陥る(五四)南洋諸島を占領す(五四)印度洋地中海方面への出動(五五)平和條約を結ぶ(五五)講和條約と日本(五三)國際聯盟(五三)國民の覺悟(五五)年表(五九)

〔備考〕 日英新同盟協約(五四)皇太子殿下の御外遊(五五)皇太子殿下の攝政御就任(五五)ワシントン會議(五五)關東地方大震火災(五五)普通選舉法の成立(五三)

目次終

第三十三 織田信長



信長の生ひ立ち 織田氏の祖先は平重盛の子資盛であると傳へられて居るけれども確かな證據はない。足利氏の興るに及び、代々斯波氏に仕へて、その領國尾張の守護代として居たが、信長の父信秀に至り、漸く勢力を得た。信秀勇武にして、魯略して、屢兵を隣國に出して、その領土を擴めた。信秀、又、勤王の志厚く、天文十二年(二二〇三年)四千貫文を獻じて内裏修理の御料とし、又伊勢外宮の造營にもその力を竭した。信秀の亡くなつたのは、信長十六歳の時であつた。

第三十三 織田信長

本課教授の要旨

信長を中心として、當時に於ける天下の形勢を説くことを以て、本課教授の要旨とする。

ながらも、御信實の御手向、寔に奇特の御芳志なれば、平手が亡魂いか計か、忝く存べきと各感じ奉る。

備考

【守護代】 國史大辭典は守護及守護代を次の如く説明して居る。「守護は武家の職名、警備の爲めに諸國に之を置く。其土地人民を守護して奸盜を防禦するより名づく。守護自ら其地に臨まず、人をして己に代らしめて、庶務を攝行することあり、之を守護代といふ。」

【貫】 金高を表はす名稱、一十文を一貫といふ。この時代の錢一貫が今日の金錢にして幾許に相當するか、これを知ることは困難であるが、「國史大辭典」には、「一貫文は田地二段に當るあり、或は三段に、或は四段半、或は五段、五段半に當るありて各地同じからず。又これを米穀に當て符むれば、一貫文は五斗に當るあり、一石に當るあり、二石、二石五斗、或は四石、五石、十石、二十

貫には一々これら知らしめる必要のない場合もあるが、教師は、常にこれを心得て居らねばならぬ。今参考の爲め、二三注意すべき事を書いて置かうと思ふ。

其表にも掲げたる如く、織田信長の生れたのは、天文三年（二一九四年）で、上杉謙信よりは四歳、武田信玄よりは十四歳、毛利元就よりは三十七歳の歳下で、北條氏康よりは七歳の歳上であ

石に當るあり」といふ意味の事が書いてある。又、「言海」には、「貫は錢一千文の稱」とあり、同書、「永樂錢」の解には、「支那、明朝の永樂年中に鑄たる錢、面に永樂通寶とあり、中世、多く渡來して、通用錢となれり、其一貫文を金一兩に替へしより、武家に、永錢と稱して、金錢を數ふる名目とせり。知行高にも、永錢の稱を以て、何貫何百文といへり、之を分錢の法といふ、一貫の地は、凡そ十石に當れり。（或は五石）」とある。

桶狭間の戦 この頃駿河に今川義元なる者があつた。今川氏は、足利氏と同族である。今川氏の祖を國氏といふ。國氏の孫範國、駿河を領し、代々駿河に居たが、義元の父氏親の時、遠江を併せ、その子、氏輝また參河をもその勢力範圍に加へた。義元は幼より僧となつて居たが、兄氏輝が天死したので、その跡を繼いだ。

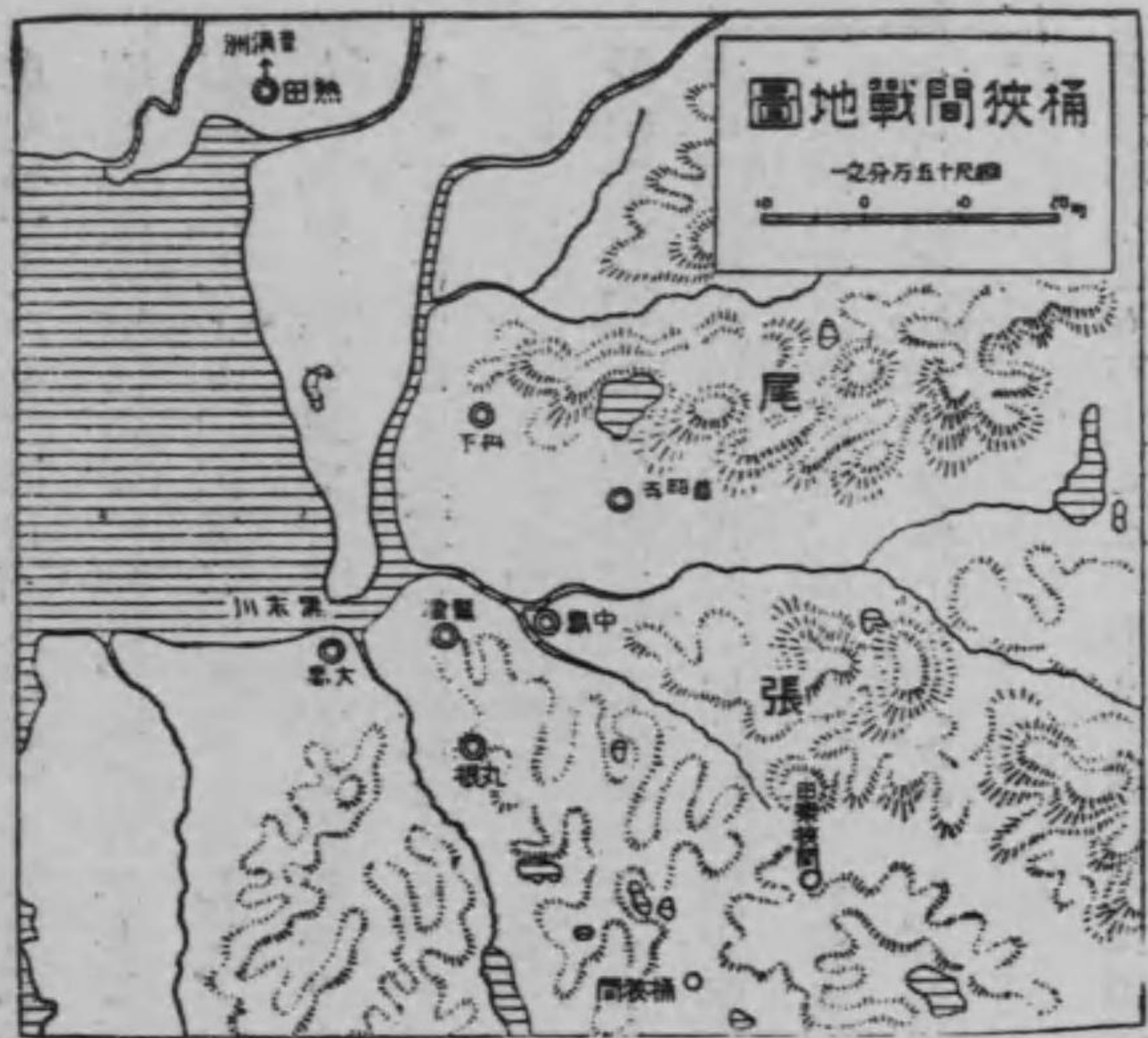
義元早くより西上せん志あり、信長の父信秀とも屢相戦つた。正親町天皇の永祿三年（二二二〇年）五月、義元は、駿・遠・參三國の兵四萬五千を率ゐて尾張に攻

上杉謙信が大兵を率ゐ

る。卒去の年月より云へば、謙信よりは四年、信玄よりは九年、元就・氏康よりは十一年遅れて居る。

毛利元就が陶晴賢の軍を嚴島に破りしは弘治元年（二二二五年）、川中島初度の合戦のありしも弘治元年にして、信長が、今川義元を田樂狭間に破り（永祿三年即ち紀元二二二〇年）しより五年前である。

入つた。信長は嘗つて築きし、丹下、善照寺、中島、丸根、鷺津の砦に諸將を配



桶狭間戦地圖
は賴殿長照(今川義元の將)が守つて居たのである。時に(十八日夜)信長清洲の城

て小田原城に迫りしは永
祿四年(二二二年)五月
にして、川中島二度目の
合戦は同年十月である。
さうしてこの年は、桶狭
間合戦(實は田樂狭間合
戦)の翌年である。

信長の少年時代は、宛
然不良少年の觀がある。
これ故らに、傍目を暗ら
ます爲か、又その性質の
然らしむる處が、知るに
由なけれども、その中に
人を人と思はぬ大膽な
處があるやうに思はれ

中にあつて、軍議を凝らしつゝあつたが、老臣等の籠城説を斥け、『如何なる場合
にも籠城すな、敵來らば境外に撃てとは先君の遺誡なり。勝敗は時の運なり。』と



途上屢馬を輪驅して士卒の跟随を待つ。熱田に至る頃、士卒漸く集り、その數三
百を數ふるに至つた。途中、丸根、鷺津の城陥り、佐久間盛重、飯尾定宗等戦死

る。

信長の半面には、斯く
の如き不眞面目な點があ
るけれども、又他の半
面には、物を一心不乱に
學ぶといふ眞面目なる點
もある。殊に馬術、水泳、
槍術、弓、鐵砲、鑿石、
兵法等武人として必要な
もの一つも洩らさぬ處な
きは注意すべきである。

けれど、教師は、説話
の際に、一々、これを指
摘すべきでない。只、有

すと聞き、『彼等は、吾より、一時先きに死したるぞ』と、將卒を顧み、『各一命を予に授けよ。』と呼はつた。士氣これが爲めに大に奮ふ。行く／＼諸城砦の兵を集め、善照寺の東に至つた頃は、既に三千に達して居た。彼は、直ちに敵の本營を衝かんと欲し、一部を善照寺に留め、自ら兵二千に將として、義元を田樂狭間に襲ふた。時に、義元は、丸根、鷲津の捷報を聞き、心大に驕り、『義元の鋒先には、天魔鬼神もたまるべからず』と酒宴を張り、謠をうたはせなどして居たが、親ら出て戦ひ遂に毛利秀高の爲めに殺された。この戦に於て、義元の兵死する者二千五百有餘。信長逃ぐるを追はず、その日午後四時兵を清洲に引揚げた。

この戦は、信長に取つて大事な戦であつたのである。信長一生の運命は、この戦に依つて定まつたのである。

備考

【田樂狭間】 田樂狭間は、桶狭間の北にある。世にこの戦を桶狭間合戦といふが、實際戦のあつたのは田樂狭間である。

りの儘に話して、子供の判斷に任すべきである。けれども、子供の考がそこに到るべくして、未だ到り得ないやうな場合は、注意を一點に集めて、その考を促進せしめる必要はある。

信長のかゝる行動も、只子供を喜ばしめるといふだけに止つてはならぬ。この中に、信長の人物を想像せしむべきである。

信長勅を拜す 正親町天皇、信長の武名を聞召し、永祿十年（二二二七年）立

入宗繼を勅使とし、その武功を賞し、御料地の恢復、宮殿の修理を命じ給ふた。

信長勅を拜して感泣し、一身を捧げて大御心を安んじ奉らんと決心した

足利義昭助を信長に求む 幕府は久しき以前より、その勢力を失ひ、その實權

は管領細川氏の手にあつたが、細川氏亦勢力を失ひ、家臣三好氏代り、次いで三

好の家臣松永氏代りてその權力を擅にし、政權は次第に下に移り、將軍は只名の

みとなるに至つた。

義昭は、將軍義輝の弟である。初め興福寺の僧となりしが、三好松永の徒、兄

義輝を害して、その従弟義榮を立つるや、將軍家を再興せんと欲し、還俗して頼む

べき大名を求めて、近江

より若狹、若狹より越前

に入りしが、遂に信長に

來り、助を求むるに至つ



桶狭間の戦は、信長に

信長の少年時代の行動には、歴史的意味はない。されど、信長をして、かくの如き行動に出でしめた彼の性格は、彼の後來の事業に關係がないといふことは出来ない。

平手政秀の死、これ亦歴史的の意味はない。けれども、平手の死が信長後來の事業に關係を有つてゐることは否むことは出来ない。

た。

信長の入京 これより先、信長、參河の松平元康と和睦した。元康は、桶狭間の戦に於て今川義元の命を受けて、丸根の砦を陥れしが、義元死して後、參河に歸り岡崎の城に入つた。思ふに、信長が元康と和したのは、彼の西上後、相模の北條氏政、駿河の今川氏真（義元の子）に當らしめ、後顧の憂なからしめんが爲めであつたであらう。かくて、信長は、武田信玄の子勝頼に、その養女を妻はして和親を結び、又、近江の淺井長政にその妹を嫁せしめて親を通じ、美濃の齋藤氏を滅ぼして、岐阜に、その根據を据え、永祿十一年（二二二八年）九月二十八日、義昭と共に京都に入つた。三好・松永の徒或は逃げ或は降り、一ヶ月ならずして、京畿を平定するを得た。是に於て、義昭を推して將軍職に就かしめた。義昭之を徳とし、自らは三十二歳、信長は三十五歳にして、その年齢の差僅三歳なるにも拘らず、これを父と稱して尊敬の意を表したといふことである。

信長の勤王 信長勤王の志厚く、入京するや、先づ第一に金萬匹（四百匹が一兩）を朝廷に獻じ、武人の占領したる御料地及公卿所領の恢復を諸國に命じ、元龜

取りて大事な戦である。信長の將來は、この一戦によつて定まるのである。この點は、豫め、子供に承知させて置くがよい。

この大事な戦に於て、敵は四萬五千、信長の兵は取り集め、五千に満たなかつた。然るに信長、清洲の城中に於て、悠々閑談に耽つてゐる。この事實が子供は如何に見るか。信長出陣の際、教盛の一曲を舞ひしことを子供等は如何に解するが。

元年（二二三〇年）には、皇居の修理を爲し、同二年（二二三一年）には、資金を京都市民に貸付し、その利息を朝廷に納めしめるの制を立てた。これにつき總見記は左の如く叙べて居る。

『未代に於ても、御調物不絶様に、信長公御思案有て、洛中諸町人に、過分の屬託を被_レ貸置、其の利息毎月献上す。是は當時戰國の最中なれば、公領のために知行所を進上申しては、誰人にか切取られ、又は土民の一揆、盜賊の所得と成て、却て禁中の御爲め成べからざる間、金銀を以てかくの如し』

と、是れより、久しく絶えたる朝廷の御儀式も再び擧げられ、諸國に逃げゐたる公卿も漸く歸り來り、都下稍舊觀に復するの有様となつた。近世國民史の著者徳富猪一郎氏は、信長の勤王につき、その著に於て次の如く論じて居る。

「勤王は、當時に於ける人心の傾向であつた。毛利元就も然り、上杉謙信も然り、本願寺も然り。乃ち名もなき地方の郷士さへも、皇室に献金した程であつた。乃ち縦令自から進んで、王事に勤めざる者迄も、誰も論旨に賛順せぬ者は無かつた。

信長、續く者の少きにも拘らず、疾驅して敵地に向ふ。その時の信長のおもはくは如何、それも考へしめる必要がある。

佐久間、飯尾の戦死を聞き、彼等は、吾より一時、先に死したるぞ」と言ひしは、教盛の一曲を舞ひしと同様、信長が此の戦を如何に重く見たかを證するものである。各々子に一命を授けよ。

勤王は、織田信長の獨専事業ではない。併し信長の勤王は、他に比すれば、一膜を進めて居た。彼の勤王は、積極的であつた。徹底的であつた。他人が臆氣に感得したるものを、信長は分明に意識した。他人が間歇的に爲した事を、信長は終始一貫した。他人が受働的に勤めた事を、信長は自働的に勤めた。而して更に特筆すべきは、信長が、傳統的、因襲的でなく、政治的に皇室の尊嚴を、認めた事である。皇室を以て、天下統一の中樞と爲した事である。

彼は天下を統一するには、力の大切な事を、十二分に自覺した。然かも日本の人心は、如何なる力にても、力でさへあれば、歸服するものとは、思はなかつた。彼は皇室を中心としたる力にあらざれば、日本を統一する克はずと直覺した。此の直覺的見識が、彼の政治的天才たる所以である。信長は勤王家である、而して復た經世的勤王家である。彼は事業の中途にして逝いた。故に彼が如何なる政治的仕組を以て、統一せられたる天下に臨むかは、終古未詳の問題である。併しながら皇室を中心として、人心を此に繋ぐ一事は、彼が既成の事歴に徴して、疑を容るべき餘地がない。

は信長の臣下に對する熱烈な要求であると共に、「彼等は、吾より、一時、先に死したるぞ」と相持つて、士氣を鼓舞する最良の手段であつたのである。

以上信長の言動は、信長の性格を表はすと共に、又、それが、この戦の勝敗に關係し、ひいて、信長の將來に及ぶものである。事實を單に事實として見ず、それに含まれる意味を考へるやう心掛

ければならぬ。

彼は決して足利家の將軍制度を以て、完全無缺とは認めて居なかつた。而して公方家を中心としては、天下を統一する能はぬと考へて居た。人或は信長が天子を挾んで、群雄に臨む、政治的態度を見て、彼が勤王も亦た、天下統一の方便ではないかと、猜する者もある。併しながら信長の勤王の、具體的、現實的なる所以、此に在る。而して信長の勤王の時流に比して、卓越したる理由、亦此にある。他人の皇室に於ける、何となく神社佛閣に於けるが如く、一種の神秘的、歴史的、信仰的に止つた。信長に於ては、更らに政治的權威の泉源として、之を奉戴した。他人は雲の上の靈體として、遠く皇室を見た。信長は日本帝國の實體として、近く之を認めた。秀吉の如きも、其の皇室尊崇は、確かに信長を踏襲したに他ならぬ。」

備考

【皇室の衰微】 皇室の衰微の御有様は、本書上卷四二二頁——四二四頁を参照されたし。

教師は、豫め、精選したる材料を、すらすらと解し易く話し、後で、子供が、その説話を聞きながら考へ得たるその意味を尋ねるがよい。子供の考へ得べき點は、注意をその點に集めしめ、その思考の發展するやう指導すべきである。

桶狭間の戦は、誰も、信長の勝利を期する者は

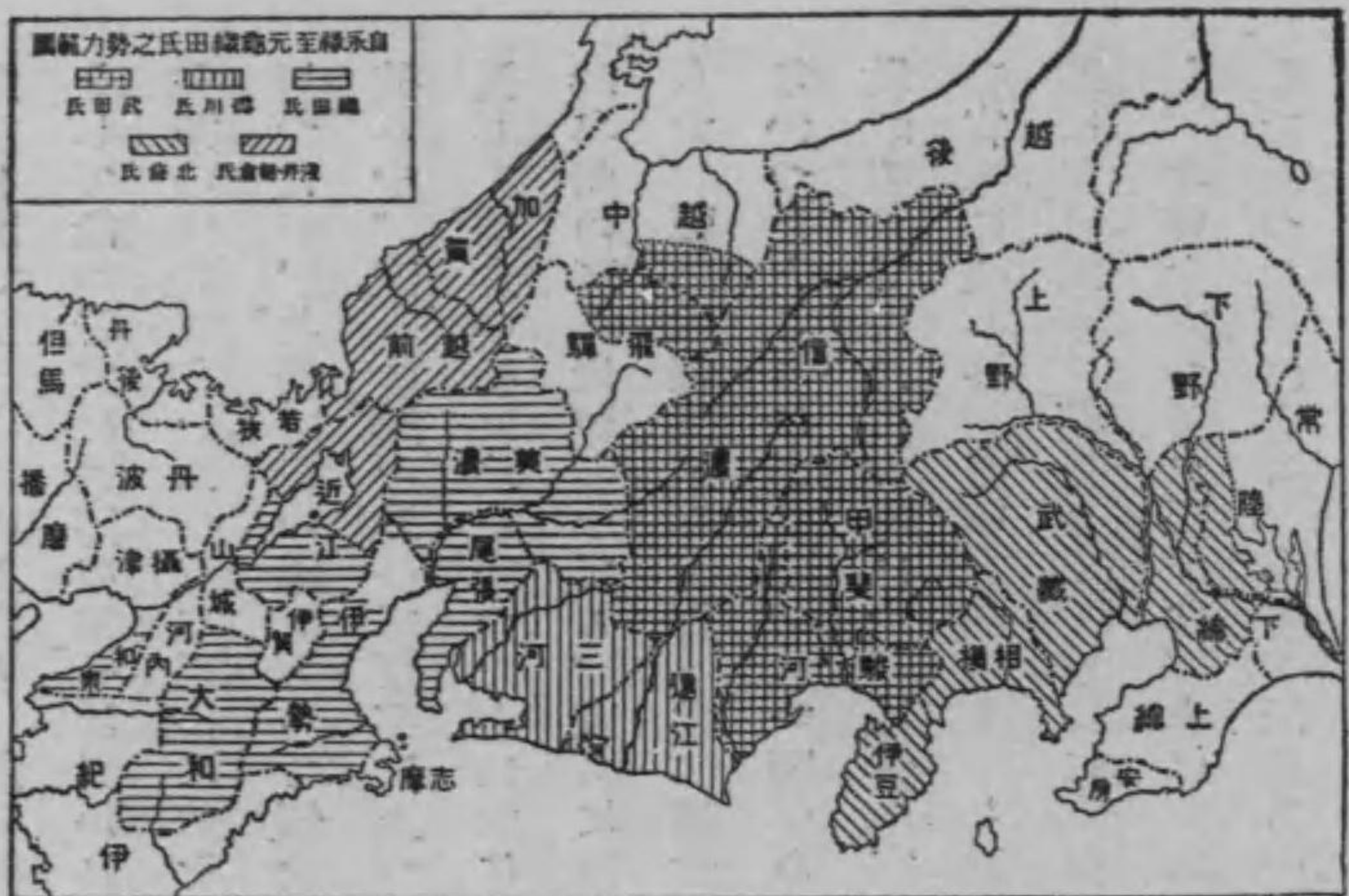
足利將軍滅ぶ 將軍義昭、信長の威名日に盛なるを忌み、これを除かんとして兵を集めた。信長これを攻めて、和を請はしめたが、義昭の再舉せんことを慮つて、これが備を爲した。義昭、書を吉川元春に送りて應援を求め、又淺井、朝倉、上杉氏等にも援兵を乞ひ、權大納言藤原輝資、參議藤原永相等を二條城に據らしめ、親ら宇治の槇島に據つて、兵を擧げた。信長これを聞き二條を陥れ、槇島を攻めた。義昭支ふること能はず、河内の若江に通げ、後毛利輝元に依つた。是に於て、足利氏の將軍職は自然に消滅し、信長が事實上天下に號令するに至つた。これ天正元年（二二三三年）の事にして、義滿が將軍となりしよりこゝに至るまで百八十餘年。足利時代は、實に騷擾の世の中である。尊氏より義昭に至るまで十五代、その間戦争の絶えたとはいふは、殆んどないと言つてもよい程である。これについて黒板博士は、その著國史の研究に左の如く論じて居る。

足利氏八世十五代の間を概観するに、尊氏が將軍となつてから南北合一まで五十五年、南北合一から永祿十一年まで百七十六年、それから群雄割據時代六十

なかつた。それ程この勢は信長に取つては難事であつた。それが非常に難事であつただけ、その難勝は、信長の武名も高からしめたのである。

正親町天皇の信長への勅使は信長の武名に依る事に勿論なれども、亦その父信秀の勳王が、これに關係する事の大なるを思はしむべし。

信長の天下を一統せんとする志は、正親町天皇



第三十三 織田 信長

一年を差引いて百七十年が、兎にも角にも將軍として多少なり威令の行はれた歲月である。其間平和な時代といひ得べきは、一代か二代に過ぎぬ。これは如何なる理由であらうか。恐らく尊氏が幕府を創立するに付て十分に永遠の見込を立て、事をしなかつた故であるまいか、尊氏の事業を観察すると如何にも時運の寵兒といふやうな工合であるが、其機敏なる働きや才幹やは認めねばならぬ。たゞ彼を以て卓絶したる見識を有せる英雄とすることが、どうであらうか。尊氏は初め北條氏に従つて

の勅使を得て益堅くなつたのである。

足利義昭の信長に來りしも、亦信長の武名の如何に高かりしかを證するに足るものである。

信長が、朝廷に獻命したること、御料地及諸公卿の所領の恢復を諸侯に命じたこと等により、久しく絶えたる朝儀再興し、諸所に逃げたる諸公卿の歸り來るあつて、都下稍舊觀に復したといふ事實を、後奈良天皇の御

鎌倉を出て京都に攻め上り、忽ち後醍醐天皇に降り、却つて六波羅を攻めた。そして論功行賞に武將の第一に置かれた。建武の中興となつてからは、殆んど武家の代表者といふやうな工合に勢を得て、能く武士の心を收攬するに力めて居つたが、北條時行の亂があつて鎌倉に下つた後、反旗を翻すに及び、官軍を破るや、直ちに跡を追ひて京都に上つたことは、頼朝が富士川まで来て更に引返して鎌倉の根據地を守つたとは大に行り方が違つて居る。殊に頼朝にはその時奥州の藤原氏があつても、直ちに源氏を壓迫する形勢は少しもなかつたに拘らず、頼朝は根據地を固むる爲に鎌倉に下り、十分成算の立つまで京都に上らなかつたところに頼朝のえらい所がある。夫に反して尊氏は背後に奥州の北畠氏が控えて居たにも構はず、鎌倉を空虚にして直に京都に上つた。そして京都で官軍に破られ、西の方九州までも通れるやうな事になつたのであるが、時勢はなほ武家に都合よく、尊氏は九州に於て更に勢力を得て、遂に京都を恢復し、北朝を立つるに至つた。夫れで尊氏は初めに鎌倉に幕府を開きたいといふ考であつたけれども、南朝と云ふものがあつたために、己むを得ず京都に幕府

時、御料地及諸公卿の所領が、武人に侵され、朝廷衰微して、宮殿壞れ、賢所の御あかしの光、遠く三條の橋より見えしといふ事實、及び、公卿も衣食にさへ困りて、鎌倉をたよりて地方に下り、事實と思ひ合はせて信長の勤王の事實を深く考へしむべし。

又信長が、資金を市民に貸付し、その利息を朝廷に納めしめし等、一時的ならずして永久的に朝廷の御爲を考へし事實は

を開いたので、この京都に開かなければならぬといふことが、畢竟するに、尊氏が幕府の権力を十分展ばすことの出来なかつた重なる所以で、其根據地の十分でなかつたことを能く現はして居る。加ふるに其根據地を鎌倉に置く能はずして一族をして鎌倉を治めしめたことが、却つて一族の勢力を盛にし、京都と對抗して將軍の威權を危くするやうな場合が幾度もあるに至つた。かくて其同族の間に争ひがあり、本家を危くするやうなものある以上は、到底天下の人心を感服して行くことが出来ぬ。唯だ利を以て之を誘ふといふに過ぎなかつた。若し氣に合はなければ、直ちに足利氏に反して南朝に降ることは既に尊氏の時代からして起つたことであつた。直義師直の内訌があり、尊氏義詮の二人は殆んど騒亂の間に世を終つて仕舞つた。それで三代義満の時になつて山名氏大内氏等の強臣を挫き、足利氏の権力は、義持義教の代まで一時は盛んになつたけれど、其の間も鎌倉と京都の争は絶えなかつた。畢竟幕府の基礎が鞏固でなかつたことが、足利氏の時代、二百餘年の間戦亂が打續き、殊に最後の數十年間殆んど暗闇時代になつた所以である。

信長の勤王が、その真心より出てし事を證するものである。

徳富氏の信長論、大に参考とすべきである。信長の勤王の傳統的、因襲的、一時的でなく、誠心誠意より出たるものなること、朝廷の永久の御爲を思つたことは、事實によつて、これを證することが出来る。隨つて、信長が天下を一統せんとするは、政權を握にせんとする野心より出でたるもの

それで後に徳川家康が幕府を立つるについても、能く頼朝と尊氏との成敗の跡に鑑みて十分その實力の出来るまでは敢て動かないこと、それから京都に根據を定めずして江戸に根據を定めたこと、其外京都に對する處置を始めとし、殆んど皆頼朝及び北條氏の遺法を遵奉し、以て幕府の基を開いたことは、家康の偉いところであると思ふ。家康は鎌倉幕府の吾妻鑑を最も尊重し、殆んど武家政治の標準となるべきものであるとして、大に之を研究し活用したのである。』

備考

【足利氏の將軍職】 足利氏は、尊氏より義昭まで十五代、尊氏を以て足利氏第一代の將軍とするものが多いが、本書は、尋常小學日本歴史(文部省編纂)により義満を足利氏第一代の將軍とした。

【北條時行の亂】 本書上卷三〇五頁参照

【頼朝根據地を鎌倉に置く】 本書上卷二四〇頁参照

【直義と師直の衝突】 本書上卷三三七頁——三三九頁参照

【足利氏の勢力二分す】 尊氏の第三子基氏關東管領となりてより、その子孫相繼ぎて管領となり、その威權甚だ盛んに、遂にその政廳を幕府に擬し、室町幕府に對抗するに至つた。本書上卷三七八頁三七九頁参照

【吾妻鑑】 吾妻鏡、東鑑と書きたるもあり、治承四年(一八四〇年)より文永三年(一九二六年)七月に至るまで、凡八十七年間の鎌倉幕府の日記である。全部五十二卷より成る。この書は、武家記録の濫觴にして、武家制度の由て出る處なりといふ。星野恒博士は、『其書叙事確實、質にして野ならず、簡にして能く盡す、頼朝の天下經營の方略、北條氏の政柄、竊の心曲等描寫して其顛末を具備せり。たゞ頼家、變死の一事は曲筆を免れずと雖も、其餘は皆直筆して諱まず、彼平家物語、源平盛衰記等の専ら潤飾を事とする者と、素より日と同じうして語るべきにあらず』と。

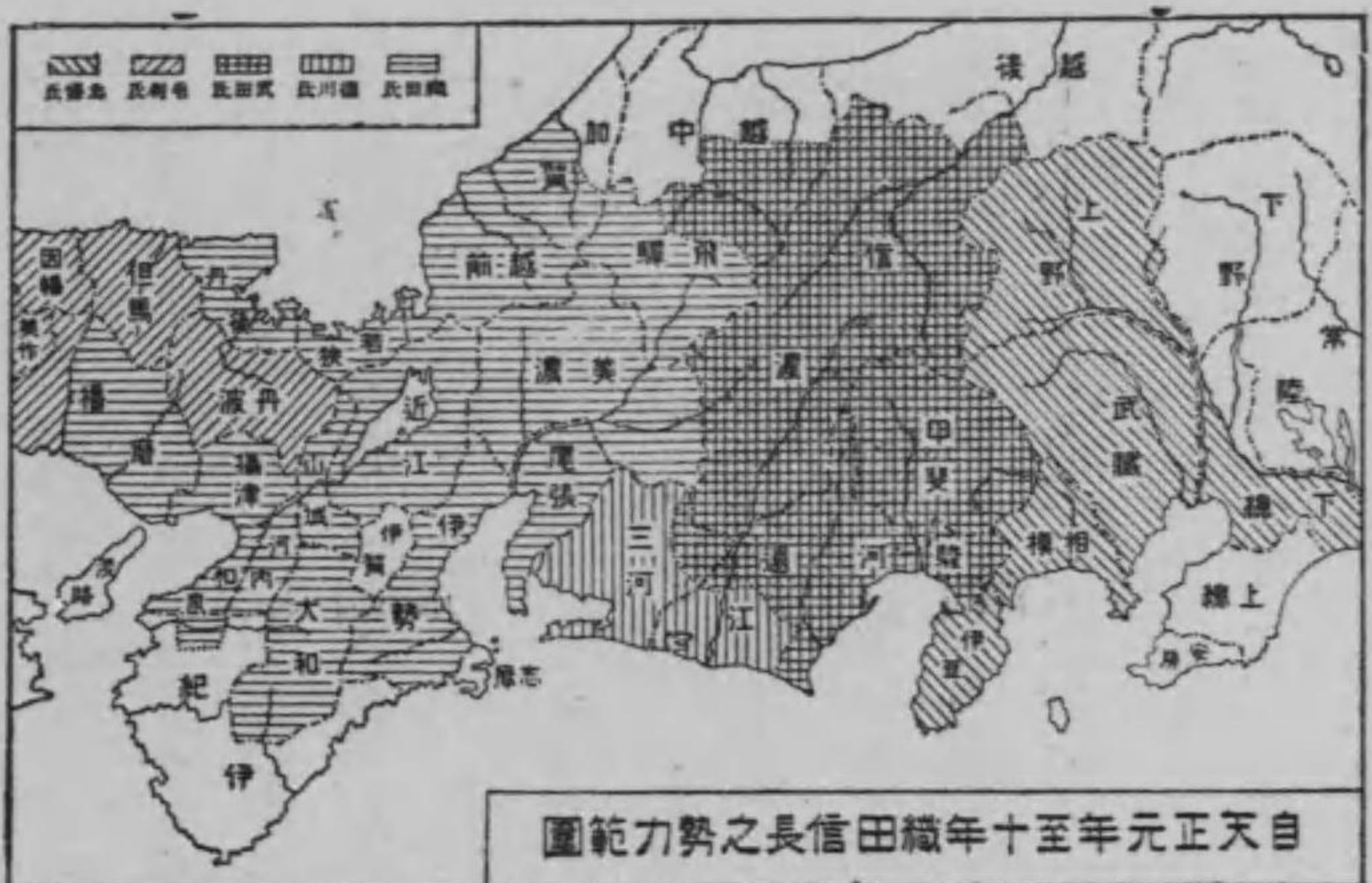
信長安土城を築く かくて、信長は天正元年(二二三三年)淺井、朝倉を滅し、同じく三年徳川家康と聯合して、武田勝頼を參州長篠に破り、四年、近江の安土

でなく、皇室を中心にして天
下を定めんとしたもので
あるとも想像する事が國
來る。

併し、子供に、教師の
意見を強ふることなく、
出来るだけ、子供自身に
考へしむべし、さうして、
後にこれについて、斯く
の議論がある位に上
の意見を紹介するがよ
い。

足利義昭が、信長の威
名盛なるを忌み、これを

除かんとしたる事實と、
先きに、信長に擁せられ
て將軍となつた時、非常
に喜んで、信長を父と呼
んだ事實と考へ合さしむ
べし。これは、教師が注
意を興へなくとも、子供
自身で考へ得るであらう
と思ふ。この事實を以て
義昭の人物を評價するこ
とは、出来ないにしても、
彼が、この點に於て、將
軍としての器でない事は
想像することが出来る。



自天正元年十年織田信長之勢力範圍圖

の地をトして、城を築いた。城は非常に宏壯なもので、當時その比類なく、七重の天主閣雲に聳えて壯麗を極めて居る。安土は四通八達の要地で天下に號令するに絶好の場所である。信長こゝを根據として四方を經略しようとしたのである。城は四年に工を起し、七年に成つたのであるが、信長は、起工の年こゝに移り、幕下の諸將を四方に出して、その經略の任に當らしめた。羽柴秀吉亦、命を受け中國に向つた。秀吉處々に戦ひ、天正十年(二二四二年)五月備中に入り高松城を攻めた。城將清水宗春固守して屈せず、秀吉、足守

足利十五代を擁護して、その時の天下の形勢を考へしむべし。さうして又、何故に、斯く戦亂が打撃ししかをも考へしむべし。而して後にこれについて、斯くの如き意見があるといつて、黒板博士の意見を簡単に、子供に解り易く紹介するもよい。

川の水を堰き入れて水攻めとした。時に吉川元春、小早川隆景、毛利輝元を擁して大舉して宗春を助けた。是に於て秀吉使を信長に遣はして親征を請ふた。信長、毛利氏を討つべき機會の至れるを喜び、兵を諸國に徴し、池田信輝、明智光秀をして先發せしめ、自らこれに繼がんと欲し、安土城を發して京都に入り、本能寺に館した。

本能寺の變 光秀、信長の命を受けて、所領丹波に歸り兵を一萬三千餘を率ゐて京都に上り遽に本能寺を襲つた。時に信長の兵僅に百餘、悉く戦死した。信長も出で、戦かつたが力及ばず、遂に火を放つて自殺した。時に信長年四十九。

光秀は、美濃の人である。諸國に流浪して居たが、後朝倉義景に仕へ、次いで細川藤孝に仕へたが志を得ず、遂に信長に仕へ、數度の戦功に依り天正三年(二二五年)丹波に封せられた。光秀のこの舉に出でし直接の原因は、徳川家康饗應の際、光秀その接待役を申しつかりながら、遽に出陣を命ぜられたことである。又光秀は信長の爲めに衆人稠座の中で辱められたことがある。これらの怨重つて遂に信長を弑するに至つたものと思はれる。武家閑談はこれについて次の如く述

又尊氏と頼朝のヤリ口の異なる處を比較せしめるもよいと思ふ。時代を概観すること及、前の時代と比較せしめることは、歴史上甚だ意味のあることである。

べてゐる。

「明智日向守、逆心は、心から起らず、皆信長公の被成たる事なり。或時に酒盛あり。七盃の大盃を、柴田勝家控へ居り候ふを、信長御意に、「明智へさせ」と被仰。日向守「中々御免被下候へ」といふ。無理にさせと被仰候處、勝家さす。日向守「存じも不寄難被下」と倦み申す時、信長公の御氣色を損じ、御立ちかゝり日向守をうつぶせに押し伏せ、御脇差を抜き、「酒を可呑か、此脇差を可呑か。若し酒を不呑ば、脇差を呑まさん」と御折檻。日向守、是非なく彼の盃にて、酒を呑む。其の後、稻葉伊豫守家人那波和泉守齋藤内藏助を、日向守、高知にて召し抱へ候。伊豫守方より斷り申せども不返候ふ。是の段、信長公御聞き被成、明智を召し、早々伊豫守方へ返し候へと、御怒候へども、御請不申上候に付、信長公御せきなされ、日向守を御捕へ、兩の髪を掴み、關の上へ當て御折檻。御爪、明智か月代さつきに入り血流れ候ふ。日向守申し上げ候は、「三十萬石の大祿を被下候へ共、身の欲に不仕、能き兵を抱へ候はゞ、偏に、御奉公の爲めに候」と申し上ぐる。其時、信長公「己、脇差を指したらば成

信長が、三十萬石の大
名たる光秀の兩の髪掴み
て關の上になら伏せた
る、又膳部を草鞋はきた
る儘、踏み割りたるが如
きは、彼の少年時代の狂
暴なる性質をこゝに表は

敗する奴なれど、丸腰なれば命を助くる」と被仰。日向守も、漸く退出せしと也。権現様（権現様は家康なり。家康駿河受領の恩を謝せんが爲め安土に來れるなり。）穴山道雪御同道にて、安土へ御登り有る時、大寶坊を御宿所に定め、御馳走は、明智日向守に被仰付。光秀、山海の珍味を集めて用意する。信長公、御鷹狩に御出で、大寶坊へ御寄被成御覽候へば、五月温氣故魚鳥さがり、臭氣甚しければ信長公御機嫌損じ、草鞋召しながら、拵へ置き候膳部己下、皆御踏みわり、中々御叱甚しきことなり。日向守迷惑し、又、新敷膳部魚鳥を調へ集め候處へ、毛利輝元、備中へ出張候間、明智事、彼地へ被遣候間、早々可被下旨也。日向守大に恨み、大分の支配用意させ、費を盡させ、又候や、西國行と被仰付被成度儘の被成様に、最早是非に不及とて謀反彌極め候』
信長の勲功 信長先きに勅を拜してより、天下を平げ、宸襟を安んじ奉らんとせしが事業半ばにして、不幸逆臣の手に墮る。朝廷その勲功を思召し、太政大臣従一位を賜られた。京都市外大宮村紫野の東なる船岡山なる建勳神社は、信長を祭つたものである。明治八年四月別格官幣社に列せられた。

したものである。彼をして、大衆を爲さしめたるは、彼の眞面目なる牛面であり、彼をして過らしめたるは、又、彼の他の牛面たる狂的性質である。と見ることが出来る。子供が、これを如何に見るかには注意すべきである。

信長の人物 有賀長雄博士は、信長の事業について次の如く論じて居る。「信長の政略は、旗下の功臣を諸國に封じ、己、將軍となり、之を統べ、天皇を奉戴して、以て、天下に號令せんとするに在りしが如し。而して、人才登用は、信長が、此政略を行はんが爲めに用ひし一手段たりしなり」と。黑板博士又信長の人物について、左の如く論じて居る。「信長は如何にも上手に人を用ゐた。そして非常に機敏な人でつまり氣で人を使ふといふやうな人物であつた。これについて逸事として傳へられて居ることは、嘗て信長が近習を呼んだことがある。近習がやつて來ても、何にも仕事を命せずして、もう宜いと言つて退けて仕舞ひ、三人に及んだが最後に呼ばれた近習が退く時に、疊の上にあつた塵埃を窺かに拾つて往つた。信長は直ちに其の近習を呼返し、凡て人間はさうなければならぬ。其心と氣で以て仕事をしなければならぬ。人の命令ばかり聞いて事をやるやうでは何も出來るものでない兵を用ゐるのもさうである。上からの命令通りにのみやつて居つては却て仕事が出来ぬといつて、大層其近習を褒めたといふ事である。其様な工合に信長は人を使ひ兵を用ゐ、諸將の自由に放任して、彼方此方を攻めさして

信長の人材を用ひ、これを信用して、その自由を許したるは、これ又彼をして、大業を爲さしめしものである。

居る。其恩賞といふものも、つまり其攻めた所を呉れて仕舞ふ。少しも惜むやうなことがないそれで諸將も一生懸命に働いた。それが今まで長い間麻のやうに亂れて居つた戰國時代を僅かに十四五年の間に平定することが出來た所以である。」

年表 (下巻の其一)

紀元	年	天皇	將軍	摘要	信長の年齢
二一八四年	大永四年	後柏原天皇	義晴	正月、北條氏綱、上杉朝興と戦ひ江戸城を取る。	
二一九四年	天文三年	後奈良天皇	義晴	織田信長生る。	一
二一九五年	天文四年	後奈良天皇	義晴	大内義隆、本願寺光教、北條氏綱、今川氏輝、朝倉孝景即位の資を上る。	二
二一九六年	天文五年	後奈良天皇	義晴	四月、今川氏輝卒し弟義元嗣ぐ。	三
二一九七年	天文六年	後奈良天皇	義晴	七月、北條氏綱、上杉朝定を河越城に攻む。	四
二一九八年	天文七年	後奈良天皇	義晴	十月、北條氏綱、その子氏康と共に、小弓義明を鴻巣に攻めて之を敗る。	五
二二〇〇年	天文九年	後奈良天皇	義晴	九月、尼子晴久、毛利元就を郡山城に圍む。大内義隆之を救ふ。	七
二二〇三年	天文十二年	後奈良天皇	義晴	二月、織田信秀、金四千貫文を献じて内裏修理の御料となす。 六月、今川義元、内裏修理の御料を上る。	一〇
二二〇五年	天文十四年	後奈良天皇	義晴	十月、上杉憲政、上杉朝定連台して、古河公方晴氏を奉じて、北條氏の居城河越城を攻む。	三

二二〇六年	天文十五年	後奈良天皇	義晴	四月、北條氏康河越城を救ひ、晴氏等の軍を敗る。	三
二二〇九年	天文十八年	後奈良天皇	義輝	三月、織田信秀歿し、(四二)信長繼ぐ。	一六
二二一一年	天文二十年	後奈良天皇	義輝	九月、大内義隆臣陶晴賢に害せらる。 十二月、山内憲政、北條氏康に攻められ、越後に奔り長尾輝虎に頼る。	一八
二二一三年	天文二十二年	後奈良天皇	義輝	三月、將軍義輝、上杉謙信に關東鎮定を命ず。 三月、武田信玄信濃を略す。 平手政秀、信長を謀めて自殺す。	二〇
二二一五年	弘治元年	後奈良天皇	義輝	七月、上杉謙信、武田信玄と川中島に戦ふ。 十月、毛利元就、陶晴賢を嚴島に滅す。	三
二二二〇年	永祿三年	正親町天皇	義輝	二月、毛利元就即位の資を献す。 五月、織田信長、今川義元を桶狭間に斬る。 六月、上杉謙信内裏修理を奏請す。	七
二二二一年	永祿四年	正親町天皇	義輝	二月、織田信長、松平元康と和す。 三月、上杉謙信大舉して、北條氏康の小田原城に迫る。 十月、上杉謙信、武田信玄と再び川中島に戦ふ。	八
二二二四年	永祿七年	正親町天皇	義輝	正月、北條氏康、里見義弘と鴻巣に戦ふ。 八月、織田信長、美濃の齋藤氏を滅して、岐阜に其の根拠を置く。(齋藤氏の稻葉城を岐阜と改稱す。)	一一
二二二五年	永祿八年	正親町天皇	義輝	五月、三好義繼、松永久秀等將軍義輝を害す。 七月、義輝の弟義昭近江に奔る。	一二

二二二五年	永祿八年	正親町天皇		十一月、織田信長、養女を武田勝頼に妻はす。	三
二二二六年	永祿九年	正親町天皇		五月、上杉謙信、越中を略す。 八月、足利義昭、朝倉義景に倚る。 十一月、毛利元就、尼子氏を滅す。	三
二二二七年	永祿十年	正親町天皇		十月、織田信長、御料所恢復の詔を拜す。	三
二二二八年	永祿十一年	正親町天皇	義榮	七月、織田信長足利義昭を迎ふ。 八月、織田信長、其の妹を淺井長政に妻はす。 九月、織田信長、足利義昭と共に入京、松永久秀等降り、近畿平定す。 信長、金萬匹を皇室に献じ、武人の占領したる御料地及び公卿所領の恢復を諸國に命ず。 十月、信長、義昭を推して將軍職に就かしむ。	三
二二三〇年	元龜元年	正親町天皇	義昭	二月、織田信長皇居を修理す。	三
二二三一年	元龜二年	正親町天皇	義昭	織田信長、資金を京都市民に貸附し、その利息を朝廷に納めしむるの制を立つ。 六月、毛利元就卒す。(七五) 十月、北條氏康卒す。(五六)	天
二二三二年	元龜三年	正親町天皇	義昭	十月、武田信玄京都に向はんとす。 十二月、武田信玄、徳川家康と三方ヶ原に戦ふ。	天

二二三三年	天正元年	正親町天皇	義昭	三月、將軍義昭、信長を圍る。 四月、武田信玄卒す。(五三) 七月、將軍義昭、信長に破られて奔る、足利氏遂に亡ぶ。 八月、信長、淺井・朝倉兩氏を滅す。	〇
二二三四年	天正二年	正親町天皇	信長	七月、上杉謙信兵を越中加賀に出す。	二
二二三五年	天正三年	正親町天皇	信長	五月、信長、徳川家康と聯合して、武田勝頼を參州長篠に破る。	三
二二三六年	天正四年	正親町天皇	信長	信長安土に築く。(四年起工、七年竣工)、この年信長、ここに移る。	三
三二三八年	天正六年	正親町天皇	信長	上杉謙信、信長と雌雄を決せんとし、三月十五日を以て、出發の期と定めしが、偶々病を得て、期に先つ二日、三月十三日卒す。(四九)	三
二二四二年	天正十年	正親町天皇	信長	五月、豊臣秀吉備中の高松城を攻む。 六月、明智光秀、信長を本能寺に害す。	元
二五二九年	明治二年	明治天皇		信長の祠に健織田社の職を賜ふ。	
二五三〇年	明治三年	明治天皇		健織田社を建勳神社と改稱す。	
二五三五年	明治八年	明治天皇		建勳神社を別格官幣社に列す。	

信長將軍とならざりしも、足利氏滅亡の後政権を握りしを以てこの欄に掲ぐ。以下の年表に於て*印あるは、將軍職に就かざるも同様の理を以てこの欄に掲ぐ。

第三十四 豊臣 秀吉

秀吉の素生 秀吉は尾張國中村の人、木下彌右衛門の子で、天文五年（二一九六年）の生れてある。彌右衛門は、初め織田信秀に仕へて足輕となつて居たが、秀吉八歳の時に亡くなつた。後、筑阿彌（筑阿彌も信秀に仕へし事あり）といふ者が、母の入婿となつたので、秀吉はそれに養はれて居た。併し、秀吉の素生については、異説が澤山にある。或は、筑阿彌の子であるといひ、私生兒であるといひ、公卿の落胤であるとも言ふ。何れが、ほんとうであるか、今日では殆んど解らないのである。

秀吉の幼少年時代 秀吉は、幼少の時から軍の話を書くことが好きであつた。當時、戦亂の世の中で、其處にも、此處にも、戦争があつた時であれば、秀吉は、その話を聞く爲めに夜の深けるも知らなかつた事があつた。七八歳の頃光明寺（尾張）の小僧となつたが、秀吉僧となることを好まず、日々悪戯ばかりして

居た。僧共も、もてあまして、これを生家に追ひ返さんとしたが、秀吉は、父に折檻されんことを恐れて、寺を焼拂ふとか、坊主共を打殺などいろ／＼の事を言つた。僧共もそれに恐れて、品物など與へ機嫌を取つて體よく寺を出した。秀吉の家は、もと／＼貧乏であるから、秀吉を養ふ事が出来ない。そこで十歳の頃から、人の奴僕たらん爲め、諸國流浪の身となつた。十六歳の頃、遠江に流れゆいて、久能の城主松下嘉兵衛之綱の僕となつた。機敏にして勤勉な秀吉は、主人松下の信用を得たが、同僚の爲め嫉まれて尾張に歸つた。時に秀吉二十歳であつた。

秀吉の立身 秀吉は、どうかして、信長に仕へたいと思つて居つたが、或時、信長が清洲より外出したるを道に迎へて、父筑阿彌が、織田家に仕へた舊縁を述べて奉公せんことを請ふた。信長、その動靜を熟視して居たが、笑つて、『汝が面猿に似たり、心も軽く氣も好からん』とて、その日から召使つたといふことである。

初めは草履取といふやうな卑しい役であつたが、信長に、その才能を認められ

本課教授の要旨

秀吉、信長の志を繼いで天下を一統せし事、皇室を尊び、御料を獻じ、天下の諸侯をして、天皇に忠にして關白の命令に背かざらんことを誓はしめし事、秀吉の志は、天皇を奉戴して、天下を一統せんとするにあつた事

を知らめしるを以て、本課教授の要旨とする。

教授上の注意

秀吉は、戦敗の家に生れながら、天下を統一する程の英傑であつた。一體、この時代は、大した家柄でなくとも出世の出来る時代であつた。足利氏の權勢は細川氏に移り細川氏より三好氏に、三好氏より松永氏と政權がだん／＼と下に移つて行

て段々出世をした。或時、清洲の城の垣百間ばかり崩れたるを、修繕するに二十日もかゝつて未だ出来なかつた。秀吉新に信長の命を受けて、これが監督をした。秀吉は百間を十組に割りつけて、これを督勵したから、その翌日出来上がった。信長は非常に喜んで、即日その扶持を増加した。

かくて、秀吉は、次第に登用せられて部將の列に加へられ、屢戦功があつた。天正元年(二二三三年)信長、淺井長政を滅すや、その采邑二十二萬石を秀吉に與へた。秀吉、その恩賞の信長の舊將たる丹羽長秀、柴田勝家に超えたるを以て、その嫉みを受けんことを恐れ、その勇名を慕ふと稱して、その姓を羽柴と稱した。

中國平定 天正五年(二二三七年)十月秀吉、信長の命を受けて中國を平定すべく播磨に下つた。その年十一月上月城を陥れ、その翌年、別所長治を三木城(播磨)に攻めた。七年には、備前、美作の宇喜多氏を攻めて、これを降し、八年遂に三木城を陥れ、九年、鳥取城を陥れて因幡を定め、十年五月備中に入りて清水宗治を高松城に圍んだ。城兵善く戦ひて城容易に落ちない。秀吉、力攻めにして兵を損することの不利なを察し、長堤を築いて、足守川の水を堰き止め、城に

つた。織田信長にしても亦、大した家柄ではなかつた。

秀吉、微賤より身を起して、天下の政權を取るに至りしは、所謂運が強かつたにもよるけれども、彼の天性に非常に優れた處あると、事を爲すに當つて、人並優れて忠實であつたことに依るものであると言はねばならぬ。

秀吉が、幼少年時代に

注いだ、是に於て新堤より城に到る百八十八町歩の地は渺茫たる湖沼に變じ、折柄降りしきる梅雨に水量を増し、城が危くなつた。毛利輝元、小早川隆景、吉川元春大兵を率ゐて來り高松城を助けんとすれども、秀吉の警戒嚴にして、堤坊を潰すことが出来ない。秀吉持久の策を取りて戦はない。隆景、信長、信忠の親征近きにあるを探知し、所領十ヶ國の中、備中、備後、美作、因幡、伯耆の五ヶ國を譲り、高松城の將士を助けんことを條件として、講和を申し込んだ。併し、秀吉はこれに應じない。假令應ずるとしても高松城主に切腹をさせなければ、その一分が立たぬと言つて容易にこの和議を纏めようとはしなかつた。宗治は、自分の爲めに、毛利氏に煩を及ばすを欲せず六月四日、小舟にて城を出て兩軍の面前に自殺した。本能寺の變報は、その前日、三日の晩に秀吉の許に達した。秀吉これを秘し、宗治の自殺するや直ちに和議を結んで軍を還した。

山崎の戰 天正十年(二二四二年)六月二日、光秀、信長を弑し、人望を博する爲め、公卿及庶民に金穀を與へ、江州に入つて安土城を攻落した。時に、信長の部將、柴田勝家は越前に、瀧川一益は關東にありて各敵に當つて居た。徳川家康

於て爲したる事は、歴史的事實ではないけれども、彼が、幼年、歴史的人物となる原因は、こゝにあると言はなければならぬ。教師は、單に秀吉の幼少時代を知らしめるといふことのつを目的とせず、この點に注意する必要がある。

秀吉の幼少年時代を語る前に、兒童をしてその時代がどういふ時代であつたか考へしめる必要がある。兒童は、五年の

は、堺より、僅の兵と共に伊賀伊勢を経て本國に逃げ歸つた。たゞ、信長の三子信孝、丹羽長秀と四國に赴かんとして住吉に居つたが、躊躇して、攻むることをしなかつた。然るに、秀吉は、この變報に接するや、直ちに毛利氏と和し、軍を還して姫路に至り、こゝに軍備を整へ、同月十一日、攝津の尼ヶ崎に至り、信孝長秀及堀秀政・池田信輝・高山右近・中川清秀等と富田(攝津)に會し、十三日光秀を山崎(山城攝津の界)に破つた。光秀、退いて勝龍寺城(山城)に入りしが、夜、逃れて、坂本城(近江)に入らんとし、小栗栖(山城)にさしかゝりし時、土民の爲めに殺された。本能寺の變あつてより、こゝに至るまで僅かに十一日。これより秀吉の威名大に揚り、その勢諸將を壓するに至つた。朝廷その功を賞し、十月特に従五位下に叙し、左近衛少將に任じ給ふた。

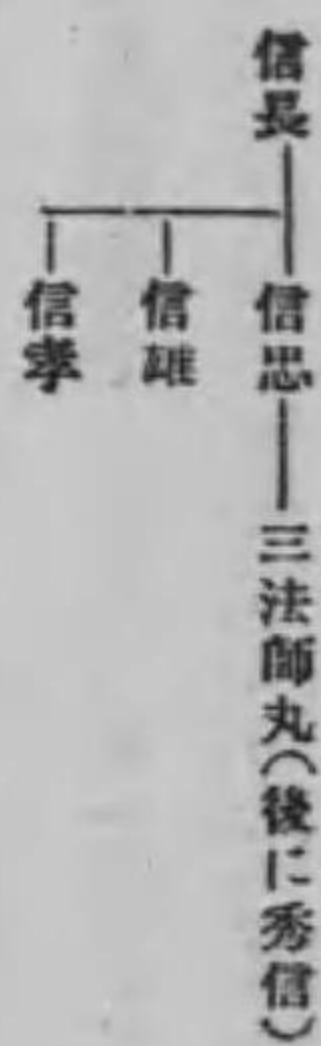
勝家を滅す これより先、柴田勝家は越前にあつて、本能寺の變を聞き、一族佐久間盛政を留め、自ら光秀を討たんとしたが、途て、光秀既に殺されたと聞き、清洲に入つた。秀吉も亦清洲に來り、柴田勝家・丹羽長秀・瀧川一益・池田信輝等と後嗣問題について元老會議を開いた。信雄、信孝互に嗣を争ひ、信長の後を嗣

終りに於て、これについて學んだ筈である。

秀吉が松下氏を去りし年は、川中島初度の台戦のあつた年であり、毛利元就が陶晴賢を嚴島に滅した年である。

松下氏を去つて、織田氏に仕へたるは、秀吉の出世の緒であつた。

秀吉は、賤役にある間も、眞面目に忠實に働いた。さうして總てについ



がんとせしが、信雄は兄なれども、父の弔合戦に出會せず、信孝は多少の戦功はあつたけれども、兄を超えることが出来ない。且つ二人共、既に出て、他家を相

續して居た。この會議に於て、勝家・長秀は信孝を推して、一益は信雄を推したが、秀吉は信忠の子三法師丸が信長の嫡孫であるの故を以て、これを立てんことを主張し、遂にこれに決し、信雄・信孝を輔佐とすることにした。

既にして、信孝、信雄と權力を争ひ、信孝は、勝家・一益と謀り、信雄と秀吉とを除かんとし、天正十年(二二四二年)十一月信孝兵を美濃に擧げた。これと同時に、一益は伊勢に兵を起した。勝家は、雪にとざされて出ることが出来ない。秀吉これを機とし、十二月七日、大兵を率ゐて近江に入り長濱城を陥れた。秀吉更に進みて、信孝を岐阜に攻めて、これを降し、翌天正十一年正月、一益を伊勢に撃ちて諸城を陥れた。勝家は、毛利氏に通じ、秀吉を挾撃せんと企て、佐久間盛政を先鋒として近江に入らしめた。秀吉軍を回して長濱に來り、賤ヶ岳に砦を築

て、機敏であつた。これが、出世を早からしめた所以である。

教師は初より説明することなく、事實を話してその意味を見事に考へさせやうにすべし。

秀吉が、二十餘萬石の領色を得たるは、彼が後年の活動に大なる關係を有つものである。

秀吉の中國平定は、叛臣光秀誅戮の功と共に、

いて守備を嚴にした。この時、信孝、復、兵を岐阜に起して、勝家に應じた。秀吉、信孝の約に背くを怒り、直ちに美濃に入り、大垣に陣して岐阜に迫らうとした。佐久間盛政、秀吉の不在に乗じて、賤ヶ岳の東麓なる大岩山の壘に迫つて、守將中川清秀を殺し、進んで賤ヶ岳を攻めんとした。秀吉、これを聞き、兵を還して、盛政を賤ヶ岳に破つた。この戦に、秀吉の部下、加藤清正・福島正則・加藤嘉明・平野泰明・脇坂安治・糟谷武則・片桐且元等槍を提げて、盛政の陣を衝き、勇名を表はした。世に、これを賤ヶ岳の七本槍といふ。勝家の兵、盛政の軍破ると聞き、逃走する者が多かつた。勝家散兵を集めて、越前に歸り北、莊(福井市)に入つた。秀吉、これを追ひ、その城を圍んだ。勝家力及ばず城に火を焼いて自殺した。信孝亦、信雄に攻められ、大御堂寺(尾張)に奔つて自殺し、一益も力竭きて降参した。朝廷、秀吉の功を賞し、参議に任じ、從四位下に叙し給ふた。

大阪城を築く 秀吉天下一統の志あり、その根據地として大阪に宏壯なる城を築いた。當時、中國に毛利氏、四國に長曾我部氏、九州に島津氏、大友氏、龍造寺氏あり、東には徳川氏、北條氏、伊達氏あり、北には上杉氏あり、これ等に對

信長薨去後に於ける秀吉の威名に大なる關係をもつてぬる。

高松城に於ける毛利と秀吉との戦は、毛利に取つて大事な戦であつた。毛利は、どうしてもこゝで、秀吉の軍を、くひとめなければならなかつたのである。

秀吉は、信長の援兵を借りなくとも、毛利の勢を破る實力があるのである。秀吉には、この日信があつたのである。され

して兵を用ふるの根據地がなければならぬ。大阪は、東と北とは大河を控へ西は海に臨み、物資の集散に便利なる地にして、要害も亦よい。竹中重門の豊鑑に、『天正十年の夏、羽柴秀吉、城州山崎に、明智を討ち取り、此に暫らく在陣。然れども、素より、山崎も住むべき所にあらずと思ひ給ひければ、攝津の大阪こそ、要害に付いても、西國船の出入の便に遠からざれば、爰をなん、住所に定め、城構へ、殿作り、ひだたくみ施し給ふ。』とある。天正十一年十一月工を起し、諸國に課して、巨石大木を運ばしめ、自ら工事を督して、翌十二年八月に工を竣へた。結構雄大壯麗を極め、本丸二九三丸の周圍合計三里八町に達したといふ。秀吉、こゝに移り、諸侯に邸地を與へ、市街を開いた。四方の商賈輻輳し、人口、日に加はり、こゝ一大都市を見るに至つた。

かくて、秀吉の官位、しきりに進み、天正十三年には、内大臣となり、關白となり、朝廷より豊臣の姓を賜はり、十四年には太政大臣となつた。

秀吉の勤王 秀吉、天皇の行幸を仰ぎ奉らん爲め、京都内野の地を相して壯麗なる邸宅を建てた。天正十三年(二二四五年)工を起し、十四年工成る。秀吉、

ど、秀吉は中國平定の功を信長に譲らうとしたのである。(前課参照) この點は、子供に話して置いてもよいと思ふ。

光秀を討つまでの秀吉の機敏は實に驚くべきものであつた。この機敏が、秀吉をして、功を爲さしめたのである。この點は、子供に注意せしむべきである。

信長在世の時、秀吉は、信長の忠實なる臣であつ

その年九月、大阪より移り、十六年四月十四日、後陽成天皇の行幸を仰ぎ奉つた。この日、秀吉風に参内して、天機をうかゞひ奉り、更に左大臣近衛信輔、右大臣今出川晴季、内大臣織田信雄、權大納言徳川家康以下文武百官を率ゐて扈從し奉つた。儀衛鹵簿の盛なる事、古今稀に見る所、貴賤老少遠近より來り集り、これを拜觀し、「はからざりき、今日また太平の様を見んとは」と涙を流して喜んだといふことである。聚樂第行幸記に、

『五畿七道より、上り集ひたる貴賤老少、かまびしき事もなく、聲をしづめて、風輦を拜み奉るに、道すがらの管鼓の響、何となく殊勝にして、感歎、肝に銘じたり。昔の行幸の儲の御所は、惣門の外まで出迎へ給ふとぞ。今の儲の御所は、關白殿供奉の役なれば、風輦、聚樂の中門に入らせ給ふ時、牛車は、未だ禁中を出で給はず、然れば、翠輦御輿よせに掻きつけ、右府晴季公、御簾をあげ、下御ならせ給ふ時、萬里小路充房、御裾をとり、やがて、うちへなし申しながら、未、御座へは着かせ給はず。上達部、殿上人、便宜の所に休らひ給ふに、殿下(秀吉)御車四足の門へ入らせ給ひ、御車寄にており給ひ、参り上り給

た。信長が助けて信長の志を成さしめんと努めた。信長に代つて天下を取らうとするやうな心は毫頭なかつたらしい。彼は嘗つて信長の子を養子として、所領を譲らうとした。そして自分はその志を海外に展はさうとした。併し、光秀を山崎に破つてからは、殊に柴田勝家や織田信秀が、秀吉を除かんとしてからは、信長の志を繼いで天下を一統せんとする心が起つたらしく思はれる。

うてより御座に着かせ給ふ時、殿下、裾を、うしろにたゝみ、御前に畏み、御氣色を取り、しばし候はせ給ひて罷りしりぞき給へば、御殿の御装束をあらためらる。稍ありて、殿下、又、参り給て、おのゝく着座の規式なり。』

とある。かくて、和歌の會、舞樂の催、御饗應などあり、風輦を駐め給ふ事五日、その間に秀吉は、京中の地子銀(戸税)五千五百三十兩、並に米地子八百石を御料として上り、近江國高島郡八千石を諸公卿に給與し、諸大名をして、皇室を尊崇し、關白の命に背かざらんことを誓はしめた。その時、諸大名をして書かしためた起請文は左の通りである。

- 一、就_レ今度聚樂第行幸_一 被_レ仰出_一之趣、誠以難_レ有、催_レ感涙_一事。
- 一、禁裏御料地子以下、並、公家門跡衆所々知行等、若、無道之族、於_レ有_レ之者、爲_レ各、堅加_レ意見_一 當分之儀不_レ及_レ申、子々孫々、無_レ異議_一之様可_レ申置_一事。
- 一、關白殿被_レ仰聽_一之趣、於_レ何篇_一 聊不_レ可_レ申_一違背_一事。

右條々、若雖_レ爲_一事_一於_レ令_一違背_一者、梵天帝釋四天王、總日本國中六十餘州大

彼が大阪城を築き、聚樂第に天皇の行幸を仰ぎ奉るに至つて、その志が、はつきり表はれて來た。

兒童をして、秀吉の勢力のだん／＼増長して行く點に注意せしむべし。

築城術の進歩は武器の進歩戦術の進歩を示すものである。子供にして、この點を考へせしむる必要がある。

小神祇、殊、王城鎮守、別氏神春日大明神、八幡大菩薩、天滿自在天神部類眷屬、神罰冥罰、各々可_レ罷蒙_二者也 仍起請如_レ件

かくて、十八日、天皇還幸あり、世にこれを聚樂第行幸といふ。秀吉、又、新に皇居を作り奉り、京都の市街を整へたれば、朝廷の御有様も京都の様も、信長の時よりは、一層立派になつた。

全國を平ぐ、これより先、秀吉と信雄との間が悪くなつた。信雄は、これまで、秀吉に尊敬されて居たが、秀吉が、勢力を得るに随つて、主客、その位置を換へるやうな有様となつたので、信雄は、心竊に不平を抱いて居た。秀吉、信雄と絶つに至つて、信雄は、家康の援を乞ふた。是に於て、家康、秀吉と戦を交へ、遂に小牧山の對陣となつた。幾くもなく、秀吉使を遣はして和を講せしめ、家康の子秀康を秀吉の養子とした。時に天正十二年十二月であつた。又十四年五月には家康、秀吉の妹を娶り、同年十月には、家康、秀吉と大阪に會見し、兩雄、こゝに握手するに至つた。

又、秀吉は天正十三年に、兵を四國に出して長曾我部元親を降し、天正十五年

又大阪築城と共に、ここに、都市の發達を見るに至つたことも注意すべきである。

秀吉は信長を助けて、その功をなさしめた。けれども、又、他の方面から考へると、信長は、秀吉の事業の大半を爲したものである。信長なくしては、秀吉は、かくまでの事業を爲し得なかつたかも知れぬ。信長あつての秀吉であると思へることも出来る。

には兵を九州に出して、島津義久を降参せしめた。是に於て、本州の大半及び四國九州は悉く秀吉に服従するに至り、皆京都に會同し、皇室を尊び、關白の命に従ふことを誓ふた。獨り、北條氏は、箱根・碓氷の天險と將士の驍勇とを恃み、秀吉の招に應じなかつた。當時、北條氏は、氏康の子氏政孫氏直、小田原の堅城に據り、武藏・相模・伊豆・上總・上野及び下野・下總・常陸・駿河の一部を領して居た。天正十八年(二二五〇年)三月、秀吉、兵十七萬を率ゐて、北條氏を小田原に攻め

た。徳川家康は、東海道より、上杉景勝、前田

北條早雲―氏綱―氏康―氏政―氏直

利家は東山道より進み、家康は、箱根の山中城を抜き、利家、景勝等は碓氷を踰え、上野・武藏

の諸城を陥れ、秀吉亦諸將を率ゐて、小田原に逼り、石垣山に壘を築きて全軍を督勵した。されど城堅くして容易に抜くことが出来ない。秀吉長圍の計を取り、屢宴を開いて將士を犒ひ、又、將士をして妻子を國元より呼ばしめ、自らも淀君を召寄せ、謠曲、田樂などする人々を呼びなどして倦むことなからしめた。そのうちに、城兵力盡き、内通する者などありて、城遂に陥つた。そこで、氏政は自

信長及秀吉は、不統一

なる天下を統一あるものとしようとした。而して、信長は、その大半を爲し、秀吉は、これを完成した。しかも、皇家を中心として、これが統一をなさうとした、天皇を奉戴して、天下の政治を爲さうとした。信長然り、秀吉亦然りである。

この點は、足利時代と、大にその趣を異にして居る。

この意味よりして、信長秀吉に至つて新時代に

殺し、氏直は高野山に放たれて、北條氏は早雲以來五代にして滅んだ。奥州の伊達政宗は、小田原の陣中に伺候して秀吉に歸服するに至つた。こゝに於て、關東奥羽悉く平定し、秀吉は天下を一統するに至つた。時に天正十八年(二二五〇年)であつた。應仁の亂が始つてから(二二二七年)こゝに至るまで、百二十四年を経過して居る。

諸大名の制御及配置 これについて、黑板博士は、國史の研究に於て、左の如く述べて居る。「秀吉が諸大名を制御して行つた方法及諸侯の配置についての注意は、何ういふ風であつたかといへば、秀吉は非常に潤滑な、そして度量の大きい人であつたから、其頭には日本の事ばかりでなく、支那を征伐する考も既にあつたらしい。諸侯に與へるのに廣大な土地を與へても少しも驚かぬ。若し歸服するものがあれば、其儘從來の領地を呉れて置く。毛利氏の如きも殆んど中國の大半を有し、島津氏も城下の盟をさせられながら、尙薩摩大隅及び日向の一部を領することが出来た。これは殊に九州地方に多かつた。蓋し秀吉の胸中証明の快舉已に決し、彼等をして力を致さしめんとした故であらう。併し東國の方では中々

はいつたといふことが出来る。

これは、歴史上最も重要な點である。子供をして、この點に注意さねばならぬ。

奏樂第の行幸の儀衛南簿の盛りにし事を教科書の圖によりて説明し、その實際を想像せしむべし。

遠近より集まり來りたる老若男女が、はからざりき今日、の有様を見

思ひ切つた諸大名の配置をやつた。徳川氏は信長の時代に於てすら對等の關係であつた。秀吉に節を屈して和し、信濃、甲斐、駿河、三河、遠江の五ヶ國を領して居つたが、北條氏を亡ぼしてから、秀吉は徳川氏に對する用心もあり、從來徳川氏が治めて居つた土地を取り上げて、北條氏の八ヶ國を與へた。家康も其の處置については大に弱つたが、秀吉に反對するの不利なるを知つて居るから、其命を奉じて北條氏の領地に移つた。そこで秀吉は徳川氏の舊領地を織田信雄に與へたところ、信雄は今まで自分の有して居つた尾張、伊勢を奪はるゝことが不平で、

成るべくもとの土地を領して居たいと秀吉に請うた。秀吉大に怒り、初め與へんといつた五ヶ國を沒收し、信雄を美濃に流した。そして今いつたやうに家康に關東八ヶ國を與へたけれど、家康の人物及び經歷から考へ、秀吉は關東と京都との間に腹心の人を配置し、且つ蒲生氏郷を奥州の會津に封じて家康の背後を押へしめた。殊に近江の佐和山には石田三成を置いて京都に於ける押へとし、大和には弟の秀長を置いて隱然京都を守らせるやうにした。此諸配置は後に家康が一部分之に倣ひ、更に周密な考慮をなすに至つた。」

んとは」と喜びしは、如何に秀吉の事業が、世人の歡迎をうけしかを示すものである。

京中の地子銀五千五百三十兩米地子八百石は、年々御料として上つたのである。

子供んして、後奈良天皇の御時、皇室衰へ、公卿・生活に窮して、四方に離散せし状態を回想せしめ、時勢の變遷を知らしむべし。

聖樂第に行幸を請ひ奉りしは、天下の諸侯をして、皇室中心に政治を爲すべきものたることを知らさん爲のものである。

秀吉は、遂に、應仁以來亂れに亂れし天下を統一し、上天皇の宸機を安んじ奉り下人民をして安堵の思ひを爲さしめた。子供をして、秀吉の如何なる行爲が、斯くの如き大業を成遂げしめしかを具體的に考へしむべし。

「諸大名の制御及配置」に於て、秀吉の用意が如何に周到なりしかを、味はしむべし。且つ、その間にいつも海外に發展せんとする念の存せし事を思はしむべし。

第三十五 豊臣秀吉 (つゞき)

秀吉明と交を修めんとす 教科書に『秀吉既に國內を平げれば、更に明と交を修めんとし、朝鮮をして其意を通せしむ。然るに明我が求に應せざるにより、秀吉は道を朝鮮にかりて之を伐たんとせしが、朝鮮は明を恐れて従はざりき』とある。今、既往に溯りて、我が國と明との關係、我が國と朝鮮との關係、明と朝鮮との關係について考察して見よう。

我が國と明との關係 明の太祖が元を亡ぼして帝位に即きしは、我が紀元二千二十八年にして、足利義滿がその家を繼ぎて將軍と稱せし年である。これより八十七年前(一九四一年)我が國と支那との國交は、弘安の役によりて斷絶したのであつたが、義滿の時に於て、再び舊に復することになつた。この事については、本書上卷第二十七『足利氏の僭上』に於て述べて置いたのであるが、黒板博士の國史の研究は、この時の事情を稍詳しく述べて居る。次にこれを紹介して見

本課教授の要旨

我が國と明國との關係
我が國と朝鮮との關係を
歴史的に考察せしめ、秀
吉外征の目的、外征の状
況、外征の結果を知らし
めると共に、當時の民心
の海外に向つて發展せん
とする情勢を知らしめる
か以て、本課教授の要旨
とする。

よう。

『足利氏は驕奢のため、また神社佛寺を興隆するため、他に財源を求めざるべからざることゝなつた。即ち明との國交こゝに始まり、その貿易を奨励するに至つた所以の一はこの點に存するといつても過言でない。』

尤も日本と明との國交は、たゞに足利氏の方から希望したのではない、寧ろ足利氏以上に明王の欲したところであつた。それは元寇の後我が西邊のアフレ者、殊に瀬戸内海を中心とせし中國西海の海賊ども、南北朝の争亂には南朝方に屬したのもあるが、志を得ざるものが、朝鮮の南海岸より支那の沿岸にかけて掠奪を恣にするもの益々多くなり行き、彼國に於ても其防禦に對し手を焼いて居つた。之が即ち支那で倭寇と稱したもので、明の太祖の如き之を國家大患の一として居た程である。それで南北朝のころ既に使を發して倭寇を禁遏し國交を復せんことを申込んだが、當時征西將軍府の威九州に振ひ、太宰府に至れる明使は柳留せられて空しく引かへざるを得なかつた。

尤もこの以前既に足利氏は夢窓國師の意見により天龍寺造營の用脚を得んた

めに、所謂天龍寺船なるものを發遣したことがあり、足利氏の官營的貿易は早や行はれて居つたといつても可いかも知れぬが、國交は猶復するに至らなかつたのである。然るに明の太祖が書を贈つて倭寇の鎮壓を請ふや、義滿は之に承諾を與へ、明との國交またこゝに始まることゝなり、應永九年(二〇六二年)に賊船連々渡唐して狼藉に及ぶものを嚴罰すべく、鎮西の守護に命じて居る。即ち明との關係を密接したのは支那にあつては倭寇の鎮壓、日本にあつては貿易の利益のためで、倭寇が頻繁になればなるほど明との交通も頻繁となる傾向を有して居る。』

かういふ事情の下に、義滿は明と國交を修めたが、その時明主(成祖、成祖は明帝第四代なり)は、『日本國王源道義、心王室に存し、愛國の誠を懷き、波濤を踰越し、使を遣はして來り朝し、逋流人を歸し、寶刀・駿馬・甲冑・紙硯を貢し副ふる良金を以てす。朕其だ之を嘉す』(明主の國書、後小松天皇應永九年即ち紀元二〇六二年)といふ態度に出でたるに、義滿はこれを受けて、その答書(應永十年)に『日本國王源道義表す。臣聞く……』と書し、明の年號を用ひ(答書に)我が

教授上の注意

秀吉の外征は、秀吉が天下を一統して後に、突如としてその頭に浮んで來たものではない。我が國と明、我が國と朝鮮との歴史的關係は、秀吉の外征を考へるについては是非考へ合はさなければならぬものである。

我が國と明、我が國と朝鮮との歴史的關係は、

一面から見れば、我が國人の海外發展史である。南北朝時代より豊臣氏時代までは我が國民の海外に發展せんとした時代である。就中元龜・天正の頃は、この熱の最も高かつた時代であつた。

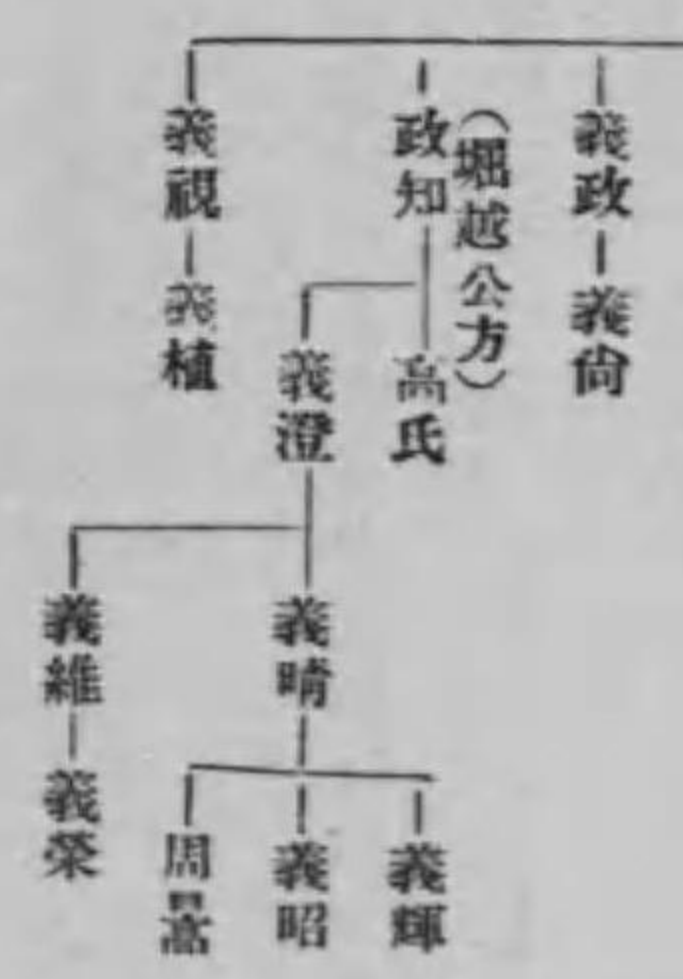
又南洋に於ける我が國民の活動も亦、海外に向つて膨脹せんとする當時の國民の進取的精神を表はしたものである。

秀吉の外征は、この思

國體の尊嚴を傷けるに至つた。義滿の子義持は、父義滿が我が國體を忘れて明の

尊氏・義隆・義満

義持・義量
義教・義晴



正朔を奉じたるを慙ぢ、明との國交を絶つたが、義持の弟義教に至つて、使を遣はして、又貿易を始めた。義教は義滿の如く、その書に『日本國王臣源某』

と記し、明の年號を用ひた。かゝる例は、義滿・義教に止らず、その後の足利將軍は、大抵かうであつたといふことである。

義滿の明と貿易を始むるや、明の成祖は勘合符一百通を義滿に與へた。勘合符といふは、商船と海賊船とを區別する爲めの手形である。明の成祖がこれを義滿に渡した時に、十年毎に一頁、毎頁、正副使二百人を限りとす、若し期にあらずして來り、定數を踰え、刀劍を帶ぶる者あらば寇を以て論ずるといふ條件を附した。

想これ等の人々の對外思想を、大きく表はしたものである。

田中義成博士は「當時は國運が海外に向つて發展せんとしてゐる時期であるから、海外に渡つて、身を立てやうとする藤吉郎は、千百を以て數へる程あつたらう。其の處へ、曠古の偉人たる豊公が出たのであるから、朝鮮・支那までも呑にしう」としたるは當然の譯で、公が乾坤を翻弄する大胸中から、斯かる大希冀を

義教の時、明は勘合符二百通を交附し、一頁毎に三百人と改めた。諸國の守護、

五山・南都の僧侶、兵庫・堺の商人、勘合符を幕府より受け、明に至りて貿易する者が多かつた。幕府は大内氏に命じて、これを管せしめた。後土御門天皇の文明六年(二一三四年)義政使を明に遣はして勘合符を求めたが、その使者、歸途海賊の爲めにそれを奪はれてしまつた。後柏原天皇の大永三年(二二八三年)將軍義晴の時、大内義興の使者、細川高國の使者と彼の國にて相争ひ、明との交通復杜絶するに至つた。後奈良天皇の天文八年(二二九九年)將軍義晴使を遣はして勘合符を求めた。この時、十年一頁、一頁毎に三百人を限ると約束したが、我が國の商人これを守らるざるを以て、明主はこれを拒絶せんとした。

備考

【天龍寺船】 足利尊氏の天龍寺(國史大辭典に、所在、山城國葛野郡嵯峨村字天龍寺、宗旨、臨濟宗、天龍寺派本山、京都五山の一、本尊釋迦牟尼佛、起原沿革、疎石(夢窓)を以て開山とす、曆應二年(南朝延元四年即ち紀元一九九九

發生したるに相違ないが畢竟するに、滔々なる時勢の潮流が、豊公をして此の壯圖を企てさせたものである。」と論じてゐる。

本課教授に際しては、子供をして、この點に注意せしめることが必要であると思ふ。

我が國と明、我が國と朝鮮の關係を考へるに、我がかうした時に彼がかうした、さうしてか

年)八月後醍醐天皇芳野行宮に崩御あるや、疎石、足利尊氏に説き、佛寺を建立し、罪障を消滅し、天皇の冥福を祈らんことを勸む、是に於て後醍醐・龜山二上皇の仙宮にして、天皇と因縁深き龜山殿の地に禪刹を建てんことを奏請し、十月光明院の勅許を得、大に土木を興し、安藝・周防二國を以て造營費用に充て、尊氏親ら其土石を運び以て之を助け、康永三年(南朝興國五年即ち紀元二〇〇四年)九月略成る。足利氏大に莊園田地を寄附し、疎石の建議を以て、商船を元國に通じ、其利益を得て之を造立の資に供し、康永四年に及んで、七堂伽藍を始め全く竣成し、輪奐の美を極む。同年八月二十九日落慶供養を行ふ、其地域西に龜山を負ひ、東は釋迦堂大路を堺し、南は嵐山を包ね、北は淨金剛院に及び、諸塔頭凡そ百五十箇寺、皆城内にありて、洛西第一の巨刹となる。」とある。)を建つるや、僧疎石(夢窓)足利直義と謀つて、其の造營の費用を元に募らんことを請ふた。尊氏はこれを光明院(北朝)に奏し、光明院は、明經・明法の諸博士に下して議せしめた上、これを御許しになり、毎年船二艘を出し、商賣の好惡に拘らず、歸朝の上、現錢五千貫を納むることゝなさしめた。そこで興國二年(二

五〇

ういふ結果になつたと表面的にのみ考ふることなく、彼の行動、私の行動の意味又はその背景となるべきものまで考へねばならぬ。

勿論、子供に多くを望むことは出来ないけれども、彼の力相應に、考へんとする心か起さしめればならぬ。

明と我が國との關係を述ぶるに當つては、本文の事實と備考欄の事實と

〇〇一年)、北朝の暦應四年に當る)始めて船を元に遣はし、若干の器物を載せて歸つた。これから毎年これが例になつた。世これを天龍寺船と言つた。

【南北朝のころ明主使を以て倭寇を禁遏し國交を復せんことを申込む】尊氏が天龍寺船を初めて元に遣はしてから二十八年、即ち我が紀元二千二十八年、吳王朱元璋(明の太祖)帝位に即き國號を明といつた。この年太祖は、書を日本及安南・占城・高麗の四國に送つてその建國を報じ、翌年三月更に次の如き書が我が國に送つて來た。

上帝、生を好みて不仁を惡む。我が中國、趙宋、馭を失してより、北夷、之れに據れり。心有るもの興憤せざるは莫し。辛卯以來、中原擾々たり。爾、時に山東に來寇せるは、胡元の衰弱に乗せるのみ。朕はもと中國の舊家なり。前王の辱を恥ぢ、師旅掃蕩二十年に垂んとし、遂に正統をつぐ。近頃、山東の某奏すらく、倭兵屢々海邊に寇し、生きながら人の妻子を離し、物命を損害すと。故に書を修めて特報す。詔書到るや、臣と稱して表を奉じて來廷せよ。然らすんば、兵を修めて自ら固うせよ。若し必ず寇を爲さば、朕まさに

を参照し、子供の理解力を標準に、事實の真相を失はざる限り、その材料を取捨すべきである。

義滿時代に於ける、明と我との國交は、明にあつては、和寇の鑑歴我にあつては、貿易の利益によつて成立したといつてもよい。子供をして、この點に注意せしむべきである。

明は、和寇を怖れ、これを以て國家大患となせしに拘らず、自ら持する

舟師を命じ絶海の徒を捕へ直ちに王都に抵り生きながら縛して歸らん。云々と、時に征西將軍懷良親王の威九州に振ひしが、明の使者を引見し、その書辭の無禮なるを見て、これを斥けた。

【義滿明に通ず】 義滿、明の我が國に交通する意あるを知り、初に使を出したのは、應永四年(二〇五七年)である。同八年、義滿、九州の商人肥富某を正使とし、僧祖阿を副使として次の如き書を明主に送つた。

日本准三后某、書を大明皇帝陛下に上つる。日本國開闢以來、聘問を上邦に通せざる無し、某、幸に國鈞を乗り、海内虞無し。特に往古の規法に遵ひて肥富を使とし、祖阿を相副へ、好みを通じ方物を獻す。金千兩・馬十匹・薄葉千帖・扇百本・屏風三雙・鏡一領・筒丸一領・劔十腰・硯宮一合・文臺一個。海島に漂寄せる者幾許人を搜尋して、之れを還す。某誠惶誠恐頓首々々謹言。

明主(成祖)が、使僧道彝一如をして『日本國王源道義、心王室に存し、愛君の誠を懷き……』の國書を齎らしめしは、義滿のこの書を送りし翌年であつた。義滿の明に通せし時は、その子義持に將軍職を譲つた後である。

こと尊大、我を臣從せしめんとす。こゝに彼の彼たる處が表はれてゐる。

これに反して、義滿は、自ら屈して、臣禮をとる。これ義滿の人格、その他の事情にもよることなれど、又彼が如何に財政に窮し、貿易の利を得んとする心の切なるかを見ることが出来る。

和寇も初は貿易の利を目的としたが、後には侵略を目的とするに至つた。

【貿易の重なる物】 我國より輸出するは銅、海産物、漆器、丹木等、明國より輸入するは絹絲、藥品、茶、紙、書物等であつた。

我が國と朝鮮との關係 朝鮮も亦、倭寇の爲めに苦しめられた。國史大辭典に「安貞元年(一八八七年、高麗の高宗十四年)五月、邦人金州に寇せしより以後、屢々侵略を試みたるを以て、高宗は使を送りて之を禁せんことを請ひしことありしが、其勢力は益熾にして、忠定王(高宗より九代の後)以後は、殊に甚だしかりき、即ち我が正平五年(二〇一〇年、忠定王二年)には固城、竹林、巨濟等を侵したりしが、朝鮮は大に之に苦しみ、正平七年(高麗恭愍王元年)之を禁止せんことを我が國に請ひたれども、當時の將軍足利義詮は、南北兩立し、紛亂已まざるの故を以て辭し、尋で辛禰王(忠定王の後が恭愍王、恭愍王の後が辛禰王、我が紀元二〇三五年——二〇四八年)のはじめの時、重ねて之を請ひたれども、將軍足利義滿また之を卻く、時に藤原經光といへる者順天にありしが、全羅道元帥金先致、之を誘殺せんとして成らず、是に於て其徒激怒し、入寇することに、婦女嬰

た、彼等はもと無學、國家の將來を思ふものではないけれども、その内に横溢せる元氣は、當時に於ける何ものかを語つてゐるものと見なければならぬ。

和寇は海賊である。こゝにあるは、我が國の國辱であるとも考へられる。けれどもその内に横溢せる元氣は、當時の我國臣の海外發展熱を表はすものである。

孩を屠殺し、頗る惨を極む。而して其侵掠せる地方は、大抵西南境なりしが、後ち轉じて江陵、洪州、淮陽より、咸州、洪原、北青を屠れり。高麗の衰亡する、其力興りて多きに居る。高麗亡び、朝鮮之に代るに及び、國王李成桂は、我が元中九年（二〇五二年、朝鮮太祖元年）使を送りて倭寇を禁せんことを求めたれば、義滿は鎮西の諸將に命じて、浮虜を還さしめ、また侵略を禁遏するの令を布き、應永五年（二〇五八年）同十六年（二〇六九年）また請によりて此事ありしも、必竟空文に過ぎずして、邦人の朝鮮を侵すもの益甚しかりき。就中永正三年（二一六六年）には、對馬の民數百人、釜山、養浦を侵し、熊川城を陥れ、弘治元年（二二一五年）、朝鮮明宗十年）には、邦人七十餘艘を以て全羅道に入り、達梁を犯し、良興、唐津の諸邑を陥れ、殺掠甚だしかりき。豊臣秀吉の時に及び、やゝ天下統一せるを以て、倭寇の徒の勢力昔日のごとくならず、尋いで漸く衰へたり」とある。

明と朝鮮との關係 國史の研究に、『支那と朝鮮との關係を觀るに、支那の歴史朝中で明朝ほどよく朝鮮を服したものはなかつた。文物制度を始めとして殆んど

彼の龜井茲矩の琉球及臺灣を得んとしたるが如き、鍋島直茂の領土肥前を去つて、支那に植民せんとしたるが如き和寇と同様、内に横溢せる元氣を外に表さんとしたるものである。秀吉の外征亦、この思想に基くものでありと見ることが出来る。

又原田孫七郎のフィリッピン群島に往復したる如き、其の他媽港、安南、東京、占領、東埔塞、太泥に往來したる人々の如

明朝風となつて了つた。李朝はその勃興の時から既に明に關係が深かつたのである。それは高麗の末に崔瑩といふ將軍と李成桂といふ將軍とあつて、崔瑩は明朝に反對する方、李成桂は明朝に屈服する主張者なりしが、政府の議は明に反對することに決し、李成桂を將として兵を出したところ、李成桂は却つて明に降り、廢立を謀りて、遂に李朝を開くことになつた。されば、李朝が明に鋒を向けるやうなことは到底出来ることではなかつた。」とある。

我が國人の海外發展 彼の倭寇と稱ふる者も最初は貿易を目的としたものであつたが、意に満たざる事ある時、奪略するやうな事があつた。それが後に、掠奪侵略が目的となるに至つた。さうして其の勢甚だ猖獗で、支那、朝鮮の朝野をして戦慄せしめる程であつた。これ國際關係から考へて、決して賞讃すべき事ではないが、又以て當時に於ける我が國民の海外に於ける活動及元氣横溢せる有様を見るに足るものである。

元龜天正の頃は、海外熱の最も盛んな時代であつた。豊臣秀吉の親任を蒙つた龜井茲矩は、天正十年六月八日、明智光秀の誅戮を議するの際、秀吉より、『嘗て

きも、當時に於ける我が國民の進取的精神を表はしたものである。

龜井茲矩の如き、鍋島直茂の如き、秀吉の如きは、和寇と同様、侵略主義で國際關係から考へて決して褒むべきものではない。けれども、歴史的事實を考へるに當つては現代の思想を以てこれを批判するよりは、當時の人の思想が如何に發展したかを見ることに重きを置かねばならぬ。

汝に出雲國を與へんと欲し、既に信長公に告ぐ。然るに講和の時、其の國の半ばを以て輝元に與ふ。其の他更に望むべし」と言はれて、「今、明智誅せらるれば、則ち六十餘州總て麾下に屬す。然らば則ち我れ何をか日本に有せんや。但、願ふ所は琉球を賜へ」と答へたと龜井家譜にある。當時琉球は我が所屬ではなかつたのである。秀吉は、その志の壯なるを嘉みし、腰に帶ぶ所の扇を取つて、「龜井琉球守殿」と書し、その裏に署名して、手づから茲矩に與へたといふことである。

茲矩は、又、支那の臺州を望んだことがあると見えて『龜井臺州守殿』と宛てた秀吉の書狀が龜井伯爵家に藏せられてあるといふことである。

又、鍋島直義が領國たる肥前の人民は、早くより支那に移住して一部落を成して居たといふことが、加藤清正の書狀にある。又、征韓軍が起つた時、直茂が「肥前を返納して領民の移住して居る支那の地を拜領したい。」と言つたと同書狀にあるさうである。

泉州界には、當時富有なる商人多く、繁榮なる土地の一つであつた。この地のかゝる繁榮は海外貿易によつて得たるものであると言はれて居る。

我が國人は、支那・朝鮮に往復せるのみならず、南洋方面にも往來して盛んに貿易をして居つた。原田孫七郎の如きは、屢々フィリピン群島（この時分、我が國人は、これを呂宋と呼んで居た。）に往



來して、その地の事情に通じ、秀吉に勸めて書をその大守に贈らしめた。（當時、フィリピン群島は西班牙の領土で、西班牙政府は、マニラに政廳を建て、大守を置いてこれを統べしめて居た。）我が國人は、フィリピン群島の外、この方面に於て、媽港（今の澳門）安南（印度支那半島東部）東京（印度支那の東北部にして安南の北にあり。）占城（印度支那半島の東南部に於て安南の南にあり。初めは占婆と書きしが、後占城と書くに至る。）東埔寨（印度支那半島の南部）太泥（暹羅の南部にして、馬來半島

應仁の亂後、將士は戦に疲れ、戦に倦き、一般民衆又戦争の慘禍に苦しみ平和を熱望した。彼が如何に平和を喜びしかは秀吉が聚樂館に後陽成天皇の行幸を仰ぎ奉つた時、これを拜觀せんと遠近より集まり來りし民衆が「はからざりき、今日また太平の有様を見んとは」と涙を流して喜んだといふ事實にも充分表はれてゐる。征韓の諸將また平和の一日も早く來らんことを熱望してゐたと

これ等の事實より考へると、秀吉の外征は決して我が國民全體を代表したものでない。併し又、この外征は秀吉一個の野心を貫かんとするものではなく、前に述べた如く、當時の對外思想を代表したるものと見ても差支はあるまいとおもはれる。

我が國と朝鮮との關係については、神功皇后以來の關係を兒童自身に考察せしむべし。

の中部東岸の港)にも往來して貿易を營んで居た。

これ等の事實は、當時の我が國人が、島國內に甘んぜず、海外に向つて膨脹せんとする進取的精神の旺盛なるを表はしたものである。近世日本國民史の著者徳富氏は、その著に於て、次の如く論じて居る。

日本即ち世界で、世界即ち日本と云ふ様な狭き見は、全く徳川時代の産物だ。此の時代の思想に囚れた者は、小き谷川を隔て、も、尙隣國の感を爲し、日本以外の地に向ふは地獄に向つて旅行する様に思ひなしたが、元龜天正時代に於ては、支那も、朝鮮も、暹羅も、呂宋も、南蠻も、乃至羅馬も、西班牙も、葡萄牙も、決して別世界の感をなしては居なかつた。彼等は必しも、天涯比隣、四海一家の思をして居なかつたであらうが、さりとて決して日本と世界を隔離しては見なかつた。別言すれば、日本と世界との距離を、極めて接近して考へて居た。蓋し元龜天正の時代は、日本が漸く世界化せんとする時代であつた。これと同時に、或程度までは、又た世界を日本化せんとする時代であつた。

秀吉外征の目的 續本朝通鑑に、

朝鮮に於ける和寇につ

いては、我が安貞元年即ち北條泰時時代に初まり豊臣秀吉時代に衰へたと、その期間三百五十六年に涉れること。これが爲め朝鮮は非常に苦しみ屢これを禁過せんことを我が邦に請ひしこと位に止め、委しく説述する必要はなからうと思ふ。

永正三年は、將軍足利義澄の時である。

弘治元年は、將軍足利

馬場元就の時、川中島初度の戦のあつた年である。

又毛利元就が陶晴賢を嚴島に滅した年である。

高麗が亡んで李成桂が立つて李朝を開いたのは我が紀 二千五十二年で、足利義滿の時である。

豊略の道徳的判斷より、當時の人の元氣横溢せる點に着眼せしむべし。

龜井茲矩の琉球を以み

天正六年二月(二二二三年)甲辰、秀吉師を帥ひて播州に向ふ。發するに臨み、信長、秀吉に謂ひて曰く『我れ播磨を以て汝に授けん。策を運らし、身を全うして毛利を滅せば、則ち、中國悉く、汝、其れ之を管せよ。勉めて懈る勿れ』と。秀吉對へて曰く『君の餘威を假りて西征す、則ち何の處か平かならざる。中國の如きは、則ち破竹の如けんのみ、臣、速かに中國を平げて、之を獻せば、分ちて麾下の群士に與へ、而して九州管領を賜へ。筑紫を統治し、而して朝鮮を圖り、中華を窺ふべし。是れ臣の素志なり』と。信長笑ひて曰く『汝大膽と謂ふべきなり。』

とある。日本外史にも亦同様の記事がある。これには確かな證據がないから俄かにこれを信する譯には行かぬが、海外熱の盛んであつた當時の事情から考へ、秀吉の性格から考へて、これを虚妄なりと排斥する譯にも行かないやうにも考へられる。田中義成博士は、これについて、

當時は、國運が海外に向つて發展せんとして居る時期でありますから、海外に渡つて、身を立てやうとする藤吉郎は、千百を以て數へる程あつたでせう。

其の處へ、曠古の偉人たる豊公が出たのですから、『朝鮮・支那までも丸呑みにしよう』としたるは、當然の譯で、公が乾坤を翻弄する大胸中から、斯かる大希望を發生したに相違ありませんが、畢竟するに、滔々たる時勢の潮流が、豊公を驅つて此の壯圖を企てさせたのであらうと存じます。さすれば、其の外征の原因は、足利時代から、海外思想の發達した結果で、其の動機は姑らく、『中國征伐の時にあり』として、大差なからうかと思ひます。故に中國征伐は、實に海外征伐の第一歩にして、公が外征の顛末を記せんとすれば、必ずこの第一歩より、筆を起して然るべき事と存じます。

と論じて居る。参考と爲すべきである。天正十五年五月、秀吉が島津義久を降して歸る時、夫人淺野氏に宛てた書狀には、

高麗(朝鮮)の方まで、日本の内裏へ隨身申す可き由、早船を仕立て申し遣はし候。隨身申さず候はゞ、來年成敗申すべき由申遣はし候。唐國(明國)まで手に入れ、我等一期の内に申し附く可く候。下け墨(計畫)を致し候へば一段骨折れ申候。

といふ文句がある。天正十九年、秀吉が朝鮮王李^{えん}昭に與へたる書に、『予、大明に入るの日、士卒を將ゐて軍營に臨み、則ち彌々隣盟を修む可きなり。予の願ふ所は他なし。只佳名を三國に顯さんのみ』とある。

文祿元年(二二五二年)五月十八日、秀吉が名護屋の本營より、京都なる秀次に與へた書狀に、

- 一、殿下(秀次)陣の用意油斷あるべからず候。來年正・二月頃、進發たる可き事。
- 一、高麗都(京城)は去二日(四月)落去(陷落)候。然る間、彌^{いよく}急^{きつ}度、御渡海(秀吉)なされ、此の度、大明國までも残らず仰せ附けられ、大唐の關白職御渡し成さる可く候事。

一、大唐の都へ叡慮うつし申す可く候(都を明都に遷すの意)其の用意あるべく候。明後年行幸(後陽成天皇)たるべく候。然らば、都の廻はりの國々十箇國、之を進上す可く候。其の内にて諸公家衆何れも知行仰せ付けらる可く候。

一、大唐の關白、右仰せらる、如く、秀次へ譲らせらるべく候。然らば、都の廻はり百箇國、御渡しなさるべく候。

六〇 豊臣秀吉は
九州を望みしも、又以て
當時諸侯の意氣を見るに
足るべきものある。

豊直直茂の領民が、支那に移住して一部落を成してゐた如き、又彼が肥前を返納して領民の移住してゐる支那の地を拜領したい。』と秀吉に請ひたるが如き、又當時泉州堺が繁昌したるが如き當時の國民の海外發展慾の盛なることを證する資料として見逃すべからざるものである。

略圖を描き、我が國民の往來せし範圍を明確に知らしむべし。

上の如き交通は當時の我が國民の海外に發展せんとする進取的精神の盛なるを語るものである。この精神は、西班牙人が、フィリピンに來りて、東洋貿易に従事したると同じ精神であり、こゝに東西文化相接せんとしたるは注意すべきである。

彼の足利時代に於ける

日本の關白は大和中納言(羽柴秀保)備前宰相(宇喜多秀家)兩人の内、覺悟次第仰せ出ださるべき事。

一、日本帝位の儀、若宮(後陽成天皇の皇子にして後の後水尾天皇)八條殿(皇弟知仁親王)何れにても相究めらるべき事。

一、高麗の儀は岐阜宰相(羽柴秀勝)か、然らざれば、備前宰相置かるべく候。

然らば、丹波中納言(羽柴秀俊)は九州に置かるべく候。

一、晨且國(支那)へ叡慮なされ候路次は、例式行幸の儀式たるべく候。御泊

々、今度出陣の道路、御坐所然るべく候。人足・傳馬は國限りに申し付けらるべき事。

とある。相國寺の住持有節の日記によれば、後陽成天皇は御渡海の御決心をなされたといふことである。

秀吉の右筆山中橋内が、名護屋の陣中から、大阪に居る大奥の女中に宛てたる書状には、

一、上様御渡海なされ候船共、急ぎ御戻し候て、諸勢召し寄せられ、大唐へ時

日移さず、差し遣され、尙年中に北京の都へ御坐を成さるべきとの御意にて候事。

一、上様は北京の都に御坐をなされ、又其れをも誰ぞ御居へなされ、日本の船着寧波府(此の處破損)居所を御究めなさるべき(以下破損)

一、今度御先仕り候衆は天竺(印度)近くに國共下され候。其の後は、上様御言葉を加へられずとも、成るべき程、天竺切り取り申候様にとの御意候。

といふ箇條がある。右二つの書状は、秀吉が兵を朝鮮に出して、京城を陥れた後のものである。これ等の書状によつて見ると、秀吉は、支那を占領し、皇都を此處に移し、日本には、皇子又は皇弟を奉じ、朝鮮は、羽柴秀勝か、又は宇喜多秀家かに與へ、新帝國の關白を秀次とし、日本の關白には、羽柴秀保か宇喜多秀家を任じ、自らは寧波對(浙江省)にありて、支那・朝鮮・日本の三國に號令し、進んで天竺の方へも兵を進めんと計畫して居たことがわかる。秀吉の計畫はかくも雄大なものであつたのである。

和寇は、事の善悪は別として、その元氣の盛なる、この時代の國民と同じであり、又これが、この時代の精神の因をなすものとも考へ得られる。

上の事實は、當時の國民の精神の現はれたものである。事實を只事實として語るに止めず、又妄りにこれを説明することなく、兒童をして、事實によつて、その時代を知らんとする心を起さしめてきてある。

兒童をして、其處に興味を有たしめねばならぬ。これが歴史教授に於て最も大切な點である。以上

徳富氏の議論は、以上の如き事實より判断したるものであり、これを事實と思ひ合せて興味のあるものである。兒童をして、上に述べたる如く、事實によりて歴史的意味を考へしめた後、かういふ風に考察する者もあると、同氏の大體の意見を紹介するもよい。

備考

「秀吉の外征について」教科書には、秀吉の外征について「秀吉、明と交を修めんとし、朝鮮をして其の意を通せしむ。然るに明我が求に應ぜざるにより、秀吉は道を朝鮮にかりて之を伐たんとす。」と言つて居る。辻博士も、その著「豊臣秀吉の支那朝鮮征伐の原因」に於て、「予はこれに就て一の臆説を持つて居る。その臆説とは、秀吉は必ず朝鮮及明に向つて通商貿易上に或る要求をしたのではなからうか。即ち足利以來の例たる勘合即ち通商貿易を恢復せんことを求めたのであらう。然るに其の要求が容れられなかつたので兵を動かしたのであらうといふのである。」と論じて居る。我が國と支那との貿易は、天文十八年（二二〇九年）以來杜絶して居た。思ふに、秀吉の意は、通商貿易といふ點にあつたのであらう。併し、秀吉の望む所は彼我對等の位置にあつて、貿易を爲さんとするよりは、彼をして臣禮を取らしめて、通商貿易を爲さうといふ點にあつたのではないかと思はれる。

秀吉の外征は、少くとも當時の氣骨あんなを代表したものである。

六四

秀吉の外征は、中國征伐の意氣が、當時の國民の進取的精神を代表して朝鮮に向つて發したものであると考へることが出来る。

高麗が亡んだのは二〇五二年であるから、この時までは既に百九十六年経つて居る。

出征の準備 天正十七年の頃から、秀吉は、國々の檢地を初めた。そこで、今まで表向になつて居なかつた土地が澤山に現はれ、年貢がだん／＼に多くなつて財政が豊かになつて來た。又金銀を盛んに採掘して貨幣を造り正貨の信用が高まつた。それで出兵についても種々の準備が出來た。國史の研究に、『先づ國々に道路を開き、船舶を造り、運輸の便を十分圖ることを努めた事は、藤原惺窩文集に見えて居る。また淺野家文書などに見ゆる如く、或は大名に命じて運送船を造らせ、或は國々の港灣や要所に早船或は傳馬を置いて種々の報知を敏活にする機關を設けて置くなど、其計畫が如何にも大きく且つ周密なものであつた。』とある。

備考

【檢地】大日本歴史集成に、『群雄割據の時代にありては、領主は各々その領土内を限りて、便宜の度量衡を用ひしめければ、土地の廣狹の標準の如きも亦區別にして、或は方六尺五寸を以て一步となし、或は方六尺三寸、方六尺二寸五分、方六尺一寸、方六尺などありて一定せず、一段の歩數に至りても、或は九

秀吉の書狀、山中樞内の書狀は一々話す必要はない。只その一斑を話して秀吉の志のありし處を知らしむべし。

秀吉の計畫が、如何に雄大なりしかは、右の二つの手紙を見てわかる。これ秀吉の空想に過ぎなかつたものであらうけれども、百戰百勝、遂に全國を統一したる秀吉に於ては、殊に當時の支那（明の神宗時代）が文弱に流れ武備の觀るに足るべき

百歩を以て一段となし、或は三百六十歩、三百歩、二百五十歩などありて、これ亦一定せざりき。秀吉政權を得るに及び、之れを一定せんと欲し、天正十七年八九月の頃より全国の土地を測量せしめたり。長束正家、主として之に當り、方六尺三寸を以て一步とし、三百歩を以て一段とし、全國一様の標準を以て検地を施行し、文祿四年に至りて殆んど其の功を竣へたり。世に之を大閤の検地とも文祿の検地ともいへり。』とある。

【貨幣制度の沿革】 國史の研究に、『古來日本には金銀錢を鑄たこともあつたが、重に銅錢を貨幣の本位にして居つた。殊に室町時代から天下大に亂れ、國用が不足したため、使を明に遣はして永錢を盛んに日本に輸入した。そして大分銅錢といふ錢で造つた錢も出來て、よい錢と混同し、室町時代ほど貨幣制度の亂れた時はなかつた。信長も之には夙に注意して居つたのであるが、秀吉天下を一統するに及び、經濟上の便利を計る點から、どうしても貨幣制度に新なる考をしなければならぬ運命になつて居つた。且つ幸にも此の時代には我が國で非常に金銀の産出が多くなつて來た。其の重なる原因は西洋との交通によつ

て歐羅巴に於ける發達した金銀製煉法が輸入せられ、從來少ししか産出が無かつた金銀も俄かに量を増すことになり、佐渡の金山、生野の銀山など一時非常に多くの産出額を示すことになつた。それで秀吉は先づ天正小判及び大判なるものを造つて貨幣の本位とし、銀を以て一分銀或は二朱銀を造つて補助貨とし従來の銅錢は更に其の不備を補ふ方法に出でた。こゝに於て始めて物價の標準が立ち、一般の便益非常に大なるものがあつた。』とある。

秀吉兵を朝鮮に出す 天正十五年(二二四七年)六月、秀吉、書を對島の領主宗義智そうえのよしとしに與へて、朝鮮王李昖の入朝を促がし、命を拒まば征伐すべき旨を告ぐることを命じた。同じく十六年、義智は其の臣朴谷康廣を朝鮮に遣はしたが、王の怒を恐れて秀吉の眞意を傳へしめなかつた。十七年夏、義智は、秀吉の命を受けて、柳川調信のりのよ、僧玄蘇等と共に朝鮮に赴いたが、この度も亦、秀吉の眞意を傳へ得ず、僅かに通聘の事を約して歸つた。十八年五月朝鮮の使者黃允吉(正使)金誠一(副使)宗義智に伴はれて京都に來た。秀吉は、これを聚樂第に引見した。

ものなしと聞きたる(支那に往來せる 國人より)秀吉に於ては、支那を征服すること、左程の難事ではないと考へたのであらう。

検地及金銀貨の鑄造は出征の準備となりしのみならず、國家の經濟、國民の生活の上に大なる關係を有つものである。

上の如く、秀吉の検地以前に於ては、一步の廣さ、一段の廣さは各地方

によりて異りしを以て、全國の耕地の總面積は幾何ありしか、殆んど不明であつたが、秀吉の検地は之を明かにした。當時の耕地面積は約百五十萬町と測定されてゐる。

この検地は前に述べた如く、今まで表向になつてゐなかつた土地が澤山に表はれ、年貢が多くなり財政が豊かになつたのみならず、この方面に於ける財源を明かにしたものである。因にいふ。享

これより先、秀吉は、琉球をして入朝の旨を明に通せしめたけれども、返報がなかつた。十九年、朝鮮の使者黃允吉、金誠一等の歸るに當り、秀吉は、次の書を國王に送つた。

(前略) 本朝開闢以來、朝廷の盛事・洛陽の丘觀、此の日の如きは莫きなり。夫れ人の世に生るゝや、長生を歷ると雖も、百年に滿たず。爵々として久しく此に居らんや。國家の隔り山海の遠きを肩とせず、一たひ超えて直ちに大明國に入り、吾が朝の風俗を四百餘州に易へ、帝都の政化を億萬斯年に施さん者、方寸の中に在り、貴國先驅して入朝す。遠き慮あるに依りて、近き憂なき者か。遠邦小島の海中にある者、後に進む者は許容を作す可からざるなり。予、大明に入るの日、士卒を將ゐて軍營に臨み、則ち彌々隣盟を修むべきなり。予の願ふ所は他なし。只佳名を三國に顯さんのみ。方物、目錄の如し。領納せよ。珍重、保畜、不宣。(原文漢文)

朝鮮王李昖は、明帝の怒を恐れて、その感情を損はない程度に、その意味を取りなして奏聞したが、明帝はこれに答へなかつた。同年六月、秀吉は更に使を遣

保の頃は耕地總面積約三百萬町、明治十三年六月の調査では、沖繩縣及北海道を除き約四百四十萬町となつてゐる。但し、慶長元和の頃から、方曲尺六尺を以て一步としたから一町の面積は文祿の制に比すれば狭くなつてゐることに注意しなければならぬ。

兒童をして、惡貨幣の流通が國民生活の上にならざる影響を考へしむべし。

はして、朝鮮をして明を伐つ嚮導たらしめんとしたが、朝鮮王はこれに應じなかつた。秀吉大に怒り、『昔朝鮮我に臣たり、中世以後叛きて朝貢せず、却て元い先導をなして、我に寇するに至る。今海内大に定まる、我れ職を秀次に譲りて自ら征伐せん』と、諸大名と議し、肥前の名護屋に築き、諸國の兵を集めた。

文祿元年(二二五二年)四月、秀吉兵を朝鮮に出した。先發軍は七軍より成りその兵數十三萬七千二百人、その部署は左の通りである。

- 第一軍 宗義智、小西行長、松浦鎮信、有馬晴信、大村嘉前、五島純玄(合計一萬八千七百人)
- 第二軍 加藤清正、鍋島直茂、相良長每(合計二萬二千八百人)
- 第三軍 黒田長政、大友義統、(合計一萬一千人)
- 第四軍 森吉成、島津義弘、高橋元種、秋月種長、伊東祐兵、島津忠豊(合計一萬四千人)
- 第五軍 福島正則、戸田勝隆、長曾我部元親、蜂須賀家政、生駒親正、來島通之、同 通徳(合計二萬五千人)

金銀の採掘、金を以て貨幣の本位とせることは最も注意すべき點である。前に述べた如く、明朝と李朝との關係は、殆んど主従の如きものであつた。秀吉が兵を朝鮮に出した文祿元年は、小田原城陥り、北條氏直の降服した翌々年である。

第六軍 小早川隆景、毛利秀包、立花宗茂、高橋直次、筑紫廣門（合計一萬五千七百八十八人）

第七軍 毛利輝元（三萬人）

後繼軍は二萬一千五百人、その部署は次の通りである。

第八軍 宇喜田秀家（一萬人）

第九軍 羽柴秀勝、細川忠興（合計一萬一千五百人）

先發軍後繼軍合せて十五萬八千七百八十八人、別に水軍として、九鬼嘉隆、藤堂高虎、脇坂安治、加藤嘉明等十一將の率ゐる兵九千二百人。

右のうち、第一軍より第七軍までは、順次に出發すべく、第八軍は對馬に、第九軍は壹岐に陣し、先發軍の報を待つて出發することに定めて居た。全軍の總指揮は秀吉で、名護屋を本營としてゐる。徳川家康、前田利家、上杉景勝、蒲生氏郷、伊達政宗等も大兵を率ゐて名護屋に來つた。（大日本歴史集成による）

甫庵大閤記は、出發當時の有様を次の如く述べて居る。

先陣の大將は小西攝津守、其の勢二萬騎、つゞく勢には加藤主計頭二萬餘騎、

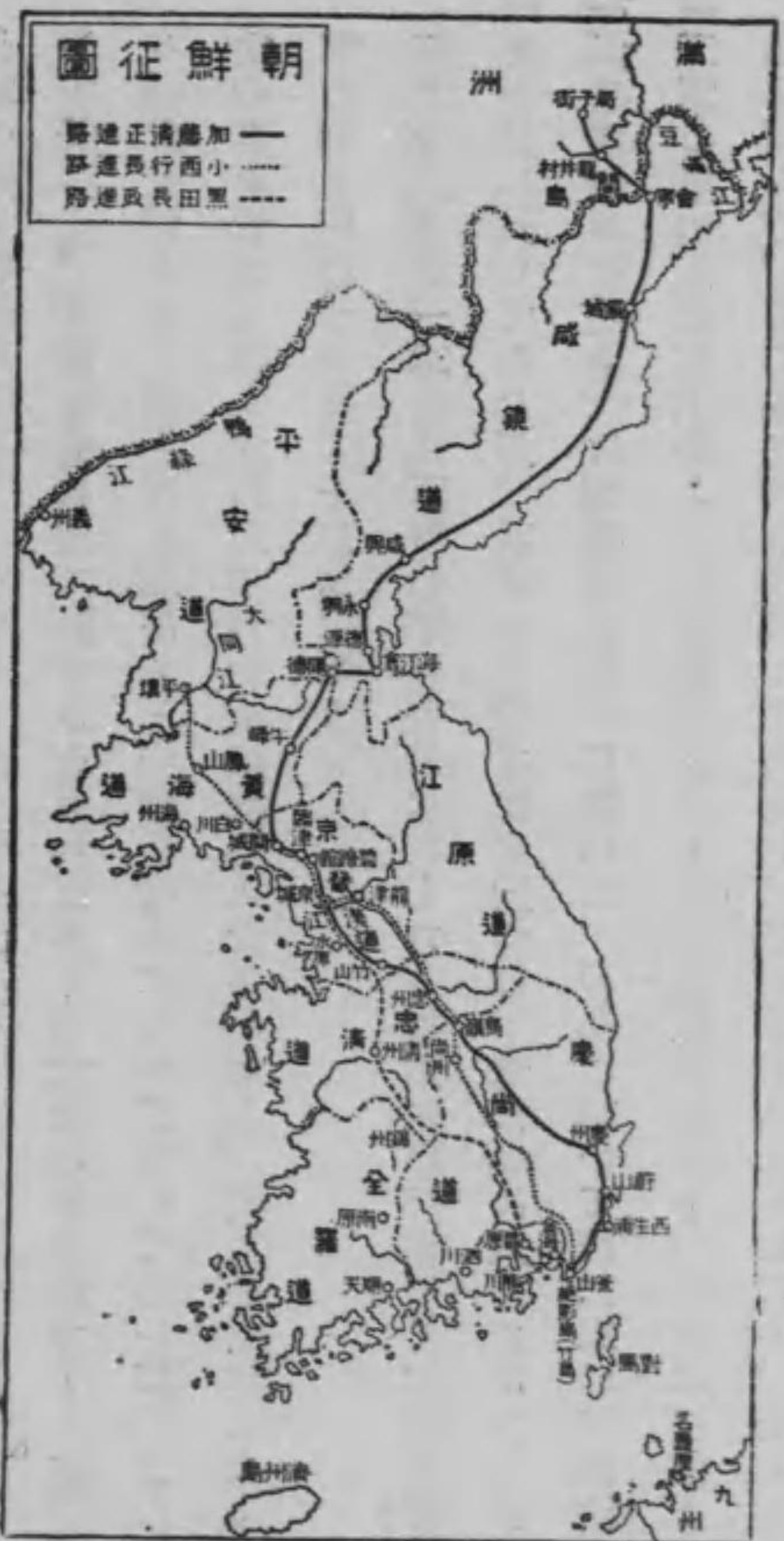
以上の事實は、一々子供に記憶させる必要はない。只多數の武將と多數の兵士が出征したといふことを具體的に話して、其處に何等の意味をつかましまればよい。

黒田甲斐守二萬餘騎、其他二十萬餘騎、卯月十二日（行長の名護屋出帆は實は三月）名護屋を辰の刻に船を出し石火矢をはなし立、鯨波を上、もやひの綱をとさ數千艘の帆柱ををし立、やざ聲を擧、帆を上、何々とのゝしる聲々天地を動かす計なり。當浦を遙に出て跡さきを見れば多くの大船小船のかすゝに、家々の紋付たる幕を打まはし思ひの旗小指物にてかざりたてしかば、よし野山の春を當浦に移し立田川の錦を海に流し入たるが如し、實に心も空になり古郷の事も忘れつゝ扱もと思ふ計なり。

四月十二日第一軍の小西行長等は釜山に着した。釜山には防備なく、守將鄭撥は絶影島に獵してゐたが、我軍船を見て馳せ還つた。未だ城に入らざるうちに、我が兵既に城に迫り、彼鄭撥は亂兵中に斃れた。行長に續いて第二軍の加藤清正第三軍の黒田長政等上陸し、行長は中道より、清正は東道より、長政は西道より京城に進んだ。その他の諸將相繼で上陸した。我が軍の向ふ所敵なく、恰も無人の境を行くが如くであつたといふ。國王李偁は一戦を交へずして平壤に走り、我が諸將京城に入り、更に道を分つて北に向ふた。清正は咸鏡道に、二王子を追ひ

我が出征將士の上陸及び、上陸後の活動を話す前に、朝鮮の略圖を示し、朝鮮八道及び、釜山、絶影島、蔚山、京城、碧蹄館、開城、平壤、會亭、義州等の位置を明かにして置くがよいと思ふ。

て會寧府に至り遂にこれを擒にした。行長は平安道に進み平壤に迫つた。國王李
偁は又出で、咸鏡道に入らんとしたが、清正その地にあるを聞き義州に奔り、援



兵を明國に求めた。行長は遂に平壤を陥れた。斯くの如く陸戦は連戦連勝であつ
たが、水軍は全羅道より黃海道に出で、陸軍と會せん積りであつたが韓將李舜臣

命りキ、つづるをせり

かくして後、行長、清
正、長政上陸し、清正は
東道より、行長は中道よ
り、長政は西道より進み
て、京城に會し、清正は
更に進みて咸鏡道に、行
長又平安道に於て活動せ
しことを話すがよいと思
ふ。

つづるをせり

本文記述の如く、我が
軍は、殆んど無人の地を
行くが如く、進軍するこ
とが出来た。これ被我兵
力の相違を示すものであ

の爲めに阻止せられ、平壤方面の進轉に一頓挫を來たすに至つた。

備考

【鄭撥】釜山の守將鄭撥は行長の爲めに擒にせられたと書いてある書物も多い
が、こゝには朝鮮の文書宣祖實錄によつた。何れにしても大した問題にもなる
まいと思ふ。

【小西行長】小西行長は和泉の國界浦の人である。後、備前岡山の商人某の養
子となり浮田家に入してゐたが、遂にその家臣となつた。秀吉、行長の才氣
を愛し、召して祿二百石を授けた。行長軍功によつて段々出世、天正十六年頃
は肥後の半國二十四萬石を領するに至つた。

【加藤清正】清正は加藤清忠の子、母は秀吉の母の従父姉妹である。幼にして
父を失ひ母と共に秀吉の許にゐたが、屢々軍功あり秀吉に寵愛された。賤ヶ嶽
に於ける彼の武勇は有名なもので、賤ヶ嶽七本槍の第一と稱せられてゐる。だ
ん／＼に用ひられて天正十五年には肥後半國二十五萬石を領するに至つた。清

る。兒童は、教師の談話
を聞きながら、この點に
着眼せしや否や、これ又
教師の注意すべき點であ
る。

これ程、兵力が違ふに、
宗義智は、何故に一度な
らず、二度までも、朝鮮
王の怒を恐れて、秀吉の
意を通ずることが出来な
かつたか。兒童は、この
點に注意せしや否や、
かゝることは、僅の資
料を以て、殊に自分の想
像を逞しくして判斷すべ

正の武勇は、鬼上官と稱せられる程朝鮮人に怖れられたが、一面又仁慈の心に富み、人民を苦しめるやうなことは決してなかつた。彼の朝鮮の二王子は深く清正を徳とし常に感謝の念をもつてゐた。清正が凱旋に際して二王子は懇篤なる感謝状を贈つたといふことである。

【清正と行長】 清正と行長は朝鮮役に於ける軍功の競争者であつた。しかもその間柄は睦しくなかつた。近世日本國民史の著者徳富猪一郎氏は、清正と行長とについて左の如く論じてゐる。

清正と行長とは、總ての點に於て、相反してゐる。清正は舊式の人物で、行長は新式の人物だ。清正は法華宗の凝り固まりで、行長は耶穌教の熱心者だ。清正は模型的に嵌つた日本流の武將で、行長は當時に於て、融通もあり、氣轉も利く、世界的知識と、世界的見聞との所有者であつた。清正は己を持つる武將としては申分なく、且つ封建の大名として、食を足し、兵を足し、領内を富まし、我が領域を守るに於ては、遺算なき漢であつたが、行長は我が分内の事に安着するよりも、廣且つ大なる外交の掛引に、興味を有して居た。

きではないが、若し兒童がこの點に注意したとすれば、その兒童は可なりに考察の進んだものであり、随つて、かゝる兒童があるといふことは、その教師の歴史教育が、その功を奏しつゝあるといふことを語るものである。

直ぐ、解決することが出来なくとも、事實と事實との關係を考察して、其處に問題を作るといふことは、歴史研究上、又

彼の父は堺の豪商であつた。彼は朝鮮にも旅行し、支那、南蠻の事情にも通じて居た。彼は宇喜多家に縁故を結び、宇喜多家の爲めに、秀吉に接觸し、遂ひに秀吉より調法がられて、小西彌九郎より、小西攝津守となつた。行長は世間で評判せられた程ツマらぬ漢でもなかつた。加藤、小西と云へば、世間は加藤を君子的武將の典型とし、小西を小人的狡兒の標本としてゐる。併し彼等は流儀の異なる丈にて、銘々其の長所はあつた。小西は傑出したる大器ではなかつたにせよ。亦た得易からざるの材であつた。

碧蹄館の戦 明主神宗、朝鮮國王李昭の報を得て、遼東の副總兵祖承訓を將として、李昭を援けしめた。韓・明の兵多しと雖も、彫弱にして殆んど用をなさず、行長の爲めに平壤に敗られ(文祿元年七月)、士卒悉く戦死し、その將史儒算は斬られ、承訓はやつとのこと逃げてのびた。明廷この敗報を聞いて大に怖れ、いろいろ相談した結果、文祿元年八月、沈惟敬といふものを使節として、行長に媾和を申し込んだ。惟敬は奸智に長け、辯舌に巧に、我が國にも來たことがあつて、

歴史教育上意味のあることである。

歴史上の問題は、さう容易く解くことの出来るものではない。兒童の質問に對して、教師が一々明確なる解答を與へることの出来ない場合あるを恐れて、兒童の質問を獎勵せぬやうなことがあつてはならぬ。

兒童の質問を喜ばざる教師は、結局、兒童が新しい點に眼をつけることを抑ふることになる。

略我が國の事情にも通じた者であつた。その使命は、我が軍の備を弛め、その間に大兵を集めんとする明廷の意志を全うせんとするにあつた。されば、行長と會見(平壤)の際、一も二もなく、行長のいふ處を容れ、明帝の裁可を得て、行長と共に名護屋に行かんと約束して歸國した。

同年十一月沈惟敬又來る。行長これを名護屋に伴ひ和を議せんと思つた。然るに、明廷は最初より媾和の意志なきを以て、沈惟敬が平壤に往復交渉を重ねる間に謀議を疑らし、準備を調べ、當時天下の名將と呼ばれた李如松を大將とし朝鮮を救はしめた。その兵二十萬と稱す。文祿二年正月如松急に平壤を圍み猛烈に攻撃した。行長防ぐこと能はず京城に退いた。如松勢に乗じて開城に入り、更に京城を取り戻さうとした。我諸將皆京城に退く、中には京城を棄て、退かんといふものさへあつた。時に第六軍の大將小早川隆景は、『大敵の來るは何よりの幸なりいざや我が手並を見せん。奮戦して斃るとも、日本に隆景ありと知らせんはまた愉快ならずや。』(この文辭尋常小學國史に據る)といつて、立花宗茂、毛利秀包等と共に京城の北四里許なる碧蹄館に陣した。

注意すべきである。

兒童をして、沈惟敬と小西行長との談判に注意せしめよ。

沈惟敬は、奸智に富みたる男、明廷亦誠意なく最初から我を欺かうとした。行長はこれを看破することが出来なかつた。明廷の計畫は、指彈すべく、唾棄すべき不都合極るものではあるが、惟敬としては、その使命を果したのである。然るに、行長の不明は、惟敬に欺

ざる程に、正月廿六日曉方、李如松が軍雲霞の如く押寄せ來る。隆景、秀包、宗茂等、これを邀へ奮戦して大に敵を破つた。この戦に於て敵の死する者一萬餘人、如松は僅かに身を以て遁れた位であつた。

媾和の議 明軍は碧蹄館の敗軍によつて、士氣大に衰へ又戦ふの意なく、媾和の議が再び明廷に持上つた。文祿二年四月、沈惟敬を京城に遣はしたが、惟敬を信ぜざる我が軍は容易に和議を容れようとはしなかつた。そこで惟敬は、一度明に歸り、徐一貫・謝用梓の二名を伴ひ來つて和を請ふた。時に我が軍戦に疲れ、且つ京城に於ける糧食も少くなつたので、諸將皆平和の早く來らんことを望み相約して釜山に退き、行長・三成等は一貫・用梓・惟敬を伴つて名護屋に歸つた。(同年五月)この一貫・用梓の二人は明帝の遣す所ではなく、惟敬の好策に出たものであつたが我が國はこれを知らなかつたのである。

六月秀吉、一貫・用梓・惟敬を厚遇し行長・三成・増田長盛・大谷義隆の四人をして京都へ奏聞を経たる媾和條件七箇條を示し、『明主これを諾せば、我が軍を朝鮮より撤退せん』と約せしめようとした。處が主としてその衝に當つた行長は戦に

かれ、我が軍退却、行長自ら平壤を棄てざるを得ざるに至らしめた。

碧蹄館の戦の後、行長は、惟敬の好策を知らず、再び欺かれて名護屋に伴ひ歸るに至つた。名護屋に於ける媾和談判、行長等又惟敬に欺かれ、出征諸軍の引揚げとなつた。それが爲め、秀吉は又十三萬の大軍を朝鮮に送らねばならぬことになつた。兎に角、沈惟敬の行動がこの戦に影響する處

疲れ、再び戦ふの勇氣なく、惟敬は媾和談判の締結者としての功名を表さんとし、それについて十分審議する處がなかつた。今秀吉の示した媾和條目なるものを擧ぐれば大要左の如き意味のものである。

- 一、和平誓約相違なくば、大明皇帝の姫宮を日本の皇妃とすること。
 - 二、近年斷絶せる勘合船を舊に復すること。
 - 三、大明、日本通好變更あるべからざる旨、兩國の武官誓紙交換のこと。
 - 四、朝鮮八道の中四道を我が領となし、四道を朝鮮國王に與ふべきこと。
 - 五、朝鮮王子一人並に大臣一兩員人質として日本に渡すべきこと。
 - 六、去年生擒つた二王子を朝鮮國に返還すべきこと。
 - 七、朝鮮國の大臣、累世違却あるべからざる旨、誓約あるべきこと。
- 明使歸るに及び、秀吉は、小西如安ゆきやすを特使として北京に赴かしめ、黒田孝高、淺井長政を朝鮮に遣はし、清正及び諸將に令して二王子及び捕虜をかへさしめ、出征諸軍の引揚を命じた。

惟敬は北京に歸り、秀吉の交附したる媾和條件を示さず、秀吉封王の冊命を望

は大なるものである。と同時に、小西行長の使命も亦大なるものであつたが、彼はこれを全ふすることは出来なかつた。

小西行長と沈惟敬との最初の談判は、文祿元年で、秀吉薨去の六年前である。若し行長が明廷の不誠實なる計畫を看破し得たならば、戦局は、一層進展したかも知れない。それ程行長の職責は重かつたのである。

兒童をして、事實と事

むと奏した。小西如安亦、兵部尙書石星の賄賂を受けて、その使命を果すことが出来なかつた。

備考

【小西如安】 小西如安（本姓内藤）は、足利義昭に仕へてゐたが、義昭失脚後その領地を失ひ小西行長に頼つた。彼は切支丹信者で、支那語に通じ相當學問もあつたさうである。明主神宗に謁するや、明の威勢に恐れた處もあつたらうが、豫て石星から賄賂を受けて居つたので、秀吉の意を致すこと能はざるのみならず、大に我が國威を損するに至つた。彼は、明主から開戦の理由を詰問せられて、『秀吉、明帝より、日本國王に封せられんことを望み、朝鮮にその傳達を依頼したけれども、朝鮮これに應せざりしを以て、これを伐つ』の旨を答へた。

【兵部尙書石星】 兵部尙書は軍事大臣である。石星は沈惟敬を推舉した人である。

實との關係に注意して、その意味を十分に考へしめればならぬ。

一般に我が將士が戦に疲れてゐたといふことも又注意を要すべきである。

碧蹄館に於ける小早川隆景の言動は、日本武士の面目を發揮したるものなれども、京城を棄て、退かんとせし將士の如きは、戦に疲れて緊張味を失ひたるが如く、文祿二年、惟敬を談判したる行

和議破れ再び兵を朝鮮に出す 明使の名護屋を去りしは、文祿二年六月二十八日であつたが、その後何の便もない。秀吉は沈惟敬等の言を疑ひ、自ら兵三十萬に將として朝鮮を一掃し、明に入らんとしたが、淺野長政の諫によつて思ひ止つた。慶長元年(二二五六年)八月、明使楊方亭、惟敬と共に來り、九月一日太阪城に秀吉に見えて金印冕服を獻じた。翌日秀吉これを着して、明使楊方亭、惟敬等を引見して、僧承兌(しんじやうたい)をして明の國書を讀ましめた。嘗つて秀吉が提出したる媾和條件が一つもないのみならず、『爾を封じて日本國王と爲す』の文句ありしを以て、大に怒り、冕服を脱ぎ棄て、明使を叱咤し、再び出兵の命令を下した。小早川秀秋(木下家定の五子、小早川隆景の養嗣子)が元帥、毛利秀元(元就の孫、輝元の養子)宇喜多秀家が副、黒田孝高が參謀で慶長二年(二二五七年)二月出發することになつた。

蔚山籠城 慶長二年正月、清正・行長は期に先ち先鋒として名護屋を發し、二月秀秋以下の諸將相繼いで發し、三月諸軍悉く渡海を了る。總勢凡十三萬、この度は前役(文祿の役)の如く懸軍長驅せず先づ南鮮を占領してこゝに根據を定めんと計畫した。元帥小早川秀秋は釜山を本陣として城を構へ、諸將、東は西生浦、蔚山より、西は順天まで聯珠の如く城を築いて守つた。八月行長は敵の水軍を破りて南海岸の制海權を收め、九月清正、秀家、行長、秀元等は南原を陥れ全羅道を平定したので、明軍は退いて京城を守つた。秀家、行長は進んで京城を攻めようとしたが、この時(十月)天漸く寒く、行長は順天に清正は蔚山に、島津義弘は酒川に據り、釜山と連絡を保つた。十二月明軍十萬大舉して蔚山城を攻めた。時に清正出て、西生浦に在り、淺野幸長(長政の子)城中にあり、清正の兵、毛利氏の兵と共に防戦に努めた。清正は幸長の報に接するや猛然圍を衝いて城に入り、幸長と共に城兵を指揮し戦ふ毎に多數の敵兵を斃した。敵は城中食乏しきを知り、長圍の計をなす。清正等は、馬の血をすゝり、紙を食ひ漸く飢を免る。慶長三年正月毛利秀元、小早川秀秋、黒田長政等來りて敵の後を突く、城兵亦門を開いて突進し、前後より挾撃しければ、さしもの敵の大軍これに抗すること能はず、總崩れとなりて逃去つた。我が軍これを追撃して首を斬ること數千、馬・旗・

長の如き、媾和條目について、十分審議するところのなかつたのは、最早戦に疲れ、再び戦ふの勇氣なく、只媾和の成立のみ望んでゐたと言はれてゐる。これ注意すべき點である。

秀吉又十三萬の大兵を朝鮮に出す。前には十三萬七千餘、隨分費用のかゝつたことであらうと思ふ。一體この時分には、こんなに財政が豊かであつたのであらうか、金銀の採掘地などによりて、得るところは少なくなつたであらうか、兎にかつたであらうか、兎に角、かゝる事實によつて、この時代の財産状態如何であつたかといふことを見ることが出来るやう、教師は指導すべきである。

銃砲の獲物、車に積み切れない程であつたといふ。

秀吉の薨去

慶長三年五月秀吉病む。時に秀頼尙幼、(七歳) 征韓の師は意の如く振はず、諸將は黨を爲して相せめぐ、秀吉將來を思つて日夜憂悶に堪えず、屢々徳川家康・前田利家以下の諸將より誓書を取りて秀頼を輔くべきを誓はしめた。

八月十八日、遂に征韓軍の撤退を遺言して伏見城中に薨去された。時に年六十三。

酒川の戦

慶長三年十月、明軍二十萬島津義弘を酒川に攻めた。義弘の子忠恒出で、戦はんことを請つたけれども義弘はこれを許さなかつた。明軍砲を以て城門を破壊し塹に迫つた。我が軍防戦甚だ力めたけれども、雲霞の如き敵の大軍、城中に崩れ入らんとす。偶々敵の大砲破裂し火薬爆發、煙焔四方に漲り明軍大に亂る。義弘・忠恒これに乗じて、部下數千騎と共に敵陣に突進し、奮戦力闘大にこれを破り逃ぐるを追つて首を斬ること三萬八千、明韓震駭す。十月石田三成・淺野長政等來りて秀吉の計を傳ふ。十一月諸將秀吉の遺命に従ひて軍を班す、明軍これを知り、我が後を躡はんとしたれども、敢て迫ることをしなかつた。これ義弘等の軍功に歸せざるを得ない。

地圖を示して 蔚山、西生浦、酒川、天の位、置大明かにせよ。

外征の影響 秀吉の朝鮮征伐は前後七年(文祿元年より慶長三年まで)に涉り所期の目的を達することは出来なかつたけれども、大に我が國威を海外に輝した。

黒坂博士は、これについて、『この外征は有形上何等利益がなかつたとはいへ日本の武力が盛んなることを遺憾なく示したことは非常なる結果を生んだ。即ち後に清朝が起つて明を亡ぼし朝鮮を従へ、殆んど第二の蒙古といふやうな有様であつたに關らず、我が國に向つては敢て一指も染むることがなかつたのである。』と論じてゐる。

又この外征が我が國の工藝に與へた影響も大なるものであつた。外征の諸將は多く彼地で有名な工藝家を連れて歸つた。肥前佐賀の城主鍋島直茂の臣多久順安の手に附いて歸化した金江三平は、有田の泉山で磁土を發見し磁器を造つた。『これが今日の有田焼の起源で、日本磁器の濫觴と言つてもよい』と平出鏗二郎氏は『文祿役の我が工藝に及ぼせる影響』といふ論文に於て論じてゐる。又同論文に『伊萬里・瀬戸などの磁器は皆有田に學んだものである』ともある。その他、肥前平戸城主松浦鎮信が下に平戸焼、島津義弘の下に薩摩焼、毛利輝元の下に萩の

この外征が我が工藝に與へた影響には、兒童をして十分注意せしむべきである。

松本焼を創めたのは、日本に歸化せる朝鮮人である。又雲州の樂山焼は、毛利輝元が連れ歸つた李敬（歸化して高麗左衛門といふ。萩の松本焼を創めた人。）の弟子某の創めたものであるといふ。

倭外征の諸將が、何故に陶磁器製造に堪能なる人々を連れて歸つたかといふに當時は茶の湯が非常に盛んで、一朝事ある日には、馬を陣頭に進めて三軍を指揮する將士の中にもこの道に興味をもつ人が少くなかつた。茶の湯の流行につれてこれが道具の吟味は甚だやかましいものであつた。その當時、朝鮮の陶磁器は高麗物といつて珍重されたものであつた。文祿元年朝鮮征伐が始まつて我が軍勢が釜山に上陸して見ると、朝鮮では飯喰茶碗までが、日頃、寶物の様に崇めて居た高麗物と來て居るから驚いた。日本で珍重せられる物が二束三文であるので、其の道に興味を持つてゐる將士達は、良い土産物があると思つたらうし、又「こんな物が、自分の手許で出来るやうになつたら餘程うまいことであらう」といふ考へも浮んだであらう。」と平出鏗二郎氏は其の論文「文祿役の我が工藝に及ぼせる影響」に於て言つてゐる。かう考へると、この外征の結果諸種の工藝中主として

陶磁器の製造が著しく我が工藝界に影響したことを考へ得られるであらう。

又、活字が初めて朝鮮から渡つて來た。黑板博士は、『國史の研究』に於て、『我が國の活字本では文祿版の蒙求が始まりである。慶長年間家康が圓光寺の元信に命じて銅や木の活字を造らしめ、いろ／＼の本を版行したことは我が國の印刷術に一時期を成したものである。』と論じて居る。

秀吉の人物 秀吉は智勇兼に優れしのみならず、度量宏潤、己の赤心を人の腹中に置き、諸豪傑を我が物とし天下一統の大業を爲す。彼は明・韓を合せ、フィリッピン、臺灣までも服従せしめんとする大志を有すると共に、皇室に忠（秀吉の勤王は前に述べた。）母（父は秀吉八歳の時に亡くなつた）に孝、武將の鑑とすべきものがあつた。天正十六年六月母大政所重忠の時、諸所の神社佛閣に祈願をこめ、病氣全快の後は一萬石宛を寄附すべきを約した。その後、小田原の陣中より母に送り自筆の書簡が今尙残つてゐる。その文に、

かへすくも、わが身事御案じなされまじく候。一段と息災にて、御膳もあがり候まゝ、御心やすく候べく候。そもじ様。御遊山候て氣をもなぐさみ、若く

秀吉の朝鮮征伐が、その當時及その後如何なる影響を興へたかを具體的に考へることは必要ではあるが、その企が無謀であつた等評するは、歴史教育の問題ではない。それよりも、この企畫となつたもの、この企畫がその時代の要求と如何

御なり候て可給候、たのみ申候、又大納言息災の由、なによりく御うれしく候、いよ／＼養生專にて候由、御申候べく候以上。

程まで交滞してゐるかに、兒童の心を向けしむべきである。

とある。文祿の役、彼が渡海を見合したのも母の爲めであつた。彼は名護屋に在つて、母の大患を聞き急遽歸京したが遂に合はなかつた。彼は驚きのあまり氣絶するに至つたといふ。彼は菩提のため高野山に青巖寺といふ大伽藍を建立した。今の金剛峯寺がそれであるといふことである。

秀吉又恩義に厚く、少年の頃仕へたりし松下之綱に所領三千石を與へ（天正十一年）後（同十八年）遠江伊勢兩國に於て三萬石を與へてこれを厚遇した。

豊國神社 慶長三年秀吉薨するや、當時外征中なるを以て喪を秘して密かに阿彌陀峯（京都市下京區）の頂に葬つた。喪を發するに及び、朝廷その勳功を賞し正一位を贈りたまふ。遺命により、祠廟をその麓に建てた。翌四年廟成り、勅して豊國大明神の號を賜ふ。徳川氏の治世中、その墓その廟共に荒廢したが、明治元年に至り祠廟再興の勅あり、六年別格官幣社に列せられた。同三十一年、有志者相集りて其墓を修理し、三百餘年祭を執行した。

年表 (同その二)

紀元	年號	天皇	將軍	摘	秀吉の年
二二九五年	天文四年	後奈良天皇	義晴	大内義隆、本願寺光教、北條氏綱、今川氏輝、朝倉孝景即位の資を上る。	
二二九六年	天文五年	後奈良天皇	義晴	豊臣秀吉生る。	一
二二九七年	天文六年	後奈良天皇	義晴	七月、北條氏綱、上杉朝定を河越城に攻む。	二
二二九八年	天文七年	後奈良天皇	義晴	十月北條氏綱その子氏康と共に小弓義明を鴻巣に攻めて之を破る。	三
二二〇〇年	天文九年	後奈良天皇	義晴	九月、尼子晴久、毛利元就を郡山城に圍む。大内義隆之を救ふ。	五
二二〇二年	天文十一年	後奈良天皇	義晴	この頃、秀吉、光明寺(尾張)の小僧となる。	七
二二〇三年	天文十二年	後奈良天皇	義晴	二月、織田信秀、金四千貫文を獻じ内裏修理の御料となす六月、今川義元、内裏修理の御料を上る。	八
二二〇五年	天文十四年	後奈良天皇	義晴	十月上杉憲政、上杉朝定聯合して、古河公方晴氏を奉じて北條氏の居城河越城を攻む。	一〇
二二〇六年	天文十五年	後奈良天皇	義晴	四月、北條氏康河越城を救ひ、晴氏等の軍を敗る。	一一

二二二一年	天文二十年	後奈良天皇	義輝	九月、大内義隆其臣陶晴賢に害せらる。十二月、山内憲政、北條氏康に攻められ、越後に奔り、長尾輝虎に頼る。この頃、秀吉松下之綱の僕となる。	六
二二二三年	天文二十二年	後奈良天皇	義輝	三月、將軍義輝、上杉謙信に關東鎮定を命ず。三月、武田信玄、信濃を略す。	八
二二二五年	弘治元年	後奈良天皇	義輝	七月、上杉謙信、武田信玄と川中島に戦ふ。十月、毛利元就、陶晴賢を嚴島に滅す。	三
二二二六年	弘治二年	後奈良天皇	義輝	この頃、秀吉、信長の草履取となる。	三
二二二〇年	永祿三年	正親町天皇	義輝	二月、毛利元就、即位の資を献す。五月、織田信長、今川義元を桶狭間に破る。六月、上杉謙信、内裏修理を奏請す。	五
二二二一年	永祿四年	正親町天皇	義輝	二月、織田信長、松平元康と和す。三月、上杉謙信大舉して小田原城に迫る。十月、上杉謙信再び武田信玄と川中島に戦ふ。	六
二二二四年	永祿七年	正親町天皇	義輝	正月、北條氏康、里見義弘と鴻巣に戦ふ。八月、織田信長、美濃の齋藤氏を滅し、岐阜にその根據を置く。	元
二二二五年	永祿八年	正親町天皇	義輝	五月、三好義繼、松永久秀等將軍義輝を害す。	三
二二二六年	永祿九年	正親町天皇	義輝	五月、上杉謙信越中を略す。	三

二二二六年	永祿九年	正親町天皇	義昭	十一月、毛利元就、尼子氏を滅す。	三
二二二七年	永祿十年	正親町天皇	義昭	十月、織田信長、御料地恢復の詔を拜す。	三
二二二八年	永祿十一年	正親町天皇	義茶	九月、織田信長、足利義昭と共に入京、松永久秀等降り近畿平定す。信長、金萬匹を皇室に献じ、武人の占領したる御料地及び公卿所領の恢復を諸國に命ず。十月、信長、義昭を推して將軍職に就かしむ。	三
二二三〇年	元龜元年	正親町天皇	義昭	二月、織田信長皇居を修理す。	三
二二三一年	元龜二年	正親町天皇	義昭	織田信長、資金を京都市民に貸附し、その利息を朝廷に納しめるの制を立つ。六月、毛利元就卒す。(七五)	三
二二三二年	元龜三年	正親町天皇	義昭	十月、北條氏康卒す。(五六)	三
二二三三年	天正元年	正親町天皇	義昭	十月、武田信玄京都に向はんとす。十二月、武田信玄、徳川家康と三方ヶ原に戦ふ。	三
二二三四年	天正二年	正親町天皇	義昭	三月、將軍義昭、信長を圖る。四月、武田信玄卒す。(五三)	三
				七月、將軍義昭、信長に破られて奔る。足利氏遂に亡ぶ。八月、信長、淺井、朝倉兩氏を滅す。信長、淺井を滅したる時に秀吉にその采邑廿二萬石を與ふ。七月、上杉謙信兵を越中加賀に出す。	元

二二二三年	天正三年	正親町天皇	信長	五月、信長家康と聯合して、武田勝頼を参州具藤に破る。	三〇
二二三六年	天正四年	正親町天皇	信長	信長安土に遷く。	三二
二二三七年	天正五年	正親町天皇	信長	十月、秀吉、信長の命を受けて播磨を略す。 十一月、秀吉上月城を落す。	三三
二二三八年	天正六年	正親町天皇	信長	上杉謙信、信長と雌雄を決せんとし、三月十五日を以て、出陣の期と定めしが、偶々病を待て、期に先づ二日、即ち三月十三日卒す。(四九) 秀吉、別所長治を三木城(播磨)に攻む。	三三
二二三九年	天正七年	正親町天皇	信長	秀吉、備前・美作の宇喜多直家を攻めて、これを降す。	三四
二二四〇年	天正八年	正親町天皇	信長	正月、秀吉遂に三木城を落す、城主別所長治自殺す。	三五
二二四一年	天正九年	正親町天皇	信長	秀吉、鳥取城を陥れて因幡を定む。	三六
二二四二年	天正十年	正親町天皇	信長	五月、秀吉清水宗治を高松城(備中)に圍む。 六月二日、明智光秀、信長を本能寺に害す。(信長四九) 六月十三日、秀吉、光秀を山崎に破る。 秀吉、柴田勝家・丹羽長秀・瀧川一益・池田信輝、清州城にて信長の後嗣問題を講す。 織田信孝・柴田勝家・瀧川一益等、信雄・秀吉を除かんとし、十一月信孝は美濃に、一益は伊勢に兵を擧ぐ。 十二月、秀吉、近江に入り長濱城を陥れ、更に進みて信孝を岐阜に攻めて、これを降す。	三七

二二四三年	天正十一年	正親町天皇	秀吉	正月、秀吉、一益を伊勢に撃ちて諸城を陥る。 四月、秀吉、佐久間盛政を賊ヶ丘に破る。 四月、秀吉、柴田勝家を滅す。 十一月、秀吉、大阪城を築く。(この年十一月起工、翌十二年八月竣工。)	三八
二二四四年	天正十二年	正親町天皇	秀吉	三月、織田信雄、秀吉と絶ち徳川家康と結ぶ。 四月、秀吉、家康小牧山に對陣す。 十一月、秀吉、信雄と和す。尋で家康と和す。 十二月、秀吉、家康の子秀康を養子となす。	三九
二二四五年	天正十三年	正親町天皇	秀吉	六月、秀吉、長曾我部元親を伐つ。 七月、秀吉關白となる。 十一月、秀吉五奉行を置く。 この年、秀吉、天皇の行幸を仰ぎ奉らん爲め、京都に聚樂第を建つ。(この年起工、翌十四年竣工。)	四〇
二二四六年	天正十四年	正親町天皇	秀吉	五月、家康、秀吉の妹を娶る。 十月、家康、秀吉大阪に會見、兩雄、こゝに握手。 十二月、秀吉、太政大臣となる。	四一
二二四七年	天正十五年	後陽成天皇	秀吉	三月、秀吉、島津義久を攻む。 五月、島津義久降る。九州平定。 九月、秀吉聚樂第に移る。	四二

二二四八年	天正十六年	後陽成天皇	秀吉	四月、秀吉、聚樂第に後陽成天皇の行幸を仰ぎ奉り、諸大名をして、皇室を尊び、關白の命に背かざらんことを誓はしむ。	三
二二四九年	天正十七年	後陽成天皇	秀吉	この年、秀吉、諸國の檢地を初め文祿四年終る。對島の領主宗義智、秀吉の命を受けて、朝鮮に到り來聘を促す。	四
二二五〇年	天正十八年	後陽成天皇	秀吉	三月、秀吉、北條氏を小田原に攻む。 五月、朝鮮の使者、宗義智に伴はれて京都に走る。秀吉、これを聖樂第に引見す。 六月、伊達政宗小田原に來る。 七月、小田原城陥り、北條氏直降る。 七月、秀吉、家康の甲斐・信濃・駿河・三河・遠江の五國を取り上げ、伊豆・相模・武藏・上總・下總・上野を與ふ。	五
二二五一年	天正十九年	後陽成天皇	秀吉	九月、秀吉、書をフイリヒン大守に贈りて服従を促す。秀吉、朝鮮征伐の命を下す。	六
二二五二年	文祿元年	後陽成天皇	秀次	四月、秀吉兵を朝鮮に出す。 四月、京城陥落。 七月、小西行長平壤を落す。 八月、明帝沈惟敬を使節として行長に媾和を申込む。	七
二二五三年	文祿二年	後陽成天皇	秀次	正月、明將李如松、大兵を以て平壤を圍み猛烈に攻撃す。行長京城に退く。	八

二二五三年	文祿二年	後陽成天皇	秀次	正月、小早川隆景、明將李如松を碧蹄館に破る。 五月、明使來り和を請ふ。 十一月、秀吉書を臺灣に贈りて服従を促す。	八
二二五六年	慶長元年	後陽成天皇	秀吉	八月、明使來る。 九月、秀吉、明の國書の無禮なるを怒り、明使を追ひ返し再び出兵の命を下す。	九
二二五七年	慶長二年	後陽成天皇	秀吉	正月、再び征韓軍を出す。 八月、行長、敵の水軍を破り、南海岸の制海權を收む。 十二月、明軍十萬大舉して蔚山城を圍む。	一〇
二二五八年	慶長三年	後陽成天皇	秀吉	正月、小早川秀秋、黒田長政等來りて蔚山の敵兵を突く。城兵亦門を開いて突進、大に敵軍を破る。 六月、小早川隆景卒す。(六三) 八月、秀吉薨す。	一一
二二五九年	慶長四年	後陽成天皇		十月、明軍二十萬島津義弘を泗川に攻む。 十一月、諸將、秀吉の遺命に従つて軍を班す。	一二
二二五三年	明治六年	明治天皇		四月、朝廷、秀吉に豊國大明神の號を賜ふ。 豊國神社を別格官幣社に列す。	一三

第三十六 徳川家康

家康の祖先 徳川氏は源義家から出てゐる。義家の子義國の子に義重・義康あり。義重は新田氏の祖で義康は足利氏の祖である。義重の子に義季といふ者があつた

源義家——義國——義重——義季——頼氏——教氏——家時——

滿義——政義——親季——有親——親氏——泰親——

信光——親忠——長親——信忠——清康——廣忠——家康——

信定

が、義貞の戦歿後は家運大に衰へ、目覺まじき活動を爲すことが出来なかつた。滿義の曾孫に有親といふ者があつた。この有親がその子の親氏と共に身を時宗の僧に粉して參河國に下り大濱の稱名寺といふ寺に暫らく滞在してゐた。その時

本課教授の要旨

家康の生ひ立ち、當時に於ける徳川家の事情、家康の志のありし所、其發展の姿、徳川氏の今川・織田・豊臣諸氏との關係及關ヶ原役の歴史的意義を考察せしむるを以て本課教授の要旨とする。

分は實に見すばらしい姿であつたが、同國酒井村の豪族五郎左衛門といふ者が親氏を見込んで、養子と爲しその女を娶はせた。夫婦の中に忠廣といふ男の兒が生れたが、それから何年経つて後であつたか、その年月はわからないが、親氏の室たる五郎左衛門の女は病死した。

その頃同國松平村に太郎左衛門信重といふ豪族があつた。それに一人の娘があつた。親氏の嫁居せるを見て聲に貰ひたいと懇望した。親氏固より大志を抱く者なれば、この豪族と縁を結ぶことの必要を感じ、家督を忠廣に譲り信重の聲となつた。この忠廣が酒井家の祖先である。親氏と信重の女の間を生れた泰親の後が松平家となるのである。親氏より泰親、信光、親忠、長親、信忠、清康、廣忠、家康皆松平を名乗つたが、家康は永祿九年に徳川と改稱した。當時の制によれば徳川氏を稱したるは本宗の外三家三郷の嫡流に限り、其の他の庶流并に支族等は悉く松平氏を稱せしめ、尙ほ別に外様大名の中前田、島津、毛利、兩池田(鳥取、岡山)蜂須賀、黒田、伊達(仙臺)、山内の十家の宗族に限りて松平の族稱を授けたのである。(「當時の制」以下國史大辭典に據る。)

教授上の注意

新田、足利、徳川皆同祖より出て居る。之を教授する時、兒童をして既習の新田、足利の活動を回想せしめる必要がある。

徳川の祖先たる親氏が參河に滞在した時の細かな事情は省き、只土地の豪族と結婚し、だん／＼こゝに勢力を張るに至つたといふ位にとゞめてもよい。併し、家康の祖父清康の活動は省くわけに

かくの如く親氏は土地の豪族たる酒井村の五郎左衛門、松平村の太郎左衛門信重と縁を結んで大に勢力を得た。親氏の孫信光の頃には参河國の三分の一を所領とするに至つた。信光から四代の後に清康といふ人があつた。清康は家康の祖父に當る人であるが、なか／＼の豪傑で、徳川氏もこの時から大に發展せんとする形勢が見えた。そこで甲斐の武田信虎（信玄の父）から好を結ばうといふ申込があつた。又織田信秀（信長の父）の弟信光といふ者が密かに好を通じて、尾張を攻めるならば自分がその手引をしやうと言つて來た。清康は豫てより尾張に攻め入らんと望んでゐた處であれば、直ちに兵一萬餘を率ゐて尾州森山に出陣（天文四年、紀元二一九五年）し、信秀を引出さうとする計畫をした、處が清康の叔父信定なる者が、密かに信秀に通じ、参河なる清康の據城安祥城を攻取らうとする計畫をした。清康はそれを聞いて大に驚いた。時に流言を放つ者があつた。『阿部定吉（清康の忠臣）密かに信定に通ず』と、これは信定の策略に出たものである。定吉はその子彌七を呼び懇に訓誨した。『我は斯くの如く無實の罪を蒙つてゐる。一應取調でもあれば申開きもしようが、若し直に手討にでもなれば残念ながら仕

九六
はゆかぬ。

信秀の弟信光が清康に好を通じて尾張を攻めしめんとし清康の叔父信定が、清康出陣の機其據城を攻め取らんとした如き、當時にあつては、珍らしい事ではなかつた。

兒童をして、これ等の事實に對して、道徳的批判を爲さしめるよりは、これを以て、當時の人の道徳的行爲を考察するの資料たらしむべきであ

方がない。其の方は父が無慘の死を遂げても、君を怨むことなく君の爲めに何處までも盡せ。』と。

それから暫らく經つて後、陣中で馬が暴れ出した。清康出で、其の馬を捉へよと指揮してゐた。彌七は父が殺されたものと早合點して清康を後から斬つた。彌七もその場で清康の臣下の爲めに斬られた。時に清康年二十五、かういふ譯で、清康の軍は森山を引揚げるやうになつた。（以上の事實は「江戸時代史論」大森金五郎氏の「徳川家康」に據る。）

備考

【時宗】藤井宣正氏の「佛教辭林」に、「具さには六時往生宗といふ。晝夜六時に善導大師の『往生禮讚』を修して、往生の行業となすが故にこの名あり。開祖は一逼上人にして、後宇多天皇、建治元年、これを開く。上人曾て熊野權現に參籠し、「六字名號一逼法、十界依正一逼體、萬行離念一逼證、人中上上妙好華」の神咒を受け、智眞の名を改めて一逼と稱し、諸國を巡行して教を弘む。

る。

假令、當時の武人が、自己の利害の爲めに、その肉親を滅すことを意とせざる風ありとするも、兒童をしてこの事實のみを以て、これを連断せしめてはならぬ。只これをその一資料たるに留めしめればならぬ。

清康が殺された頃、關東にあつては、北條氏綱が活動し、又盛んに活動せんとする時であり、中

後、相模國藤澤に一字を建立す、清浄光寺（俗に遊行寺といふ）これなり。所依の經典は浄土諸宗と同じく、浄土の三部經を用ひ、傍『華嚴經』『法華經』を併用す。この宗の教判は、他宗と異り、熊野權現の神勅を以て規範となし、これによつて教を判す。初め、遊行・一向・奥谷・當麻・四條・六條・解意・靈山・國阿・市屋・天堂・御影堂の十二派に分れしも、現今は、廢合の結果、靈山・國阿・天童・遊行・一向・當麻・四條の七派となり、清浄光寺を以て總本山となす。而して、この寺の住職は通稱、遊行上人、他阿彌陀佛と號し、諸國を遍遊して念佛を勤め、現住入寂に及び、還りて就職するを通規となす。」とある。

家康の父 家康の父は清康の子の廣忠である。清康が阿部彌七の爲に殺された時は、廣忠は僅かに十歳であつた。阿部定吉は、自分の子の爲に廣忠が斯く孤となつたのであるから、如何なる處刑をも受けようといふ覺悟であつたが、定吉の精忠を疑はざる人々がいろ／＼心配して従前の通り定吉を用ひることにした。

清康が殺されてから後といふものは、彼の奸智に長けた信定が、いろ／＼考をめぐらして徳川家を取り取つてしまはうとした。そこで定吉は幼君の御伴をして

國に於ては、尼子、大内の二氏勢力を張りて相對峙し、毛利元 尼子氏を離れ、大内氏に附き（一九三年）大に活動せんとした時であつた。又近國今川氏にあつては氏輝卒し、弟義元がその後を繼いだ。

一地方に於ける一個人の活動のみ、見ることもなく、それと共に、常に天下の形勢に注意するやう兒童か指導して行かれはならぬ。

伊勢神戸の城主東城持廣を手頼つて行つた、持廣の妻は清康の妹である。持廣夫妻はよく廣忠主従の世話をしたが、持廣が死んで、其の子の義安が織田信秀に附いたので、定吉は廣忠を連れて駿河の今川義元を手頼つて行つた。義元は野心のある男であるから、直に引受けて廣忠を保護することになつた。さうして廣忠は義元の助によつて參河に歸ることが出来た（天文六年即ち紀元二一九七年五月。）廣忠は信定の野心の爲に、これまで參河を離れてゐたのであるが、義元の保護を受けることになつたので、信定もあきらめたものか、遂に廣忠に従ふやうになつた。廣忠は長じて刈谷城主水野忠政の女を娶つた。この忠政の女が生んだのが家康である。

この時分、甲斐には武田晴信（信玄）あり、駿河に今川義元あり、尾張に織田信秀あり、廣忠その間にありて獨立を保つといふことは容易ではなかつた。廣忠は妻の父水野忠政が亡くなつてその子の信元が織田信秀に附いたから、妻に其の旨を諭して離別した。時に家康は三歳であつた。

天文十六年（二二〇七年）織田信秀大舉して岡崎城を攻めんとした。廣忠は今川

徳川氏の發展は、清康の死によつて頓挫した。清康の叔父信定の野心の爲め、廣忠は、故國を離れて伊勢神戸の城主東城氏を手頼 なければならなくなり、又駿河の今川氏を手頼しなければならなくなつた。

廣忠が、甲斐の武田晴信、尾張の織田信秀、駿河の今川義元の強大な勢力の間に、挟まれて苦境に陥らなければならぬのみ、この信定の野心

氏へ家康を人質にやり援兵を請ふて織田信秀に當らうとした。時に廣忠の後妻の父戸田康光といふ者が其の子の政直といふ者と謀つて、今川氏にやる人質を織田氏にやつた。時に家康は六歳であつた。信秀は非常に喜んで廣忠を味方にしようと思つて、其の旨を廣忠に申し送つた。さうして應じなければ家康を殺すと言つた。けれども廣忠は義元の恩を思つてこれを斥けた。それから二年経つて後、家康八歳の時に廣忠は二十四歳で死んだ。

備考

【康忠の妻】 廣忠の最初の妻は刈谷城主水野忠政の女で家康の生母である。名を大の方といふ。廣忠に離縁されて一旦實家に歸つたが、後久松俊勝といふ人に再縁した。其所で三男四女を生んだ。家康は成長して後、大の方に面會しその子供等と兄弟の契を結んだといふことである。大の方は後家康に引取られ、七十五歳まで長命した。傳通院夫人といふはこの方である。亡くなつたのは伏見であるが、小石川の宗慶寺に葬つた。宗慶寺は後に傳通院と改稱した。

に基くものである。

教諭は、只事實のみを話して、その間の因果關係は、兒童自らをして考へしむべきである。

廣忠夫妻の間には、離別しなければならぬ程の事情はなかつた。然るに廣忠が其妻を離別したのは、妻の實家が、今川氏の敵たる織田氏に附いたのに、その儘にして置いては、今川氏に對して申譯がないと思つたからである。

家康の幼時

家康は天文十一年(二二〇二年)參河の岡崎に生れた。彼の幼時の生活は甚だ悲惨であつた。彼は三歳にして母に生別れ八歳にして父に死別れ、六歳の時織田氏に囚はれの身となつた。天文十八年(二二〇九年)今川義元大兵を以て安祥城(碧海郡安城村)を攻めた。時に織田氏にあつては信秀卒し信長其の後を繼ぎ、徳川氏にあつては廣忠卒し家康尙幼、且つ織田氏の手にあつた。安祥城は元徳川氏の所有であつたが、この頃は織田氏に取られてゐた。義元は參河が織田の手に歸せんことを恐れて、急に安祥城を攻めて守將織田信廣(信長の庶兄)を虜にした。そこで人質の交換をして信廣は織田の方に歸り、家康は今川の人質となつた。時に家康は八歳であつた。

家康は賤機山の麓なる臨濟寺で義元の伯父雪齋長老について學問を修めた。その時家康が使つた手文庫(眞偽は判然せぬ)が今も残つてゐるといふことである。家康は人質とはいふものゝ、一國の主であるから。従者の五十や百は附いてゐたことであらう。義元は家康の後見と稱し、參河の諸城に我が兵を配置して監視せしめ、其の所領より上る知行は全部自分の方に收め家康に與ふる所は甚だ少かつ

又、その儘にして置いては、今川氏に疑はれるといふ懸念もあつたであらう。

人質について、國史大辭典は左の如く述べてゐる。和親、降伏、違心なきの證として、親戚家臣を人に致すを人質といふ。又證人とも稱す。神后紀に仲哀天皇の九年十月皇太后が新羅を親征し給へる時、新羅王、微叱已知波珍千岐を出して質となしたるに事あるを翻めと

た。それが爲め家康主従は衣食さへ不自由であつたが、老臣鳥居忠吉の供贈によつて其の缺乏を補ふことが出来たといふことである。

家康は幼時より人に優れた偉い所があつた。家康がまだ織田氏に人質となつてゐた時の事である。熱田の神官が其の徒然を慰めんと黒鶉くろつぐみといふ小鳥を贈つて来た。この鳥はよく諸鳥の鳴く音を真似るといふので近侍の者は珍らしがつたが、家康は『この鳥には己の鳴聲がない。かゝるものは大将のもてあそべきものではない』と言つて、これを斥けたといふことである。

又駿河にあつた時、石合戦を見て小勢の方必ず勝たんと言つたのも有名な話である。新保磐次氏の『趣味の日本史』に

竹千代(家康の幼名)駿府に在りて十歳の時、此の地の習俗にて、毎年五月五日安部河原(静岡の西部)に於て『印地打』とて石投げの勝負するを見に行きけり。其の時の人数、一方は三百餘人、一方は其の半ば程なりければ、見物の者は皆多数の方に集りしに、竹千代は供の者に差圖して『人多き方は多数を頼みたれば、衆人一致せず進退必ず亂るべし』とて小勢の方に行きて見物しけるに

果して多数の方散々に打負けて混雜を極めけり。これを聞く者皆舌を振ひて『此の人いかなる名將にかならん。』と驚嘆したりとある。

弘治二年正月十五日、十五歳にして元服した。この時義元その名の一字を與へて元信と名づけた。(幼名は竹千代)後元康と改め、更に家康と改めた。

家康は八歳より十九歳まで足掛け十二年間義元の許にゐた。その間彼十五歳の時半年程参河に歸つてゐたが、義元は尙岡崎城を返さなかつた。が、永祿三年(二二二〇年)義元桶狭間に戦死するや、彼は参河に歸り岡崎の城主となつた。

備考

【参河武士の由來】 今川義元は表面徳川氏を保護するやうに見せかけて、其の實は徳川氏の所領よりの知行を全部自分の方に收め、事ある時はいつも参河武士を先鋒とした。先鋒は戦死の最も多いもので全軍中の難局である。参河の士は、これも主君家康の爲めあれも主君家康の爲めと進んでこの難局に當つた。

す。これより後、新羅百濟等常に質を我國に送りたり、尋で武家時代に入り諸家族間戦争のこと屢あるに及び、廣く行はるゝに至りしが、其最も盛なりしは、室町時代の中葉以後、即ち戦國の際なりき。とある。

義元、家康の後見 稱するも、徳川氏に好意を有つにあらずして、これを以て、自家發展に利用せんとするは、上の事實で明かである。これによ

りても、當時の家康の苦境が思ひやられる。

かゝる點も、教師は説明することなく、上の事實によりて、兒童自らをして判断せしむべきである。

家康が、織田氏に人質となつてゐた時のことと言へば、六歳から八歳までのことである。

家康が、黒鶉を己の鳴聲がないと言つて斥けたのは、今因はれの身となつてゐる家康自身の鳴聲

これ參河武士の由來である。

家康の出世 永祿三年(二二二〇年)桶狭間の戦に於て、家康は義元の命を受けて大高城に兵糧を入れた。大高城は敵の城砦に近くこれを果すこと難事なるを以て進んで行かうといふ者がなかつた。家康は命を受くるや少しも躊躇することなく『心得候』と即答して、種々手配して夜陰に乘じ、荷馬千二百匹を以て難なくその目的を達した。又丸根の砦を陥れた。義元が戦死した時は大高城にあつたが諸將の落ち行くにも拘らず、義元の命なればとて容易に去らなかつた。今川の眼代より引上げを申來るに及び初めて開城して岡崎に歸つた。家康は六歳にして織田氏の人質となり、八歳にして今川氏の人質となつたが、この時十九歳初めて獨立して岡崎城主となることが出來た。

家康は、信長が必ず參河に攻めて來ると思ひ込み、坐して其の來攻を待たんとり進んで討たんと決心し、義元の嗣子氏眞に引合戦を勧め自ら先鋒たらんと申入れたが、氏眞暗愚、家康を猜疑し事を共にするを欲しなかつた。

信長は西上して天下を一統せんとする志あり、されど西上すれば其の後を突かれんことを恐れ一人の名將を得んと思つて居た。桶狭間の戦に於ける家康の働を見て、年こそ若けれ領國こそ小さかれ天晴な名將と見込をつけ、瀧川一益を使者とし禮を厚うして和睦を申入れた。徳川氏は織田氏とは清康以來三代の仇敵であつたが、又徳川の家臣中には、多年の恩誼ある今川氏を棄て、織田氏と結ぶことに反對する者もあつたが、家康は斷然信長と和睦することにした。

かくて家康の威望が高くなるにつれて氏眞は益々これをそねみ今川徳川多年の關係も遂に斷絶するに至つた。永祿十一年(二二二八年)家康は、武田信玄の提議に應じて今川氏を滅し信玄は駿河を取り、家康は遠江を取つて濱松に移つた。併し信玄には西上の志あり、遂にこの兩雄は衝突するに至つた。元龜三年(二二三二年)の三方ヶ原の戦が即ちこれである。この戦に於て家康は信玄の三分の一の兵を以て當つたが遂に大敗するに至つた。されど家康初め部下將士の奮闘は敵をして舌を卷かしむるに至つた。『改正參河後風土記』に

刑部の陣中にて馬場美濃守信玄へ申しけるは、此度三方原御合戦に討死の參河

である。家康の心かゝの叫聲である。

これらの境遇が、家康をして、かく叫ばしめた點もあらうけれども、六七歳の幼童としては、優れたる處ありと言はなければならぬ。

家康は、この時より大將たらんことを期したのである。當時の家康にあつては只漠然とさう考へたに過ぎなかつたかは知らぬが、己の鳴聲を要求するこの心は他の大將に

使役せられ、又その制節を受けるを厭しとせず、獨立獨歩、群雄の支配者たらん心にまで發展するであらう。

兒童にこの話をするとすれば、兒童自身をして判斷せしめ、兒童の判斷に即してこれを指導してゆかねばならぬ。特に家康の現在の境遇といふ點に注意せしめる必要があると思ふ。

家康十歳の時、既に、

武士、雑兵下々に至る迄勝負を仕らざるもの一人もなしと見え候。其の證據には屍骸此の方に轉びたるは俯仰むきになる。濱松の方へ轉びたるは仰向けに成申候。とある。

翌元龜四年四月(この年七月改元天正元年となる)信玄卒するに及ぶ參・遠二州を取返した。天正三年(二二二五年)五月には信長と共に、信玄の子勝頼を長篠(參河)に破りて大に武田氏の勢を挫き、同十年三月には又信長と共に武田氏を滅した。家康は其の功によつて駿河を領するに至つた。其の年の六月に信長は其の臣明智光秀の爲めに本能寺に於て弑せられた。この時家康は僅かの家臣を連れて泉州堺に居たが、この變報を聞くや間道より歸國し、直に軍の用意をとへ熱田まで進んだ時、光秀既に誅せられると聞き再び岡崎に歸つた。其の時分丁度甲斐に騒動があつたのでこれを定め、進んで信濃をも我が物とした。是に於て家康の所領は、駿・遠・參・甲信の五國に跨り勢甚だ盛んに、靜かに時の至るを待つて居た。豊臣秀吉は光秀を山崎に破りて後、織田氏の宿將柴田勝家等と争ひ遂にこれを

人の和、衆人の一致、即ち團結的に行動することが群衆的な、所謂烏合の衆たる集團的行動に勝る。さか見抜いたのである。この時、少数黨が勝たうが、多数黨が勝たうが、家康の眼目に變りはない。

兒童をして、少数黨が勝つたといふ點よりは、家康のこの着眼點に注意せしむべきである。さうして、この時、既に名将たる素質を發揮した點に着

滅すに至つた。これより秀吉の威望益々高く、信長の遺業も其の手に歸せんとする有様であつた。信長の子信雄はこれを見て平かならず、遂に秀吉と相構ふに至つた。家康亦秀吉に服する者にあらず、信長時代にあつては却てこれを下目に見た位である。信雄の援兵を求むるや直に之に應じて、『某一入御味方する以上、日本の總勢を以て押寄すとも更に怖るゝ者にあらず、御安く思召せ』と返答した。

天正十二年三月、家康兵を尾張に出し信雄と相會して小牧山を本陣とした。秀吉亦樂田(尾張)を本營として相對峙した。秀吉の部將堀秀政、池田信輝、森長可等家康の虚に乗じて岡崎を衝かんと欲し、四月九日兵三萬を率ひて出發した。家康これを探知し、酒井忠次、本田忠勝等をして小牧山を守らしめ、信雄と共にこれを追撃して長久手(尾張)に破つた。この戰に於て秀吉の部將信輝、長可が戰死した。秀吉これを聞いて、家康等の追撃を豫期し、直ちに其を率ひて長久手に進んだが、家康は既に小幡城に引上げてゐた。翌朝秀吉が更に小幡城を圍まんとせし時、家康は小牧山に歸つてゐた。『小牧長久手記』に

龍泉寺の邊りにて軍の狀を尋ねられしに、徳川殿は既に引取らしと云へば、秀

眼せしむべきである。

家康既に幼少の時より己の鳴聲即ち自己の眞價を發揮せんとするの志あり、人の和、衆人の一致が能く勝を制することを知らる。これ家康の幼時の生活に於て、見逃がすべからざる點である。

家康は因はれの身となつてゐる。岡崎には主君あれどもなきが如き有様であつた。參河武士には幼君家康かどうかして立

吉且つ怒り且つ感じ馬上にて手を打ち、さて／＼花も實もあり、もちにても網にてもとられぬ名將かな。日本廣しといへどもその類又と有るまじ。かゝる人を後來長袴着せて上洛せしめんは、秀吉が方寸にありといはれしとか。

秀吉爲すべき術もなく樂田の本營に歸り、久しく相對特して居たが、先づ信雄と單獨に媾和を結んだ。ついで家康とも和して其の庶長子秀康を養子とした。秀吉は家康の上洛を促がせども家康危険を怖れて容易に肯んじない。秀吉は其の妹朝日姫を家康の妻となし、其の母大政所を送つて人質とするに至つた。是に於て家康は天正十四年十月秀吉と大阪に會見した。これより家康はよく秀吉に仕へ、天正十八年の小田原征伐の時には、先鋒となつて軍功を樹てた。戦後秀吉の命によつて東國に移り、從來の駿・遠・參・甲・信の代りに豆・相・武・兩總・上野等の諸國約二百五十萬石を領するに至つた。

關原の戦 天正十三年(二二四五年)秀吉は、淺野長政・石田三成・増田長盛・長東正家・大谷吉隆を五奉行として政務を分掌せしめた。其の後、徳川家康・前田利家・毛利輝元・宇喜田秀家・小早川隆景(隆景の薨後は上杉景勝)を五大老として大事

派な大將としようとする義氣があつた。この義氣が、上の如き事情の下に發して所謂參河武士の剛勇となつたのである。

同輩をて、桶狭間の戦の如何なるものであつたかを考へしむべし。

この戦は、家康の獨立を早からしめたものであつた。この戦の前までは家康は、今川の部下の將であつたが、この戦の後には、徳川と今川の位置は

を議せしめた。又中村一氏・生駒親正・堀尾吉晴を三中老として、大老と奉行との

間又は諸大名の間に異論ありたるは仲裁に當らしめる役とした。慶長三年五月秀吉病に侵された。嗣子秀頼尙幼(六歳)秀吉、秀頼の行末を憂ひ、同月十六日在京の諸大名を伏見城に召し、秀頼に對して二心なきを誓はしめた。

秀吉が斯く憂慮せしは故あることで、秀吉が常に心に許さざりし家康は、當時五大老の首班として其の勢力諸侯の上であり、秀吉の腹心たるべき加藤清正と小西行長は征韓役以來互に相惡みしを初めとし、其の臣下は文治派・武斷派の二つに分れ、文治派は石田三成が中心となつて、増田長盛、長東正家等五奉行中の一人と結び、更に上杉景勝及其の臣直江兼續と連絡を通じてゐた。武斷派は加藤清正・福島正則、淺野長政等三成と惡かりし者等で常に相嫉視して居た。秀吉病床にありて心安らず。遂に後事を徳川家康と前田利家に依囑し、家康は伏見に在りて政務を裁決せしめ、利家は大阪に在りて秀頼を輔佐せしめることにした。

然るに、家康は秀吉薨去後だん／＼専横なる振舞を爲すに至つた。秀吉の法令によれば大名の婚姻は自由に取定めることは出来なかつた。家康は秀吉に對して

對等となつた。

又この戦に於ける家康の勇戦は、信長と聯合を爲さしめる動因となつた。

家康が、清康以來三代の仇敵たる織田氏と結びし心事は、自家發展の一事にある。

曩に義元の嗣子氏眞に甲合戦を勤めしは、今川氏の恩義に報ゆる爲めであり、信長が必參河に攻めて來るものと思込

一、奉_レ對_二秀頼様_一御奉公之儀、太閤様御同前に不可_レ存_二疎略_一事。

一、御法度御置目之儀、今迄如_レ被_二仰付_一彌々不可_レ相背_二云々

と誓書を奉りしにも拘らず、大名と私に婚姻を約し、伊達政宗の女を第六子忠輝に、異父弟松平康成の女を養ひて福島正則の子正之に、小笠原秀政の女(外曾孫)を養ひて蜂須賀至鎮に娶はせようとした。四大老及五奉行は三中老を使者として家康を詰問した。家康は『右等の婚姻は内談中なるに、一應の注意にも及ばず公然問責するは何事ぞ』と其の不當を咎め、更に奉行等に専断の行ありとてその事實を挙げて之を責めた。慶長四年(二二五九年、秀吉薨去の翌年)利家薨じて後は家康の威權益々強く、遠く諸侯の上_二あり、三成は豊臣氏の爲に不利ならんことを恐れて家康を除かうと企てた。福島正則・池田輝政・加藤清正・細川忠興・淺野幸長・黒田長政・加藤嘉明の七將は征韓役以來三成を怨み常に爵憤を晴さんとして居た。一夜七將三成が邸に押寄すといふ風説が立つた。三成は恐れて家康に頼つた家康其の間に立ちて之を調停し三成を其の領地なる江州佐和山(彦限町の東)に退居せしめた。

み、其の來攻を待たんよりは進んで之を討つに如かずと思つたのであらうが、その心の中には、又これによつて、自家の發展を計らうとする強い心が動いてゐたのである。

信長は氏眞の仇敵である。家康と信長との和が今川徳川の關係を斷絶せしめしは自然の勢である

家康、信玄と聯合して今川を滅し新に遠江を得た。家康の勢力はそれだ

慶長五年(二二六〇年)上杉景勝は其封邑會津に在りて家康に反抗の態度を示した。これは三成との契約に基くのである。家康は豫て覺悟した處てあれば少しも驚かず、直ちに諸將を部署し、鳥居元忠を伏見に留め、自ら其を率ゐて會津に向つた福島正則、淺野幸長、池田輝政、黒田長政等豊臣氏恩顧の諸將は家康を信じ、家康に敵する者は秀頼に敵すると者と見做し、喜んでこの行に従つた。

三成は時機來れりと大に喜び、豫て結託せる毛利輝元、宇喜田秀家を初め黨與の諸將に檄を飛ばした。これに應じて來り會する者、毛利輝元、島津義弘、宇喜多秀家、小早川秀秋、小西行長、長曾我部盛親、吉川廣家等有力の諸將多く、輝元が其首將となつた。三成等は景勝と東西相應じて家康を挟み撃にせんとしたのである。先づ伏見城を落して元忠を斬り、直ちに美濃に進み大垣城に據つた。家康之を聞き、其の子秀康を留めて景勝に當らしめ、軍を引返して三成等と美濃の關ヶ原に戦ふた。この時東軍(家康方)は七萬五千、西軍(三成方)は八萬と稱す、激戦數時、容易に勝敗のつくべく見えざりしが、小早川秀秋が裏切つたので西軍の形勢次第に悪く遂に大敗を招くに至つた。時に慶長五年九月十五日であつた。

け増大したのである。

參河武士の面目躍如なり、參河武士の由來と者へ合さしむべし。

家康、元龜四年四月に參遠二州を取返し、天正三年には武田氏を滅して駿河を得、だん／＼その地歩を固めた。

家康にしても、信長との關係から言つても、自家發展の點から言つても信長の爲めに、形合戦を

備考

【石田三成】 黑板博士の『國史の研究』に「一體三成は一種の奸臣であるやうにいはれて居る。その才があまりにえらかつたので、人々の憎みを受けた點があつたとしても、この關ヶ原の役を以て全然三成の野心のみに歸するは餘りに慘酷なことである。或は家康が三成を激發させたといつてもよい。三成が毛利島津其他の人々を糾合する間の苦心も非常なもので、決して普通の小人とか奸臣とかいはるゝものに出來るべきことではない。彼の謀臣であつた島左近の如き人物が彼に臣從するに至つた話も、三成の人物を想見せしめるものである。三成が六條磔で刑せられんとした時に、腹が痛いといつて藥を番人に求めた。番人が笑つて、今死する身に藥の必要がないではないかといつたら、汝等は身體の大切なことを知らぬ。自分などは死するまで身體を決して粗末にせぬと三成がいつたといふ話もある。」

池田晃淵氏も『徳川時代史』に於て次の如く論じてゐる。「關ヶ原を記せる諸書及徳川實記以下あらゆる諸書に、總べて石田治部少輔叛逆と記せり。是れ其

しなければならなかつたのであるが、秀吉の爲めに先ざられた。これまで下目に見てゐた秀吉をして功を爲さしめた。名を爲さしめた。

されど、家康もさるもの、甲斐を定め、信濃を取り、駿・遠・參・甲・信の五國を勢力範圍として、一方に雄視するに至つた

兒童をして、家康、信長、秀吉等の勇ましい活動に注意せしめるのみならずその活動その活動の結果の意味を考察せしめねばならぬ。

山崎合戦の後、秀吉が柴田勝家を滅した事、秀吉の威勢が高くなつた事、織田信雄と相構ふるに至つたことは、兒童既習の事實である。今秀吉と家康との衝突を語るに當つて、兒童をして、再びこの事實を考へしめる必要がある。

名の實に適せざるは、今更いふに及ばずと雖も、總べての書が石田三成を指して大悪人の如く書きなせるは、是れ徳川幕府權略の一にして、盛んに三成を悪人視しこれを唱導して其烟りの中に自家が豊臣氏の寄託に背きたる醜を捲込めんとためなるのみ。其實は三成は徳川氏のために大利益を興へたる福神なり、殊に關ヶ原役は三成が急に思ひ立ちしにあらすして、家康が漸々に三成を起たしめたるに外ならず」と。

【家康と景勝の擧兵】 家康は自家の宿望を遂げん爲め、景勝の反抗を期待してゐたと傳へられてゐる。池田晃淵氏の徳川時代史には「景勝の挑戦」と題して次の如く書いてある。「五大老の一人たる上杉景勝が、居城會津に在りて、遙かに家康の罪狀を鳴らして戰を挑むや、家康元より期したる事なり、いかで驚くべき、否天の與へと雀躍して之に赴き、故らに大阪方を疑はざるを裝ひて、伏見城の留守には僅少の兵を留めしのみ」と。

【小早川秀秋】 國史大辭典に「木下家定の五子、豊臣秀吉の北政所高臺夫人に養はれ、天正十九年小早川隆景の嗣となり、十一月參議に任じ右衛門督を兼ね

家康の信條を授けしは

從四位下に叙す、而して高臺夫人の準子たるの故を以て權勢世を蓋ひ、時人呼んで金吾殿と稱す。侯伯相見ゆるに當り、儀殆ど君臣の禮に準じ、福島正則の如きと雖席を俱にすること能はず。文祿元年六月權中納言に叙し、從三位に陞り左衛門督に轉ず、三年隆景の封を襲ふ。」とある。朝鮮の役後、秀吉の不興を蒙り、越前に減地國替せられる處であつたのを、家康之を憐み、秀吉に請ふ所あり、漸く本領を安堵することを待た。秀秋大に喜びこの芳恩に報ゆる日あるべきことを家康に誓つた。關ヶ原の戰に於ては、豫てより家康に内通してゐたのである。

織田氏との關係にもあるであらうが、家康には、秀吉に對抗し得るといふ自信があつた。この自信が家康を驅つて、秀吉と戦はしめ、家康の強い腹臆を満足せしめんとしたのであらう。

秀吉、家康との決戦に於て、敗を取るとは自らも思はなかつたであらうが、これと戦ふの非を悟り、この強敵、天下無雙の名将と許した家康を、配下に置かんと考へたる處に秀吉の偉い處がある。

秀吉の信雄と和したるも、家康と和してその庶長子み養子としたるも皆上の考を實現せん爲めであつた。

大阪に於ける秀吉と家康との會見は、秀吉の天下平定の上に大なる關係を有つものである。若しこの會見がなかつたら、家康はい

つまでも秀吉に對抗し、或は天下兩分の姿となつて、争は終まなかつたかも知れぬ。秀吉は、この會見の爲めに、その妹九家康の養子とし、その母を家康に人質と爲した。秀吉至孝、その母に對し、孝養至らざるなかりしに、今やその母を人質となす。これ秀吉の忍びざる處であつたらう。秀吉は天下平定の爲めに敢てこれを爲した。

秀吉が、秀頼の行末を案じたるは、家康が陽に秀吉の命に服し、陰に諸侯を手助け、五大老の首班として勢力があつたからである。

假令、家康に野心なしとするも、秀吉の臣下は文治、武斷の二派に分れ、互に相反目してゐた故、豊臣家の將來は大に憂ふべき形勢となつてゐた。この點も亦秀吉の憂慮する處であつた。

家康、秀吉の依頼を受けて、伏見にあつて、天下の政治を行ふや、家康の威望は益々高く、家康に意を通ずる者多く、武斷派の多數も、家康に心を寄せるに至つた。

秀吉在世中と秀吉の薨去後とは、家康の態度が非常に異つてゐる。秀吉がある間は、陽に秀吉の命に従ひ、陰に諸侯を手助けんとしてゐたが、秀吉亡き後はその態度が露骨となりて來た。法令を無視してまで、自家の利益、自家の發展を計らうとするに至つた。

四大老、五奉行の詰問に對する家康の答は、家康の専横を示すと同時に當時既に家康の威權が如何に強大なりしかを思はしむるものである。

家康がだん／＼に築き上げて来たその勢力その威權と、諸侯をうまく手撫けて来た技術とが、家康の野心を遂げしめたのである。三成の家康を除かんとする企は、家康の歓迎する處であつた。家康はこれにより、三成及びその與黨を滅亡、自家の勢力を擴大せんとしたのであつた。

家康が、三成を殺さずして、佐和山に蟄居せしめしは、三成をして、他日、事を起さしめん爲であつたと言はれてゐる。黒板博士は「國史の研究」に於て、「その時、三成を殺せば、家康の地位が何時までも、五大老の一人たるに過ぎぬ。」と言つて居られる。

上杉景勝の家康に対する反抗、家康は、これに驚かざるのみならず、これ亦家康の希望する處であつた。(備考欄参照)家康は、三成の景勝をしてこの舉に出でしめたものとも考へられる。

福島正則・淺野幸長・池田輝政・黒田長政等豊臣氏恩顧の諸將は、家康を信じ、家康に附いた。これ三成等に対する反感、家康が彼等の心を收攬したのにも依るであらうが、彼等に家康を見るの明がなかつたともいへる。

豊臣氏恩顧の臣にして一致協同して家康に當れば、天下は、家康のものにならなかつたも知れぬ。

秀吉の臣下が二派に分れたことについては秀吉も亦、その罪を負はなければならぬ。秀吉が淀君を愛し、淀君の勢力が強くなるに隨つて、秀吉の正室淺野氏に心を寄するものとその側室淀君に附くものがあるに至つた。又秀吉は、秀頼の出生によつて、繼續につ

いて考へた秀吉は秀次を素行放埒なるの故を以て、高野山に自殺せしめた。秀次は自殺せしめるについては、三成が秀吉の意を測りてこれを勧めたのである。この點に於ても、三成は武斷派の諸將の怨を買つた。

關ヶ原の役は、實に天下分け目の合戦であつた。この役後家康の權力が完全に確立した。天下の諸侯は、殆んど皆家康の配下に立つに至つた。家康はこれを期し、これが爲めは劃策したのであつた。

教師は、眞歴史向事實のみを述べ、その意味は兒童自らをして判断せしむべきで、教師の判断を兒童に強いてはならぬ。

教師の説明、教師の判断は、兒童をして十分考へしめた後に爲すべきもので、兒童をして、「こゝだ」と背かしむるもの、少くとも、成る程と思はしめるに足るものでなければならぬ。

歴史教授は、只、事實のみを話して、その意味は兒童をして考へしむるか本體とすべきではあるが、時には、「この點は如何に考へるか」「こゝは如何に考へるか」といふ風に考察すべき諸點を示す必要もある。

第三十七 徳川家康 (つゞき)

江戸幕府はじまる 家康關ヶ原の戦に勝つや、三成・行長を殺し、秀家を八丈島に、増川長盛を武藏の岩槻に流した。長曾部盛親も亦其領土を沒收された。輝元は安藝・備中・備後・因幡・伯耆・出雲・隱岐・石見の八ヶ國を削られ、僅かに周防・長門の二國を保ち、景勝は會津・仙道(阿武隈川流域地方)の地を削られ、米澤に移された。佐竹義宣は三成に内應したるの故を以て常陸より秋田に移された。島津義弘に其の領土偏在するを以て元の儘、加藤清正には行長の舊領を與へて肥後の大部分を領せしめ、福島正則は清洲より安藝に、淺野幸長は甲斐より紀伊に轉せしめられた。

又秀頼の領邑を、攝・河・泉の六十五萬七千石と定めた。元來この三國は、秀吉の時より、大阪城に附屬する領邑となつてゐたのであるが、豊臣氏には、尙ほこの外に佐渡の金山、木曾の山林を初め、諸國に散在せる多くの領邑があつた。家

本課教授の要旨

關ヶ原役後に於ける豊臣氏と徳川氏との關係、大阪の役の歴史的意味及び、家康の諸侯に對する政策、皇室に對する政策か述べて、こゝに二百六十餘年の太平の基を開いたことを明らかにするを以て本課教授の要旨とする。

康は、悉くこれを自分のものとしてしまつたのである。かくて慶長八年(二二三年)家康は征夷大將軍に任せられ、幕府を江戸に開いて、政令を天下に布くに至つた。

江戸幕府の組織 江戸幕府の組織は、家光に至つて略完成したものであるが、

家康がその基を開いたものであり、且つ、後の政治に關係する處少からざれば、こゝにその大體を述べて置かうと思ふ。

一 中央即江戸には、大老(初これを家老といふ)老中(初名年寄)若年寄といふのがあつて政治を取つて居た。大老は老中の上にあつて、將軍を輔佐し、大政を總攬する役で(但し常置の職にあらず)、老中は大老と同じく政務を總理し、公文に押署するものである。寛永十一年(二二九四年將軍家光の時)三月に定められたる老中の職規には、(一)禁中方并公家門跡衆之事 (二)國持衆總大名一萬石以上御用并に訴訟之事 (三)同奉書連判之事 (四)御藏入代官方御用之事 (五)金銀納方并大分之御遣方之事 (六)大造之御普請并御作事堂塔御建立之事 (七)知行割之事 (八)寺社方之事 (九)異國方之事 (一〇)諸國繪圖之事とある。若年

教授上の注意

上の如き家康の處置は天下の實權が家康の手に移つたことを證するものである。

かくて、政治上の權力は大阪を去つて江戸に移つた。

江戸幕府の組織について語る前に、兒童をして信長が吉家康の天下平定に於ける功績を回想せしむべし。

寄は、老中を助け、又主として旗本に關する事を取扱ひ、旗本の知行所を支配する役である。これについて、黒板博士はその著『國史の研究』に於て、

徳川氏の政治機關等について一言すれば、家康は、元來參河の小さい大名から其家を起したのであつたから、別に政治機關の名稱などに付ては大袈裟な名前を付けなかつた。そこに所謂武家主義が見らるゝのである。これが江戸幕府の一特色であつた。其内閣とも稱すべきものは用部屋と稱し、家老、年寄、若年寄などがこゝに詰めて政治を取つて居つた。尤も此家老年寄と云ふものは、後には普通に家老を大老、年寄を老中と稱するやうになつたけれども、將軍の方からは後々までも老中のことを年寄と言つて居つた。即ち此名稱は參河以來のものゝを其儘用ひて居つたので、將軍となつてから別段に設けたものではない。それが徳川氏に一種の見識があり天下の政治がよく行はれた所以である。此用部屋といふのも初は將軍の居間と僅か一間しか隔つて居らぬ所で、家老や年寄の相談なども、將軍の居間から聞えると云ふやうな工合であつた。それで將軍と家老年寄との間も極めて親密であり、従つて家老年寄が專横をやることも出来

幕府の政治機關は、教師の參考にも思つて、比較的細かく書いて置いた。

兒童には、たゞ、大老・老中・若年老・寺社奉行・勘定奉行・町奉行・大目附・目附の任務の概略、評定の如何なるものなるかを説明すればそれでよからうと思ふ。

右の事實を聴いた兒童は種々の疑問を起すことであらう。例へば、目附といふは、今の警察の事

ないやうになつて居つた。所が五代將軍の時代に老中堀田正俊が稻葉正休の爲めに殺されたことがある。それが丁度將軍の居間の次の部屋であつたから、それから此老中の詰所を將軍の御膳立の間と云ふ方へ移して、之を用部屋と稱することになつた。そこで、つまり將軍と家老などゝの間が幾分か疎濶になつて來た。其間に御側衆とか御取次とかいふやうなものが出來て、それが將軍と老中との間に立つてよい加減な事をするやうになり、遂には、御側衆に非常な勢力を振ふものが起つて來たのである。即ち此用部屋は鎌倉時代に於ける政所に相當するものである。

と述べてゐられる。

又、大老、老中、若年寄の下に、寺社奉行、町奉行、勘定奉行といふものがある。寺社奉行は諸國の社寺に關する一切の事、即ち、社寺の祝、神職・僧侶の進退、社寺の領地の事を掌り、且つその訴訟を裁判し、町奉行は、江戸の民政を掌り、且つその訴訟を裁判し、勘定奉行は、歳入歳出に關する事を掌り、且つ關東八州の人民の訴訟を裁判する役である。又大目付・目付といふ役があつて諸大名・旗本を

務のやうなことをするものであるかと、裁判をする所は、寺社奉行所、町奉行所、勘定奉行所、評定所などいくつもあるが、これ等は如何なる關係を有つてゐるものであるか、江戸市民と僧侶又神職との間に起つた訴訟は何處へ訴ふべきであるか、人民の訴訟は評定所で裁判することはないか、江戸市民の訴訟は江戸町奉行に訴へ、關八州人民の訴訟は勘定奉行に訴へるが、その他の諸國

監察した。『國史の研究』に「目付とは所謂監督と云ふ意味で元は戦争の場合に取締監督をするものであつたが、三代將軍の時から、大目付と稱するものが出来、目付と共に老中などの手先となつて、大名へ種々の事を達したり、或は悪事をする者を弾劾したり、又老中以外の役人の悪事を弾劾する職權を有つて居つた。」とある。『國史大辭典』には「目附は監察の任なれども、奥向及萬石以上の領主に及ばず専ら若年寄の耳目となりて旗下諸士の非禮を弾劾す。大目附は老中の耳目となりて政務の得失を密告し、百揆の規則を督視し、訴訟の枉屈を暢達する事を掌る。且つ大名を糾察し、兼て老中以下の姦匪を弾劾す、即ち大監察なり。」とある。

又後には、町奉行の下には町年寄、その下には名主があり、地主があり、家主があり、五人組があつてそれ／＼の事をしてゐた。

又幕府には評定所といふ役所があつた。これは江戸幕府至高の裁判所である。『國史の研究』には「大きな事件の場合には將軍が自ら出座して事を聴く、例へば諸侯の内輪紛擾と云ふやうなことで重大なる關係のあるものは、將軍の直裁判であつたが、事件に依つては、又老中の役宅で行ふこともあつた。併し普通の町人

の人民の裁判は何處でするかといふ疑問が、兒童がその事實を理解する限り、それに興味を有つ限り、幾つも／＼起ることであらうと思ふ。又かゝる必要な疑問を起すやう、教師はこれを指導してゆかねばならぬのであると思ふ。

兒童のかゝる疑問は、教師の提示した事實で解き得るものは、成るべく兒童をして解かしめ、然らざるものは教師これに

百姓の事件は老中の役宅でやると云ふ譯にもゆかなかつたから、傳奏屋敷と云ふ所があつて、其處は京都から下つて来る公卿の館宅で、その下向中は塞がつて居るが、其他は大概空いて居るから、其處を集會所にして種々な事を討議もし、又裁判もした。併し段々後の時代になつて来ると、斯う云ふ簡単にやつた事も漸次複雑になつた、此傳奏屋敷を二つに分けて別に評定所を造ることになつた。」とある。『國史大辭典』には、「評定所は、江戸幕府至高の裁判所なり。寺社・町・勘定奉行管轄の事件にして特に重大なるもの、三奉行中、二者互に關聯したる事件、及び大名・旗本の訴訟、并に越訴、其の他事務も幕府に關係せるもの等を裁判す。評定所は事件の輕重種別等により裁判組織を異にす。其の大意を擧ぐれば、(一)老中直裁判、三奉行、大目付、目付陪席す。(二)三奉行立合裁判、目付陪席す。(三)三奉行、大目付、目付立合裁判。(四)寺社・町兩奉行立合裁判。(五)主任奉行、大目付、目付立合裁判。」とある。

二 地方には、諸大名を分封してゐるけれども、重要な地は天領と言つて幕府がこれを直轄して居る。こゝには郡代又は代官を置いてこれを治めしめた。又京

答へてもよい。

併し、歴史上の判断は事實に基くものなれば、迂闊にこれを判断してはならぬ

兒童の疑問に對して、教師の答へ能はざる所は疑問として残して置くべきである。この際、教師は辨解がましき事をいふ必要はない。疑問は疑問として置いて兒童と共にいつか、これを解きたいといふ誠意があればそれでよい。

郡には所司代、大阪・駿府には城代、長崎・佐渡には奉行、その他重なる都市には町奉行を置いてこれを治めしめ、又大小の目付を置いて人々の悪事を監督せしめた。

備考

【若年寄】 初め老中の子を以てこれに任じた。年寄の子であるといふので、この名稱が起つたといふことである。

【五人組】 『國史大辭典』に、『江戸時代、農工商の三階級の中、比隣の間に於て五戸を以て組織したる自治機關の組合』とある。

家康と秀頼との間柄 關ヶ原の役後、豊臣氏と徳川氏とは全くその位置をかへ豊臣氏はたゞ一大名の如き有様となつた。されど秀頼は堅牢無比なる大阪城に據つてゐる。金はあるし兵糧も少くはない。且つ秀吉恩顧の臣たる加藤清正、福島正則、池田輝政、淺野長政、同幸長、片桐且元等秀頼の成長を待つてその勢を恢復

し、豊臣盛時の昔に返さんと欲する者が少くなかつた。秀頼又朝廷の優遇厚く慶長八年(二二六三年)十一歳にして内大臣となり同十年十三歳にして右大臣に進み、朝臣の秀頼を見ること他の大名の比ではない。時に家康年六十四、在世中に豊臣氏を滅さんものと思ひ、同年四月將軍職をその子秀忠に譲り駿府(今の静岡市)に退隠して後も尙心を安んずることが出来なかつた。

鐘銘事件 慶長七年(二二六二年)家康、大佛の建立を秀頼に勧めた。これより先、天正十四年(二二四六年)秀吉、京都に方廣寺に建て、木造の大佛を造つたが、慶長元年の大地震にその佛像は破摧された。秀吉はこれを再建しようと思つてゐたのであるが、未だこれに着手するに至らずして薨じた。秀頼は家康の勸に従ひて同七年十一月工を起したが、大佛鑄造の日、冶工誤つて火を失し、佛像は溶解し堂宇も全く焼失するに至つた。家康は更にその再建を勧めた。同十五年秀頼又工を起し十七年漸く竣工するに至つた。この大佛は銅造で、高さ六丈三尺、奈良の大佛より高きこと一丈、佛殿は高さ十五丈、東西十六丈、南北二十七丈實に壯大なものであつた。十九年四月更に巨鐘を鑄た。この鐘は實に大きなもので

幕府の政治について、見逃がすべからざる重要な點は、幕府と諸侯との關係である。

兒童をして、教師の提供したる事實によりて、その關係を考察せしむべし。

幕府の政治は、上の事實に於て見らるゝ如く、大目附といふものが幕府の命令その他を諸侯に傳達した。又大目附は諸侯の悪事を弾劾した。諸侯に關する訴訟は評定所に於て判決した。

又、諸侯の國符、諸侯に新に領土を興へたり、諸侯の領土を減したりすることは幕府のすることゝあつた。

又互に相攻伐することには許さなかつた。不都合な所行ある時は、幕府はこれを罰し、その領土を沒收することもあつた。一言にこれを言へば、幕府は天下の諸侯を統御してゐた。

けれども、幕府の直轄地たる天領を除く外、國民の政治は、その國民の

これが爲め、鑄師三千百餘人、鑪百三十二を要し、一萬七千貫の銅を溶かし、高さ一丈八尺、厚さ九寸のものを造つたのである。

かくて全くその工を竣へしかば、開眼供養の儀を擧げんと既にその期日も定つてゐたが、家康、鐘銘序文中の

* 右僕射源朝臣家康

を、「右は源朝臣家康を射る」といふ咒咀に出でたるもの

右丞相豊臣朝臣秀頼

を「右は丞相に相となる豊臣朝臣」にて自らを祝したるものと爲し、銘文中の

* 國家安康

を「家康の二字を切離して書きたるは家康の身首を兩斷する意味にて家康を咒咀したるもの、

君臣豊樂。子孫殷昌。

は「豊臣を君とし、子孫の殷昌を樂む」の意にて、自家を祝したるものと爲し、板倉内膳正重昌を急使として、供養總奉行たる片桐且元に、右の申披き相濟むま

居住する國土を分有する諸侯によつて爲された。

國民は租税をその國主たる諸侯に納めた。幕府は諸侯の領民とは直接明な關係を有つてゐなかつた。幕府の財政收入は、その直轄地より收まるものに過ぎなかつた。徳川幕府は、宛然四百萬石の大諸侯の如き觀なきではなかつた。

幕府の政治に於て、幕府と諸侯との關係は特に注意を要する點である。

徳川幕府の政治を説いた後、鎌倉幕府の政治を回想せしめるがよいと思ふ。

鎌倉幕府の政治に於て、守・地頭が鎌倉の命令を受けてその地方の政治經濟の樞を握つてゐたことは注目すべきである。

この時代は、鎌倉時代と大にその事情を異にしてゐたから、これを以て幕府の政治を非難する譯には行かないが、徳川幕府の政治がこの點に於

では、開眼供養の式を差止むる旨を通せしめた。この儀式は、奏聞の上、勅會に準じて行はるゝことであり、且つ、期日も切迫せることゝて各法親王を始め、着坐の公卿まで既に定まつてゐた。且元大に驚き、その事情を審に話し、「奏聞したる事なれば、ともかくも儀式は滞りなく執行なさしめよ。」と懇願したれども、重昌は「某は法會差止の御使こそ承はれ、其の他は存せず」と受附なかつた。且元は已を得ず、右の旨を具して儀式延期の事を奏請した。家康は重ねて鐘銘咒咀申披き爲め駿府へ來るべしと命じた。且元は秀頼の命を受けて、銘文の作者清韓長老を連れて駿府に下り、いろ／＼辯解したけれども聞き入れられなかつた。のみならず清韓は蟄居を命ぜられ且元には其の後暫らく、何等の沙汰もなかつた。

淀君は、且元駿府に下向、事體容易ならざるを聞き大藏卿、局（大野治長の母）に正永尼を差副へ駿府に下した。武徳編年集成はこの事について、八月廿九日、大阪兩姥（大藏卿局、正永尼）漸く駿府に著し、大野壹岐守が宅に往て、片桐市正に對面す。直に登城するを憚り、七軒町に寓居す。神君（家康）の侍女阿茶の局を招き、鐘の銘の事を陳謝する所、却て兩姥を、即日駿府の城

に召て、忽御對顔の上、秀頼事、大樹(將軍秀忠)の婿(秀頼の室千姫は秀忠の女)たる故、吾孫に均しければ、予常々愛慕し、成人の期を、待居る所也。察するに秀頼は勿論、母堂も大樹の簾中と姉妹(秀忠の室は淀君の妹)なれば、害心を含まるべからず。只家臣等、其心僻て浪客を招き募り、軍旅を修練するが早く佞臣阿黨の族を追退て、眞實の情を顯はし、大樹と父子の親を厚くせらるべき旨、汝等熟々謀り歸り報すべし。尙餘意を片桐市正に含め歸すべき旨御詮有つて、鐘の銘の事は、努々御沙汰もなかりしかば、二女(中略)歎然として寓舎に歸る。

と述べてゐる。徳川時代史(池田晃淵著)には、

(前略)大藏卿ノ局に、外一名を差副へて駿府へ下し、家康の妾阿茶の局につき、此度の事に就て下れる由申入りしに、家康特に懇意を盡して、毫も怒色を顯さず、(中略)局等案外なるに驚き、折を以て鐘銘の事を申すに、家康は故らに氣色を和げ、淀殿には、さ程心配するに及ばずなど、一向に取合はざれば、女の事とて欺かるとは知らず、大悅して歸途に就きたり。

て、鎌倉幕府の政治と大に異つてゐたことを知らしめる必要はあつた。

又この際、豊臣氏が如何なる政治をしてゐたかを考へしめる必要もある。

豊臣氏の五奉行は、立法、司法、行政、財政、京都、市政及び宗廟事務を掌るものであり、五大老はその最高顧問であつた。

關ヶ原の役後、家康は豊臣氏に代つて天下の政治を爲さうとした。

關ヶ原の役後、家康の威權赫々、天下の諸侯家康の命に従はざるものは殆んどないといふ有様であつた。されど、徳川氏と豊臣氏との關係はこれと異つてゐた。大阪は實に治外法權の如き觀を呈してゐたのである。

家康は、これを目上の癖とし、どうにかして、

とある。家康は、大藏卿ノ局・正永尼の二女を引見して後、僧天海と本多正純とを且元の旅宿に遣はし、「近來大阪の君臣不穩、能く和平に長久の方策を立つべし。」と嚴命を下した。且元は當惑して「和平に長久の道とは如何なる御事か、明白に仰せられたし」と申したれども、天海・正純は「唯其元の方寸にあるべし。」と其の内容を示さなかつた。

且元は憂慮の末、「一、秀頼公大阪城を去り他に封を求めらるゝか。二、秀頼公諸大名並みに江戸駿府に御參勤あるか。三、秀頼公御母堂江戸に居住せらるゝかが和平長久の道なれども、其の儀は某の力に及び申さず。」といふに、天海・正純は、「これこそ何よりの和平の道なれ、いか様にもして、其元右の如く取計らはるべし」と且元を還した。(以上括弧内の文句徳川時代史に據る處多し)

且元歸途京都に立寄りしたが、板倉勝重(重昌の父)これを迎えて優待至らざるなし。彼の大藏卿ノ局・正永尼も京都に入りしに、勝重は一向に取合はなかつた。これは家康が授けた處の計略であると言はれてゐる。かくて、大藏卿ノ局・正永尼の二女は、且元よりも早く大阪に入りて復命した。秀頼・淀君を始め城中の者は

大に喜んだ。次で且元も歸阪したが、城中の樂觀説に驚き、伊藤丹後守、速水甲斐守、青木氏部少輔等を招きて、駿府に於ける交渉の顛末を語り、「この上は御母堂江戸表へ御下りあるより外、和平の道なし。」と述べた。且元は、徳川の臣下と姻戚関係があり、且つ大阪側にては最も多く家康の厚意に浴したる人なれば、且元を以て裏切者と叫ぶ者があるに至つた。淀君は大野治長と謀つて、且元の登城を待ち殺害せんとし其の切り手まで定めてゐたが、且元は、その内通を受けて病と稱して登城しなかつた。淀君は兵を向けてこれを討たんとしたが、織田信雄の「これ更に家康の怒を買ふ所以なれば、穩なる處置に出らるべし。」との諫言により漸く止むに至つた。其處で且元は其の領地茨木(攝津)に蟄居するに至つた。是に於て、秀頼は遂に意を決して兵を募つた。集り來る者、長曾我部盛親、眞田幸村、後藤基次、毛利勝永、明石守重以下將卒約九萬餘もあつたが、何れも浪人で、有士の諸侯の之に應ずる者はなかつた。

備考

一三〇
れを除かうとした。これを除かなければ、枕を高くして眠ることが出来ないと思つた。

堅牢なる大阪の城、豊臣氏の富、豊臣氏頼朝の諸侯、これ家康の憂ふる處であつた。

秀頼の官位頻りに進み朝廷の御信任厚きことも亦、家康の安んずる處であつた。

家康は、靜かに、これ等

【大佛の鐘銘】 大佛殿鐘銘序文及鐘銘文は左の如し。

欽惟

豊國神君昔年掌普天之下位億兆之上外施仁政内歸佛乘是故歸天正十六年戊子孟夏相攸於平安城東創建大梵刹安立盧舍那大像矣蓋夫慕蘭聖武帝南京之大像歸顏賴朝公東大之再建者也雖然慶長七年臘月初四不闍羅佛攸之變已爲鳥有矣凡戴髮含齒之類無不嘆惜焉粵前征夷大將軍從一位右僕射源朝臣家康公謂正二位右丞相豐臣朝臣秀頼公曰舍那梵刹者豊國之創建也不幸而有變不能無遺憾焉

右丞相不繼先志乎

右丞相曰盛哉此言覺茲丕發弘願輒命片桐東市正豊臣且元再建舍那寶殿始千慶長己酉玉成干慶長癸丑矣速畢其功者以大樹之鈞命無暨

右丞相志願不淺也童子聚沙之戲猶功用不可測矧又過長者布金制乎其佛身也萬德圓滿之受用身華嚴男上之教主也臺上盧舍那葉上大釋迦葉中小釋迦一華

に對する方策を講じた。

家康が、秀頼に大佛の再建を勧めしは、秀頼をして父の志を繼がしめるを名として、豊臣氏の財力を減らしめ、徳川氏に對抗することを不能ならしめんとする家康の方策である。

大佛の焼失は、寧ろ家康の哀みしところ、彼は更にその再建を勧めた。彼の秀頼に對する方策は次第にその歩を進めて行

百億國一國一釋迦三重相闢互爲主伴音聲無邊色像無邊之相好不移寸步可立而立而見矣寔變忍界成報土者乎其實殿也公輪削墨郢工連斤嵯峨棟宇高秀清雲之上璀璨玉礪深徹黃泉之底千檀萬柱崢嶸其內大梁小椽絡繹其上楯楹燿靡拱玲瓏階釋疊石鈴鐸鳴風壁門前聳玉廊四回訝都史夜摩忽現下界怪蓬島瀛州已在人間人天鬼神所共瞻禮寔天下之壯觀也緬懷蕙沒那爛陀大刹甲干西域嘉州阿逸多大像冠于東震亦風猶在下加旃欲鑄梵鐘以備晨昏金銀銅鐵鉛錫白鐵積如丘山火官冶工差肩而雲集豪齋時奮鎔範已設萬鈞洪鐘一時新成矣周禮所謂干鼓鈺舞箛衛施篆無不備矣昔在佛世梵王下鎔鑄氂洹金鐘狗留孫造石鐘諸佛出興亦不多讓矣夫鐘者禪誦之起止齋粥之早晚送迎緩急之節必鳴之以警衆焉顯密禪法器之制莫先於鐘故建寺安衆必先置之然又摧折魑魅屈伏魔外三寶爲之證明諸天爲之擁護屬賓叱王劍輪頓空南唐李主螺械忽脫雲門七條德山下堂其妙用不可勝計焉蒲牢一聲上徹天空下震地府雷鼓霆擊普及微塵刹土使人天幽明異類耳根清淨以證入圓通三昧其施不亦博乎金索篋簾以掛着寶樓祝曰仰冀

上の記事は、その費川の如何に莫大なりしかを想像せしむるに足るものである。

右儀射源朝臣家康。

右丞相豐臣朝臣秀頼。

國家安康。

君臣豐樂。子孫殷昌。

に對する家康の解釋は、奉強附會も甚だしいものであるが、家康にとつては、第二第三第四と雜題を持ち出すが、彼の豐臣

天子萬歲

臺齡千秋

銘曰

洛陽東麓 舍那道場 聳空瓊殿 橫虹畫梁 參差萬瓦
 崔嵬長廊 玲瓏八面 焜燿十方 境象兜夜 刹甲夫桑
 新鐘高掛 爾音于鐘 響應遠近 律中宮商 十八聲縵
 百八聲忙 夜禪晝誦 夕燈晨香 上界聞竺 遠寺知湘
 東迎季月 西送斜陽 玉筍堀地 豐山降霜 告怪於漢
 救苦於唐 靈異惟夥 功用無量 所庶幾者 國家安康
 四海施化 萬歲傳芳 君臣豐樂 子孫殷昌 慶雲甘露
 呈瑞呈祥 佛門柱礎 法社金湯 英檀之德 山高水長

時慶長十九年甲寅孟夏十六日

【鐘銘の筆者清韓】「續撰清正記」に

清韓長老は、清正家來の子たる故、初學問の時より、清正取立給ひ、朝鮮國迄

氏に對する方策であつたのである。

且元に對しては峻嚴、大藏彌局・正永尼に對しては優待ならざるなし、これ家康の策のあるところ。

且元は、鐘銘の申披きを爲さんとのみ思ひ居りしに、意外にも家康は大坂方の浪人召集の件を持ち出し、和平に長久の方

も同道いたし、大明人との書翰の通辭をさせ給ひ、歸朝有て、熊本に小庵を結び座す。

とある。中村孝也氏の「國家結成の時代」には

鐘銘の筆者清韓は嘗て五山の一なる東福寺に住し、秀吉の眷顧を蒙むりしが、事によりて五山を退ける碩學の智者也。とある。

【鐘銘の批判】 鐘銘の批判を爲せしは、五山の僧、林道春(羅山)僧崇傳、天海の輩である。『國家安康』を以て家康を呪咀したりと爲せるは崇傳と天海で、

『右は源朝臣を射る』と解釋したのは林道春である。彼が家康に答へた一節に右僕射源朝臣

是は射源朝臣と讀みつゞくる下心にて、僕射も丞相も、大臣の唐名たる處に如し此書申候事

とある。又『君臣豊樂。子孫般昌』を『豊臣を君とし、子孫の般昌を樂む』と解釋したのもこの道春である。

策を講ぜよ。」と迫る。且元の當惑をすべきである

これ家康の難題である。家康は秀頼を徳川幕府治下の一大名とする能はずんば、これを滅さんとなんとその方策を進めてゐるのである。しかし家康この時、既に年七十三、在世中に豊臣氏を滅すにあらすば安じて瞑目することが出来ないと思つたのである。

大阪方にあつては、戦

【片桐且元】 國史大辭典に「弱冠より豊臣秀吉に仕へ、五百石を領す、天正十

一年近江國賤ヶ嶽の役力戰頗る勉む。所謂七本槍の一人たり。功を以て食邑五千石を賜ふ。十三年従五位下に叙し東市正と稱す。文祿元年兵二百を率ゐて征韓の軍に従ふ。既にして秀頼の生るゝに及び、小出秀政と共に、撰ばれて其傳となる。四年八月加封し一萬二千石を食む。慶長四年(三年か)秀吉病大漸に臨み、且元を枕頭に召し、深く遺囑する所あり、薨するに及び、且元意を傾けて秀頼に奉仕し、石田三成舉兵の際には、書を關東に致して、其秀頼の關知せる所にあらざるを告ぐ、使者途に在りて抑留せられ、安濃津の城を圍む。亂平ぎて且元罪を免れ、傳たること元の如し。慶長六年封一萬八千石を加ふ。尋でまた一萬石を加ふ」とある。

且元は大阪側に於て最も關東側と縁の近かつた人である。且元の子孝利は伊奈忠政の女を娶り、彼は又弟貞隆の女を養ひ、本多正純の弟忠郷に娶はせてゐる。

大阪冬の陣 關東方に於ては戰鬪準備は既に出来てゐた。慶長十九年十一月家康・秀忠は大兵を以て大阪城を取圍んだ。家康は豫め諸大名より自分に對し、二

ふか屈服するか二つの中一つを取らなければならなかつたのである。且元は戰つて豊臣氏を滅すよりは、一時屈服するに如かずと、遂に上の三槍を案じたのである。

且元は家康の薨去後まで隱忍して居やうとしたと傳へられてゐる。

家康は眼の上の瘤に豊臣氏を除かんが爲め、上の如き苦肉の策を弄するに至つた。

心なき誓書を徴したが、尙豊臣恩顧の諸將には心置かれ、福島正則、黒田長政等の従軍を許さずして江戸詰を命じ、加藤忠廣（清正の子、清正は慶長十六年卒す。）には九州の事を頼むとて一兵だも出さしめなかつた。（徳川時代史）

又板倉勝重は甲州の浪人小畑勘兵衛に内意を含めて大阪の招きに應せしめ大阪城中の事を内通せしめる手筈にしてゐた。

豊臣恩顧の諸將等（有土の諸侯）一人として主家と運命を共にしようとする者なきに、只古田織部正重勝のみは、これを憤慨し、秀頼の爲めに一命を捧げた。徳川時代史はこれについて次の如く述べてゐる。

古田織部正重勝（此人は千利休の高弟にて、茶道に於て織部流の一派を開き、今も古織と世に稱へらるゝ、斯道の宗匠なり。）は太閤の取立てなれど、其封土は僅かに二萬石にて、秀吉在世と雖も、さして權勢のありしにもあらざれど、今大阪、關東と弓矢となるに當り、太閤の恩遇を蒙りし諸大名等、一人として弱き秀頼を扶くる人なく、悉く強き家康に味方するは、不義の甚しきものと憤慨し己大阪に入城したればとて、僅かの軍勢にて何程の働き出来べきぞ、それより

大藏卿局・正永尼の復命を聞いて喜びし秀頼・淀君は家康の心を看破ることが出来なかつたのである。彼等は、家康に操られてゐたのである。

且元と徳川の臣下の姻戚關係は備考欄参照せよ。

大阪方は遂に家康の衝中に陥つた。

大佛殿の鐘銘序文、鐘銘文は、たゞ教師の參考

までにかゝげたままである。

有土の諸侯の、秀頼の

召に應ぜざりしは、左の事情に關係する處が多い

(1)家康は、駿府にあつて且元に對し、和平に長久の筈を立てよと與命か下したと同時に、江戸に於て、西國の諸侯に、左の誓書を徴した

こと

一、奉_レ對_二兩御所様_一、不_レ

可_レ致_二別心表裏_一、事

一、對_レ背_二上意_一、一

は城外に在りて奇功を樹てんと、其身手勢を引具して京の邸に入り、家臣どもを方々に分けて止宿せさせ、陽には兩將軍家の御入洛を待つと公言して、陰には家康父子入洛の上は、京師二條及伏見の兩所に、折を見て一時に放火し、其騒亂に乗じて家康父子の本陣に切入らんと結構しつゝ、既に兩將軍入洛ありしかば、此由を大阪に内通し、京、伏見に火の手の揚るを見れば、其方よりも切つて上る様にと示し合はしゝに、彼の小畑勘兵衛といふ關東の廻し者に、悉くこれを知られて、勘兵衛は直ちに密に人を馳せて、板倉勝重に密告せしかば、勝重急に士卒に下知し、古田が家來の宿所宿所に踏込しめて、悉く搦め捕りし上に、古田をも欺き招きて、これを搦め捕り、さて家康父子京師出發の日、其放火の張本人等を、血祭りと號して路傍に磔にかけ、古田には死を賜へり。吁古田の義心、誰か感賞せざらん。されど當時徳川氏を憚るよりして、斯る苦計の義舉も遂に人の口にするものなきに至れるは、惜むべきの至りならずや。かくて家康秀忠は大阪に着し、大阪城を包圍した。その勢百三十萬と稱す。されど、城は秀吉が子孫の死所にとて築いた堅城、守る者は皆、一騎當千の勇士、

日々攻撃を續くれど、更にその功を見ざりしのみならず、死傷日に増すばかり、家康は徒に兵を損すること多く、落城期すべからざるを以て、百方媾和の法を講じ、或は虚喝し或は巧言以て和議の勧誘に努めたが、城中の客將真田幸村、後藤基次、長曾我部盛親等は、これに耳を傾けず、敵の寒氣に苦しむに乗じてこれを撃破すべしと意氣大に昂りしが、偶々砲彈淀君の居所近くに的中して、侍女を斃せしかば、淀君大に怖れ、客將等の反對あるにも拘らず、和議を締結した。その條件は左の如きものであつた。

- 一、秀頼居城前々之通、分國(領邑)猶以前前之事
- 一、召抱候諸浪人、異議有間敷事

右の條件にて和議の締結された後、家康は、『和議既に成り、復干戈を動かすの必要なくなれば、總壕は無用なり。當方より士卒を遣はして之を填めしむべし。』

と。淀君は媾和の成れるを喜び深く考ふることなくこれに應じた。家康は、本多正純を奉行とし、譜代大名の士卒數萬人を指揮せしめた、正純は、櫓、塀、石垣

切、不可_レ申談_一事

- 一、被_レ仰出_一御法度以下毛頭不可_レ相背申_一之事

(2)家康が、結婚政策を以て、諸侯を手なづけしこと。

(3)家康が恩とせる諸侯の少からざりしこと。

(4)自己の利害關係より打算したること。

小畑勘兵衛の内通がなかつたなら、家康父子の生死も計られなかつたのである。家康の武力を以

等手當り次第に打毀して埋めしめしかば、外壕は數日にして平地となつた。總壕といふは外壕の事であるのに、正純は内壕までも埋めてしまつた。大阪方はその不法をなじり、家康に抗議を申込んだ。家康驚きたる體を装ひ、『そは正純の不法である。秀頼御母子に對し申譯なき次第であるが、かく和議の調つた上は、外壕内壕等の要害は無用になされたい。』と不得要領の返事をして使を返した。又大阪方より、約束の如く諸浪士の扶助を申受けると要求したるに對し、家康は怒色を面に表はし、『彼等浪士は、予等父子に刀を當てんとした不屈者、何ぞ予より扶助すべき』と叱り飛ばした。

備考

【家康媾和の法を講ず】徳川時代史には次の如く書いてある。『京極宰相高次の母常光院は、淺井長政の二女にて、淀殿の妹なれば、これに旨を含めて、籠城の非なるを説かしめ、又、近日に但馬、石見、甲斐等の金銀山より、金堀ども多勢參着の筈なれば、これらに命じて、城を地の下より掘崩さする用意なり、』

て、一孤城大阪を陥すに何でもないやうであらけれども家康はこの戦を以て、重大なるものとし、用意周到に出でたのである。

砲彈の居所近く落しを見て怖を爲した淀君が、城中に於て、尙ほ上の如き勢力があつたのである。

家康の總壕を埋めんとしたるは、再戦の便を圖つたものである。淀君の

此事成就の日は、櫓も扉も、地下より堀へ落つべし。然らば此方の雲霞の如き大軍、一時に其崩れ落ちたる櫓扉などを橋として城中に亂入し、放火して切廻らば、落城は手の中にありなど、虚喝を盡したる書を認めさせて、これを城中へ送り、又一方には、金工後藤庄三郎光次は、織田有樂(信雄)及び大野治長等と日頃懇意なればとて、これを使者として、前の意味なる虚喝を告げて、斯る見易き勝敗を知りながら、何を頼みに籠城するぞ、それよりは今の内に和議をなさば、豊臣氏萬歳なるべしと、百方巧言を以て和議を勧誘せしめたり。』

夏の陣 秀頼等は關東方の處置を憤り、再び浪士を集めた。集る者十五萬人と稱す。日本近世史『國家結成の時代』の著者中村孝也氏はこれについて左の如く論じてゐる。

(前略)豊臣氏の君臣憤懣おく能はず(大阪方より城壕壞平について、家康に抗議を申込みしに、家康のこれに對する答頗る不信なりしかば)嘗にこれのみにあらざる也。城中數萬の浪人は、戦争によつて恩賞を希へるもの也。彼等は他

これを暗したるは失態、いはなければならぬ。

講和は、家康の申込みし處なれども、家康はこの講和に初めより誠意を有たなかつた。講和條件を無視したるは、家康の豫定の行動である。

家康は、自家繁榮の爲めに、豊臣氏を滅すのが目的であつた。

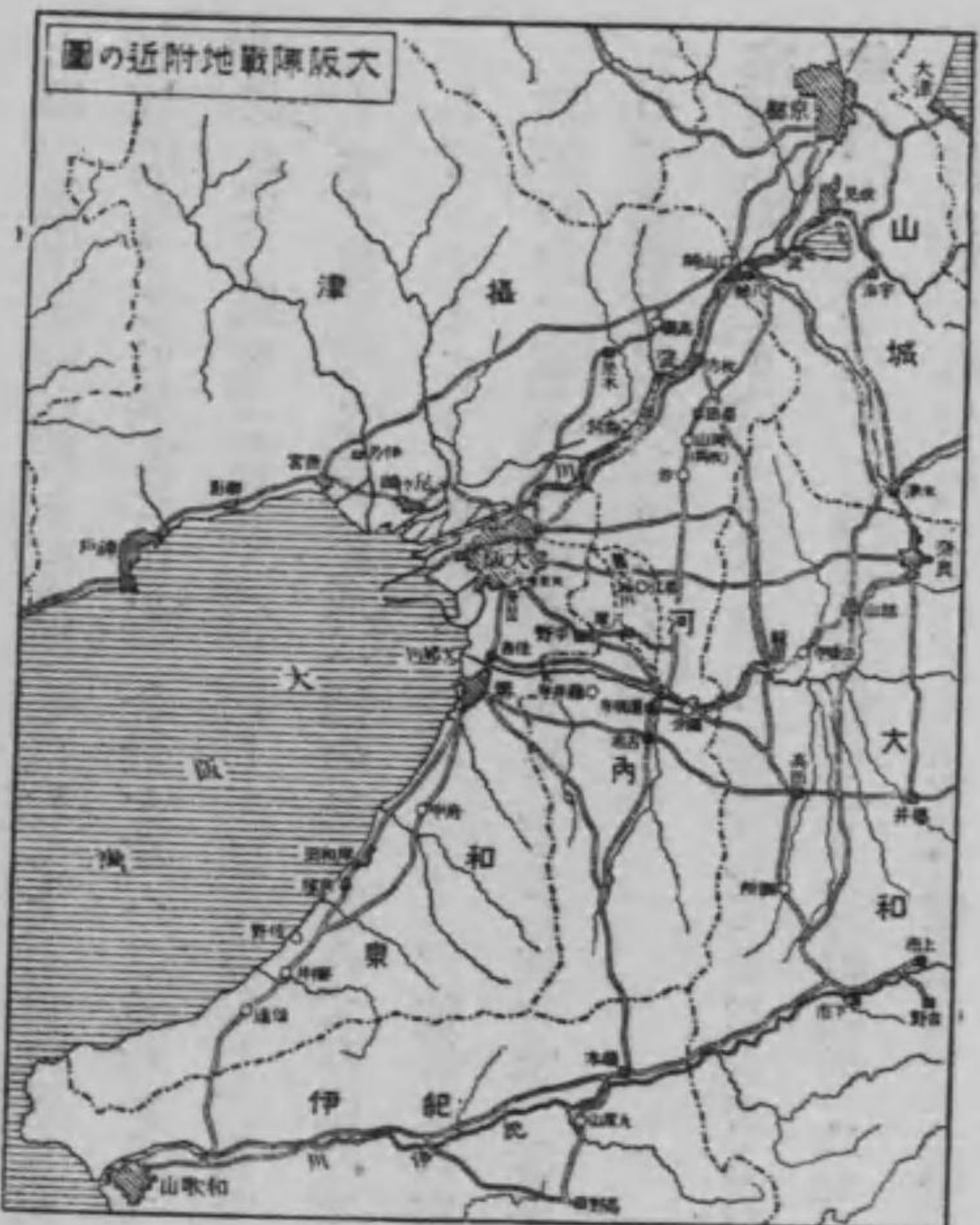
に失ふべき何ものをも有せざるが故に、城と共に身を亡ぼすを多く意に介せず、従つて亂を希ひて已まず、故に只管和議を厭ひたれど、和議成りて、結果は、總堀埋却に終りぬ。彼等は乃ち上下の憤懣に乗じて再び熱心に開戦を主張したり。之を解散せんか。金穀を與へざるべからず。浪人救恤のことを家康に謀れば、家康は言を左右に託して應ふるなし。散する能はず、養ふ能はず、往くべき道は唯一途、乾坤一擲の擧を試みて存亡を天に任すのみ。舟は急流に棹して、ナイヤガラ瀑布に近づきたり。彼等は白騎虎の勢を廻らすこと能はず形勢の非なること以前よりも甚しきに拘らず、猛然として起ち、蟻螂の斧を揮つて龍車に向ひたりき。

家康は豫てより、この事あるを覺悟してゐた。否これを期待してゐたのである。彼は、その子義直の婚儀に事寄せて、元和元年(二二七五年)四月四日、駿府を發して名古屋に向つた。これより先き、家康は、大阪の動搖するを聞き、秀頼に移封を勧めたが、大野治長の使者來つて移封を辭するに逢つた。彼は名古屋に着くや直ちに、秀頼の使青木一重及淀君の侍女常高院を召し、『秀頼浪士を養ふは豊臣

家康が豊臣氏を滅したること、彼の豊臣氏に對する方策その戰略に於て、道德上非難すべき點が多い。けれども、こゝでは兒童をして、彼の行動に道德的批判を加へしむべきではない。

徳川と豊臣とは兩立することが出来なかつたのである。豊臣を榮えしめては、天下の和平を計ることが出来なかつたのである。この意味に於て、大阪の役は歴史的の意味

氏長久の策にあらず、この際郡山(大和)に移りて群疑を解くべし」と秀頼に告げ



し郡山に移らば、七年の後には城を修繕して返すべし。」と言つたが、秀頼はこ

一四三
がある。

家康は、自家繁榮の爲めに豊臣氏を滅した。それには道徳的に觀て非難すべき點はあるが、その結果は、徳川二百六十餘年の泰平の基を爲したのである。歴史教授は兒童をしてこの點に着眼せしむべきである。

又家康が豊臣氏を滅すについて如何に苦心したか、苦心しなければならなかつた事情があつたか

れに應じなかつた。そこで、家康は、先づ譜代の諸將を先鋒として出發せしめ、五月五日己も亦秀忠と共に京都を出發した。

大阪方にては、城壕外廓既に失はれ、復據守すべからず、諸將出で、城外に陣し、榎井(和泉)の戦を初めとし、道明寺(河内)八尾(河内)若江(河内)天皇寺(大阪の南)岡山(河内)の激戦に於て、奮闘甚だ努めたが、後藤基次、薄田兼相(道明寺の戦に於て)木村重成(若江の戦に於て)真田幸村(天皇寺の戦に於て)等相次で戦死す。關東の大軍勝に乗じて三の丸に迫る。秀頼は天皇寺方面に出で決戦せんとし、既に本丸柳門に旌旗を列ねたりしが、秀頼出城せば、城に火を放たん反應者ありと聞き、未だ決せず、天皇寺岡山兩方面の敗報頻に達す。秀頼慨然として立ち、出で、戦はんとす。時に臺所頭大隈某關東方に内應して火を放つ。東軍これに乗じて亂入し、所々に火を放つ、城中混亂城遂に陥り秀頼母子自殺して豊臣氏遂に滅ぶ。時に秀頼齡二十三歳、淀君は三十九歳であつた。

家康太平の基を開く 家康は關ヶ原の役後、誰憚ることなく、種々の施設を爲したが、大阪落城後は、一層その事業を進め、江戸幕府の基礎を鞏固にし、こゝ

これを考察するの必要がある。

兒童をして、秀吉薨去後、家康の諸侯に對する方策、大佛再興勸誘後豊臣氏に對する方策の苦心懃懃たるを思はしむべし

に二百六十餘年間の太平の基を開いた。今關ヶ原役後に於ける施設の重なるものを擧ぐれば、(一)諸侯に對する政策、(二)皇室に對する政策等である。

(一)諸侯に對する政策 諸種の施設の中で、家康の最も苦心したのは、諸侯制御の政策、就中諸侯領土の配置であつた。

(1)諸侯領土の配置 家康は關東、上方、關東と上方を聯絡する東海・東山の兩道には、主として親藩(徳川氏一門の封せられたるもの)又は譜代(關ヶ原役以前より徳川氏に臣屬したるもの)家筋の大名を配置した。即ち、關東に於ては、水戸(常陸、二十五萬石)に徳川頼房(家康の十一男)土浦(常陸、四萬石)に、松平信吉(家康の五男)(以上親藩)騎西(武藏、二萬石)に大久保忠職、川越(武藏、二萬石)に酒井忠利、佐倉(下總、六萬五千石)に土井利勝、大多喜(上總、五萬石)に本多忠朝、館林(上野、十萬五千石)に榊原康勝、高崎(上野、五萬石)に酒井家次、安中(上野、一萬石)に井伊直孝、宇都宮(下野、十萬石)に奥平家昌、その他高力忠房、伊奈忠政、本多正信、土屋利直、松平忠良、成瀬正成、松平定綱、小笠原政信、安藤重信、土岐定義、青山忠俊、佐久間勝之、由良貞繁、酒井重忠、牧野忠成、酒井忠世、

上に掲げたる諸侯領土の配置は大坂役開始前即ち慶長十九年現在のものである。

稻垣重綱、根津信政、秋元長朝、水野忠清、阿部正次、松平成重、本多忠純(以上譜代)等それ〴〵重要な地に配置された。

上方に於ては、松平定勝伏見(山城、七萬石)城代に任せられ、水野勝成は郡山(大和三萬石)に、本多忠政は桑名(伊勢、十萬石)に、松平忠明は龜山(伊勢、五萬石)に、松平康重は篠山(丹波、五萬石)に、岡部長盛(以上譜代)は龜山(丹波三萬二千石)に封せられた。

江戸と京都を連絡する東海・東山兩道に於ては、府中(駿河、五十萬石)には徳川頼宣(家康の十男)、名古屋(尾張、五十三萬九千五百石)には徳川義直(家康の九男)(以上親藩)岡崎(參河、五萬石)には本多康紀、吉田(參河、三萬石)には松平忠利、刈屋(參河、三萬石)に水野勝成、西尾(參河、二萬石)には本多康俊、掛川(遠江三萬石)には松平定行、濱松(遠江、二萬五千石)には水野重仲、郡内(甲斐、一萬八千石)には鳥居成次、彦根(近江、十八萬石)には井伊直勝、長濱(近江、四萬石)には内藤信正、膳所(近江、三萬石)には戸田氏鐵、加納(美濃、十萬石)には松平忠政、大垣(美濃、五萬石)には石川忠總、松本(信濃、八萬石)には小笠原秀政、その他三浦

諸侯領土の配置は、見算をして一々記憶せしめる必要はない。又これを悉く話す必要もない。けれども、當時にあつては、殊に大阪役前に於ては、この配置が、天下和平の上に大なる關係を有つてゐたのである。さうして家康が、これに最も苦心したのである。

諸侯の領土配置が、天下和平の上に如何なる意義を有つてゐたかといふことは、教師が説明することば、

重成、松平乗壽、竹越正信、稻葉正成、大久保忠爲、織田長孝、奥平信昌、水野分長、丹羽氏信、戸田尊次、三宅康信、近藤秀用、大須賀忠次、保科正光（以上譜代）等はそれ〴〵重要な地に配置せられ、一朝事あらば東西を貫く一大團となさんとする形勢を示してゐる。

又北陸に於ては、親藩、譜代、外様の諸大名を錯綜せしめた。即ち、親藩としては、福井（越前、六十七萬石）に松平忠直（家康の二男結城秀康の長男）、高田（越後、四十五萬石）に松平忠輝（家康の六男）あり、譜代大名としては、丸岡（越前、四萬石）に本多成重、三條（越後、二萬石）に松平重勝あり、外様大名（幕府と本支族の關係なく、又嚴正なる君臣の關係なく、關ヶ原役に徳川氏の命令を奉じて之に隸屬し、若しくは戦後に降伏したるもの、即ち親藩、譜代以外の大名をいふ。）としては、小濱（若狭、九萬二千石）に京極忠高、金澤（加賀、百十九萬五千石）に前田利常（利家の子）、本庄（越後、九萬石）に村上義明、新發田（越後、五萬石）に溝口宣勝、澤潟（越後、一萬四千石）に溝口善勝、藏王（越後、一萬石）に近藤政成がある。

よりは兒童自身に考へしめるがよい。

それには、親藩、譜代、外様大名及び天領の如何なるものなるか、それ等の配置の大體、諸侯中有力なもの及び、その隣藩の諸侯との關係の大體を話す必要がある。

教師は上述の記事と上掲の地圖を参照して、諸侯領土配置の意義を十分に考ふべきである。

教師は、兒童をして、

關東、上方、東海、東山の兩道にも亦外様譜代相錯綜してゐたが、相模、武藏、上野、山城、尾張、參河、遠江、駿河、甲斐、越前の十ヶ國には外様大名を容れなかつた。加賀の前田は百餘萬石の大藩であるが、これには彦根の井伊直勝、福井の松平忠直、高田の松平忠輝を備へしめた。その他重要な地は天領即ち幕府直轄の地として奉行を置き外様大名に備へしめた。かく外様譜代の所領及び天領を錯綜せしめるといふことは、外様大名相互の連結を阻害する所以でこれ等の諸大名を制御する最良の方法であつたのである。

然るに上方、關東、東海、東山、北陸以外の地、即ち、中國、四國、九州、奥羽地方は、陸奥（磐城平）の鳥居忠政（十二萬石）、備中の蒔田廣定（一萬石）を除くの外悉く外様大名の領地であつた。今十萬石以上のものを擧ぐれば、中國に於ては、宮津（丹後）に十二萬三千石の京極高知、松江（出雲）に二十四萬石の堀尾忠晴、姫路（播磨）に三十二萬石の池田利隆（輝政の長男）、津山（美作）に十八萬六千五百石の森忠政、岡山（備前）に四十四萬五千石の池田忠繼（輝政の二男）、廣島（安藝）に四十九萬八千二百石の福島正則、萩（長門）に三十六萬九千石の毛利秀就（輝元の子）

教師の提示する事實は、皆相當の意義を有するものであると思はしめるやう、その材料を精選すべきは勿論、兒童の能力に適合するやう、十分なる注意を拂ひ、進んでこれを考察せんとする意志を振起せしむべきである。

家康は、大阪役以前より諸侯の配置について苦心したものであれば、これ亦豊臣氏に對する方策の一つと見ることが出来る。

あり、紀伊に於ては和歌山に三十九萬五千石の淺野長晟（長政の子、幸長の弟）あり、四國に於ては、徳島（阿波）に十八萬六千石の蜂須賀至鎮、高松（讃岐）に十七萬三千石の生駒正俊、松山（伊豫）に二十萬石の加藤嘉明、高知（土佐）に二十萬二千六百石の山内忠義あり、九州に於ては、福岡（筑前）に五十二萬三千石の黒田長政、久留米（筑後）に三十二萬五千石の田中忠政、小倉（豊前）に三十五萬九千石の細川忠興、佐賀（肥前）に三十五萬七千石の鍋島勝茂、唐津（肥前）に十二萬石の寺澤廣高、熊本（肥後）に五十二萬石の加藤忠廣（清正の子）鹿兒島に七十二萬九千五百石の島津家久、府中（對馬）に十萬石の宗義智あり、奥羽地方に於ては、仙臺（陸奥）に六十一萬五千石の伊達政宗、會津（陸奥）に六十萬石の蒲生忠郷、盛岡（陸奥）に十萬石の南部利直、山形（出羽）に五十七萬石の最上家親、米澤（出羽）に三十萬石の上杉景勝、秋田（出羽）に二十萬五千八百石の佐竹義宣があつた。

かく、奥羽・中國・四國・九州には外様の大藩が少くない。これ一見徳川氏に取つて危険のやうに思はれるが、これは、彼等を僻遠の地に置き、中央に勢力を張らしめないといふ政策の結果である。併し、こゝにも亦家康の苦心がある。彼の

島津と加藤、細川と黒田と平生不和なる者を相隣接せしめ、又、その女婿なる池田輝政の長男利隆を姫路に、二男忠繼を岡山に置きたるが如きその一例である。家康は外様大名をして、各自相壓軋し相牽制することを希ひ、外様の諸侯をその目的の下に配置せんとしたのである。（以上諸侯領土の配置は中村孝也氏著日本近世史第三卷『國家結成の時代』に據る。）

(2)結婚政略 家康は、尙結婚政略を以て、外様諸侯の心を徳川に引きつけようとした。家康には五女があつた。長女龜姫は、奥平信昌（譜代）の夫人となり、四女松姫、五女市姫（伊達政宗の子忠宗と婚約があつた。）いづれも四歳にして夭折したが、次女督姫は池田輝政に再嫁せしめ（初め北條氏直の室であつた。）三女振姫は淺野長晟に再嫁（これも初は蒲生秀行の室であつた。）せしめた。

又家康は、第六子松平忠輝の爲めに伊達政宗の女を、第十子頼宣の爲めに加藤清正の女を、第九子義直の爲めに淺野幸長の女を、（婚姻成立は家康薨去後元和三年正月なれども婚約は家康在世中）異父弟松平定勝の長子定行の爲めに島津忠恒の養女を、同定勝の第三子定綱の爲めに淺野長政の女を娶つた。

家康の結婚政略は、秀吉薨去後直ちに起つた。彼が、秀吉の「大名の結婚は自由に取定めることは出来ない」といふ規定を破つて、これを行はんとしたるは、前課に於て述べし通りである。

この結婚政略も兒童をして一々記憶せしめる必要はない。又これを然く授くるにも及ばない。けれども、家康が大坂役前に於て、外様の諸藩たる池田・蒲生・伊達・淺

又彼は近親及臣下の女を養女として、外様の諸侯に嫁せしめた。即ち水野忠重の女を養ひて加藤清正に、松平康元の女(家康の姪)を養ひて福島正則の子正之に、小笠原秀政の女(家康の外曾孫)を養ひて蜂須賀至鎮に、保科正直の女(家康の姪)を養ひて黒田長政に、松平家清の女を養ひて浅野長重に、牧野康成の女を養ひて福島正則に、異父弟松平定勝の二女を養ひて山内忠義に、姪婿岡部長盛の女を養ひて鍋島勝茂に、榊原康政の女を養ひて池田利隆に妻はした。又池田輝政の女を養ひて伊達政宗の子忠宗に許嫁した。(この婚姻は家康の薨後元和三年十二月成立)甚しきは、本多忠政の女國姫(家康の外曾孫即ち家康の長子信康の女の出)を有馬直純に再嫁せしめた如きがある。國姫は堀忠俊に嫁してゐたが、忠俊改易せられて後駿府に歸つてゐた。家康は直純に妻子あるにも拘らず、これを退けて國姫を妻はせたのである。

秀忠も亦次女子々姫を前田利常の夫人とした。又松平忠直の妹(秀忠の姪)を養女として毛利秀就に、小笠原秀政の女千代姫(家康の曾孫)を養女として細川忠興の子忠利に、奥平家昌の女(秀忠の外孫)を養女として堀尾忠晴に、蒲生秀行の女

野・加藤・福島・蜂須賀・黒田・山内・鍋島・島津・有馬・細川・堀尾の諸氏と直に間接に姻戚関係を結びしには注意せしめる必要がある。

家康のこの政略結婚は自家及び譜代大名と外様諸侯との関係を親密に天下の諸侯に徳川幕府の治下に服従せしめんとする政策たることは勿論であるけれども、之また豊臣氏に對する方策の一であると見なければならぬ

家康の外孫)を養ひて加藤忠廣に嫁せしめた。

かくて池田・蒲生・伊達・浅野・加藤・福島・蜂須賀・黒田・山内・鍋島・島津・有馬・細川・堀尾等の有力なる外様大名は徳川氏と姻戚關係になつたのである。

(*) 證人及參觀 徳川氏に對して證人を出したのは、細川忠興と前田利長とが初であるといはれてゐる。慶長四年の頃、利長が家康に對して異圖を持つてゐるといふ風説が立つた。忠興の子忠隆の夫人は、利長の同胞であるから、忠興は前田氏の爲めに心配して、家康に誓書を出し、且つ第三子忠利を人質として江戸に下らしめた。利長も亦生母芳春院夫人(利家の夫人)を人質として江戸に下らした。

その後慶長八年頃から、幕府は、諸侯に對して、櫻田邊を初として、彼方此處に邸地を與へて、こゝに居住せしめ、或は證人を徴してこゝに居らしめた。後には、徳川氏の歡心を買ふ爲め喜んで證人を出す者があるに至つた。關ヶ原役後、大阪役前までに、その妻、若しくは、その子女、その生母を證人として出した外様諸侯は、前田・細川・伊達・鍋島・相良・島津・藤堂・浅野・秋月・伊東・一柳・有馬・遠

證人とは人質のことである。江戸幕府に證人を出したる諸侯は、江戸幕府に對して異心なきを證するものである。若しその約に背きたる時は證人は殺さるゝ憂がある。

大阪役前前田・細川・伊達・鍋島・相良・島津・藤堂・浅野・秋月・伊東・一柳・有馬・遠藤・西尾・生駒・松浦・杉原・堀坂の外様諸侯が證人を出したるは注意すべき事である。これ等の諸侯は、幕府の爲

藤・西尾・生駒・松浦・杉原・脇坂等である。家光の時に至つて命を出して、諸侯は必ずその妻子を江戸に置かしめることにした。箱根の關所に於て、婦人の通行を殊更嚴重に調べたといふのは、この證人の竊かに歸國する防がんとしたものであらう。

證人を取ることは、幕府が諸侯を制御する政策中最も重要なものであるが、諸侯の江戸参観はそれにも増したる統御政策である。

今慶長年間に参観せる外様諸侯を挙げて見れば、九州では、福岡の黒田、平戸の松浦、財部の秋月、佐土原の島津、鹿兒島の島津、府内の竹中、唐津の寺澤、柳川の田中、小倉の細川、日出の木下、臼杵の稻葉、對馬の宗、佐賀の鍋島、熊本に加藤、大村の大村、四國にては、徳島の蜂須賀、高知の山内、高松の生駒、中國にては、姫路の池田、萩の毛利、廣島の福島、伯耆の龜井、津山の森、福知山の有馬、宮津の京極、備中足守の木下、松江の堀尾

め自由なる行動を防止されたのである。

教師は、只事實のみを話して、幕府が諸侯より證人を徴することが、幕府の政策として如何なる意義を有つものであるかは、兒童自らをして考へしむべきものである。

徳川幕府の参観交代制度は、諸侯統御策中最も重要なものであつて、徳川幕府が、永くその命脈を保てるはこの制度の

近畿にては、鳥羽の九鬼

北國にては、金澤の前田、本莊の村上、新發田の溝口

奥羽にては、弘前の津輕、仙臺の伊達、中村の相馬、盛岡の南部、秋田の佐竹、米澤の上杉、棚倉の立花、山形の最上

蝦夷にては、福山の松前

等である。(以上参観諸侯名は、中村孝也氏日本近世史第三卷「國家結成の時代」に據る)

諸侯の参観は慶長八年(二二六三年)頃から始つた。併し、この頃は未だ参観といふ名義もなかつたのであるが、その後、將軍の御機嫌伺として、江戸に来る諸侯が多くなつた。慶長二十年七月七日(この月十三日元和と改元)發布の武家諸法度第九條には、「諸大名参観作法之事」とある。この頃、又これより後も諸侯中には江戸と領地との間を往復する者も多かつたが参観交代といふことが規則正しく行はれるやうになつたのは、寛永十二年(二二九五年)將軍家光が、参観交代の制度を定めてから後の事である。参観交代の制度といふは、全國の諸侯を二つに分

力に據る處が多い。而し家康、秀忠時代に於ける参観は、家光の参観交代制度の濫觴を爲すものである。

上の如く、殆んど全國の外様諸侯は、御機嫌伺として、江戸又は駿府に参観した。さうしてこれが、諸侯の幕府に對する義務であつた。

しかも、これが大阪役前既にかく盛んに行はれたのであつたのであつた。

ち、四月を交代期として、一半は一ヶ年間の江戸詰、他の一半は一ヶ年間の國詰として、江戸とその領地とに一年間づゝ在住せしめることである。家光は又、江戸に於ける諸侯の邸宅に必ずその妻子を置かしたから（それまでは諸侯の任意であつた）諸侯は、参覲と共に證人提出の義務を實行することになつたのである。

諸侯中若しこの法令に背く者ありたる時は、嚴罰に處せられた。加藤忠廣（清正の子）が、滅されたのも、江戸に置いた自分の子供を、幕府に無断で連れ歸つたといふことが、その罪状の一つになつてゐる。

この法令は、幕府の政策中最も重要なものであつた。三上参次博士は江戸時代史論『江戸幕府の重要な政策』に於て、

世界各國の歴史を見ても、封建制度が江戸時代程完全に行はれた事は、殆んど類例がない。これは江戸時代の誇である。封建制度といふは、兵馬の實權を握つて居る者が中心にあつて統一し、諸侯が地方に散在して世襲的に土地人民を支配してゐるのをいふのである。即ち權力が其國の所々に散ばつてゐるのが封建

何宜上、こゝで家光の参覲交代の制を語るがよ

兒童にして、上、事實によりて、参覲交替が幕府の諸侯統御策として如何なる意味を有つてゐるか考へべきがよい。

兒童が獨力で、これ考へ得ぬとしても、これを問題として有たしめることは必要である。

諸侯が参覲と共に、證

制度の本來の意義である。故に權力が地方に分れる結果、動もすれば、國家としての統一が散慢になり、全國を制御する事が出なくて、泰平が永く維持されないことになるのが常である。然るに、江戸幕府は封建制度であつて、主義としては、地方分権であるにも拘らず、江戸に諸大名の權力を集めた。地方分権主義に基いて居りながら、十分に權力を中央に集中することが出来た。これには、多くの原因もあるが、参覲交代の制度が一番主要な原因であると思ふ。と論じてゐる。

ところが、この制度が徳川氏に取つて、非常に都合のよいものであつたとは反對に、諸侯に取つては非常に迷惑なものであつた。諸侯はこれが爲めに經濟上の打撃を受けて、大に疲弊するに至つた。黒坂博士はこれについて『國史の研究』に於て次の如く述べてゐる。

『これは中々諸侯に取つて費用（往復の）かゝること、それ／＼その家柄で人馬の數なども定まつて居るし、後には已むを得ず、其途中の從者を減じたものすら出来て來た。それにまた江戸に邸宅を有し、妻子をこゝに置く以上は、多く

人提出の義務を負されたといふ事實を聞いた兒童は、参覲の意味について何らか考へ得ないことはなからう。少くともこれを問題とすること位は出来るであらう。

右の考察を爲さしめた後、本課の最初に掲げた幕府の政治組織中の幕府と諸侯との關係を回想せしめ、各地に散在せる諸侯が、殆んど幕府には無關係に、その土地その人民を支配してゐた點に注

の家來を在府せしむる必要があり、例へば大名が國詰の時には、江戸に留守居役といふものがあつて、いろ／＼仕事をやつてゐる。それがいはゞ外交官みたやうなものであつた。これらの費用はまた莫大なもので、諸侯をして、その財力を消耗せむるには最もよい方便であつた。そしてその實力を減殺し、以て徳川氏に抗する能はざらしめたのである。

と。その後八代將軍吉宗の時に、半年間の江戸在住、一ヶ年半の在國といふことにしてゐたが、十年程経つて（矢張り吉宗將軍の時）一年毎の参覲交代に復舊した。これを以て見ても、参覲交代が如何に幕府に取つて重要な政策であるかゞわかる。併し、降つて文久（二五二一—二五二三）の頃に至つて、外患交々起り、諸侯その領地に留り警衛する必要が起つたので、この制度は又改革せらるゝに至つた。即ち、尾張・紀伊・水戸の三家并に溜間詰の大名は、幕府に關係が深い家であるから、三年の中、一年江戸在住、その他の諸侯は、三年に一度、それも僅か百日位江戸に在住することにした。さうして江戸の邸宅にある大名の妻子も任意にその領地に連れ歸ることを許した。祖先の立てた制度を枉げることが欲しな

視せしめ、教師指導の下に、これに對する統御策として幕府の参覲交代制の意義を考へしむべきである。

又参覲について、諸侯が莫大の費用を費したといふ事實より、教師指導の下に、諸侯は經濟上の大打撃を受け、幕府に對して不平あるも、これに反抗する事が不可能になつたといふことを考へしめ、これ又幕府の豫定せる處であつた事をも知ら

つた幕府が、この改革を爲すに至つたのは、他に事情もあることであらうが、この一事亦幕府の衰運を語るものであると言はねばならぬ。

備考

【三家】『國史大辭典』に「徳川氏三家は、尾張、紀伊、水戸をいふ。皆徳川家康の子より出で、尾張家は義直、紀伊は頼宣、水戸家は頼房を祖とす。幕府の宗藩中最も密接の關係を有するものにして、宗家を補翼する義務と、宗家に嗣子なき場合には、入りて本宗を嗣ぐの權利とを有す。嫡流は世々徳川、次男及庶子は松平と稱す。」とある。三家中、紀伊家の祖頼宣は、慶長八年二歳の時、常陸水戸二十萬石に封せられ、翌九年五萬石増加、同十五年駿・遠・参の内十五萬石に封せられて駿河の府中に居り、元和五年、紀伊及伊勢の内合せて五十五萬石に封せられ和歌山城に移つた。（國史大辭典に據る。）

【溜間詰】『國史大辭典』に「江戸時代、親藩及譜代大名にして、江戸城内黒書院の溜間に席を有するものをいふ。略して溜詰といふ。在府の時は、毎月廿日

しめて置くがよいと思ふ。

諸侯及びその夫人、その臣下の江戸在住が、江戸の繁昌を來たした事、これ等の人々が江戸の華美なる風習に感染し、いつてその風習が地方によつて及んだこと、この際詰して置く必要がある。

廿四日に登城し溜間に出生。老中に謁し將軍の起居を候す。政務ある時は、老中と討議し、或は直に將軍に上申する事を得、また大事を諸大名に號令する時は老中と列坐し、將軍が三山（紅葉山、東叡山、三縁山）に參詣の時は豫參す。又先立を勤め、なほ大禮の時には、京都への大上使を勤む。而して登城の際常に老中の上に着坐す。○按ずるに、溜詰は重臣を優待し、兼ねて良言を進めんとしたるものにして、一の名譽職の如きものなれども、決して役名にあらず。世或は職員と考ふるものあるは誤なり」とある。又、その起原沿革について、同書に「もとは榊原、井伊等の如く、世々家老の職に任せらるゝもの、常に此に候したりしが、後に松平頼重（讃岐高松城主）保科正之共に世胄近親を以て此に候せしより、遂に井伊、松平（高松）保科の三家を以て世襲常詰の家となし、其他にありては酒井奥平諸家及び老中の職を罷めたるもの、優遇せられて、臨時一代限り此席に列りしもの尠なからず。而して往時は、溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其の地位に在る者また昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、毎月數回登城して老中に對面す

三家、溜間詰は、本文に表はれたから、參考にまで書いたに止まる。三家については、どこか適當の處で説明して置く必要がある。

るのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり。

○また之に準せらるゝ者を溜詰格といふ。其身一代に限られ、奥平昌高、酒井忠實等之に補せられたり。」とある。

(4)土木事業の助役 幕府は、尙又築城、城郭の修築、市街の改修、築港等の工事を起し、諸侯にその助役を強制した。中にも築城及城郭の修築は、慶長九年頃より殆んど毎年起るので、諸侯は、これが爲め、經濟的に非常に疲弊した。これ亦幕府の諸侯を統御す重要な政策であつた。今、慶長年間、諸侯が幕府に課役せられた土木事業の重なるものを擧げて見よう。

慶長八年、幕府は江戸市街の改修をした。これは、慶長六年に江戸に大火があつたから、この際一大整理をしたのである。この時、お手傳をしたものは、結城秀康、本多忠勝の外は、福島正則、前田利長、生駒一正、細川忠興、加藤清正、上杉景勝、池田輝政、加藤嘉明、堀尾忠氏、黒田長政、蜂須賀至鎮、山内一豊、中川秀成の等の外様大名であつた。

幕府が土木事業を諸侯に課役したことについては一々事細かく話す必要はない。只これを纏めて、何々の事業にかくの如く多數の諸侯、使役した位に止めよからうと思ふ。

幕府が、かく多數の諸侯に課役を命じたことの意味は、兒童自身をして考へしむるがよい。江戸參勤が、諸侯を經濟的に疲弊せしめた事實を知れる兒童は、これに

慶長九年、家康は、佐和山城主井伊直勝に命じて彦根城を築かした。これは井伊氏をこゝに置いて上方の押へとしたのである。この時課役された諸侯は、松平忠利、古田重勝、遠藤慶隆及伊賀、尾張、若狹、越前四ヶ國の大名であつた。

慶長九年より十一年にかけて江戸城の大修築を爲した。この時、課役せられた諸大名は、池田輝政、福島正則、加藤清正、毛利秀就、加藤嘉明、蜂須賀至鎮、細川忠興、黒田長政、生駒一正、山内一豊等江戸市街改修の時課役せられた諸侯及鍋島勝茂、脇坂安治、寺澤廣高、松浦鎮信、有馬晴信、毛利高政、竹中重利稻葉典通、田中忠政、富田知信、稻葉康純、古田重勝、片桐勝元、小堀正一、米津正勝、成瀬正一、戸田算次、尼崎又次郎、淺野幸長、島津忠恒、これ等の諸侯は應長九年の春から、十一年秋頃までの間に木材石材の運搬に力めたのである。十一年二月助役の大名参府し、(以上の諸侯の外前田利常、藤堂高虎、京極高知、中村忠一、遠藤慶隆等の諸大名もあつた。)三月工を起し、各その工事を分擔し、五月に完成した。

慶長十二年には、又駿府城の大修築を爲した。この時には、越前、美濃、尾張、

ついで考へることは不可能ではなからうと思ふ。

諸侯に課役した土樂事業は、諸侯の江戸参勤と殆んど同時であつた。諸侯の経済的疲弊も思ひやられる。

家光の参勤交代制の實施はそれ以後であるけれども、その疲弊未だ愈々さる時なれば、その打撃は大なるものであつたと思はれる。

諸侯を経済的に疲弊せ

参河、遠江、畿内及其の附近の諸侯に助役を命じた。又豊臣秀頼の領分へも課役した。黒田長政、鍋島勝茂、筒井定次、毛利輝元、前田利長、山内康豊(忠義)、池田輝政、蜂須賀至鎮、森忠政、遠藤慶隆、脇坂安治、大村喜前、有馬豊氏、龜井玆矩の諸侯もこの工事を助けた。

然るに同年十二月、この城が焼けたので、翌十三年これを再築した。この時この工事を助けたのは、島津以久、秋月種長、池田輝政、毛利輝元、吉川廣家、黒田長政、細川忠興、蜂須賀至鎮、伊東祐慶、木下家定、佐竹義宣、山内忠義、松浦鎮信、稻葉典通の諸侯であつた。

慶長十五年には、名古屋城を築いた。この時、課役せられた諸侯は、前田利常、毛利秀就、黒田長政、細川忠興、山内忠義、蜂須賀至鎮、鍋島勝茂、加藤清正、田中忠政、寺澤廣忠、毛利高政、竹中重利、木下延俊、金森可重、生駒正俊、加藤嘉明、福島正則、池田輝政、淺野幸長等である。その中で、福島正則、池田輝政、淺野幸長は、その前年篠山城の修築を助けたから、今度はその課役を免れるであらうと思つて居たのに、俄にその命令に接したので、非常に迷惑したといふ

しめることは、當時の幕府の政策であつたのである。経済的に打撃を加へて、幕府に反抗することを不可能ならしめるのが幕府の政策であつたのである。

江戸城の修築、江戸市街の改修、駿府城の修築の必要があつても、幕府は單獨にこれに當ることは困難であつたのである。何となれば、諸侯がその領民より徴収する租税は、殆んど幕府の金庫

ことである。

かくの如き頻年の課役に、諸侯は堪え兼ね、不平をいふ者も少くなかつた。福島正則が、『かう度々課役せられては堪るものでない』と言つた時に、加藤清正が『さう不平を言つたところで仕方がない。いつそ謀反してはどうか、それが出来ないとすれば、黙つてその命令に従ふより外はあるまい。』と言つたのは有名な話である。

家康も亦諸侯の不平を知らないのではない。彼の目的は諸侯を威服せしめるにあるのであるから、彼等を威嚇しても、この目的を貫かうとした。彼は諸侯に對して、『築城の助役に不平のある者は、早々歸國して謀反を企てるがよい。併し二人や三人では我に敵對も出来なからうから、大勢申合すやうに』と言つたことがある。

慶長十六年に、幕府はまた江戸城の修築をした。この時課役せられた諸侯は、鍋島勝茂、諏訪頼水、伊東祐慶、保科正光、淺野長重、北條氏重、伊達政宗、上杉景勝、佐竹義宣、相馬利胤等である。その他同年の禁裡修造、慶長十四年の下

に、は入ることがなかつたからである。これ亦注目すべき事柄である。

總銚子の築港、同年の丹波篠山の築城、慶長十七年江戸舟入場の築造、慶長十九年越後高田城の修築、同年江戸城石壁の修築に於ても、強制的に課役して外様の諸侯を苦しめた。(以上幕府の土木工事に使役せられ諸侯名は、中村孝也氏の日本近世史第三卷『國家結成の時代』に據る。)

(5) 武家諸法度の制定 豊臣氏の滅亡後、即ち慶長二十年(一二七五年、この年七月元和と改元)七月、幕府は、武家諸法度を發布した。これは、法令の力を以て諸侯を壓迫せんとしたものであつて、若しこれに背く者あれば、親藩と雖も嚴罰を免れない。黒板博士は、『諸侯に對する家康の制御策が纏つて發表されたものが、所謂武家諸法度である。』といつて居られる。左にこれを掲げて見よう。

武家諸法度

(第一) 一文武弓馬之道專可相嗜一事。

左レ文右レ武、古之法也。不可不兼備之矣。弓馬者是武家之要樞也。號レ兵爲凶器、不得己而用之、治不忘亂、何不勵修練。

(第二) 一可制群飲佚遊一事。

武家諸法度の制定、これは省いてもよいと思ふが、若し授けるならば、この制度の概要を極平易に話すべきである。これには、下に引用せる黒板、中村二氏の解説が参考になるであらうと思ふ。

武家諸法度の制定、これは省いてもよいと思ふが、若し授けるならば、この制度の概要を極平易に話すべきである。これには、下に引用せる黒板、中村二氏の解説が参考になるであらうと思ふ。

令條所載嚴制殊重。耽嗜好、業博奕、是亡國之基也。

(第三) 一背法度輩不可隱置於國々事。

法是禮節之本也。以法破理、以理不破法。背法之類、其科不輕矣。

(第四)

一國々大名小名並諸給人相抱士卒、有爲叛逆殺害人、之告者、速可追出事

夫挾野心之者、爲覆國家之利器、絶人民之鋒刃。豈足免容乎。

(第五)

一自今以後、國人之外不可交置他國之者事。

凡因國其風是異也。或以自國之密事告他國、或以他國之密事告自國。

佞媚之萌也。

(第六)

一諸國之居城雖爲修補、必可言上、況新儀之構營、堅令停止事。

城過白雉、國害也。峻墨浚湟、大亂本也。

(第七)

一於隣國企新儀、結徒黨者有之者、速可致言上事。

人皆有黨、亦少達者。是以不順君父、或達于隣里、不守舊例、何企新儀乎。

(第八)

一私不可締婚姻事。

第六新儀の構營、幕府

の許可を受けずして、居

城を修補することを嚴禁

したる幕府の眞意は、こ

れまで幕府について考察

したる兒童の容易に理解

し得る處であらうと思ふ

第七も亦兒童、容易に

理解し能ふ所、第三、第

四、第五これまた、幕府

の眞意のある所を知るに

苦しくはない。

第八の、私不可締婚

姻事は、家康が嘗て秀

夫婚合者陰陽和同之道也。不可容易。睽曰、匪寇婚媾、志將通、寇則失時

桃夭曰、男女以正、婚姻以時、國無繆民也。以縁成黨是姦謀基也。

(第九)

一諸大名參觀作法之事。

續日本紀制曰、不預公事。恣不得集已族京裏、廿騎以上不得集行云

々。然則不可引率多勢。百萬石以下二十萬石以上、不可過二十騎。十

萬石以上可爲其相應。蓋公役之時者、可隨其分限矣。

(第十)

一衣裳之品不可混雜事。

君臣上下可爲各別。白綾、白小袖、紫袷、紫裏、練貫無紋小袖、無御免衆、

猥不可有着用。近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、非古法、可甚制焉。

(第十一)

一雜人恣不可乘輿事。

古來依其人、無御免乘家有之、然近來及家郎諸卒、乘輿誠濫吹之至也。

於向後者、國大名以下一門之歷々者、不及御免可乘。其外昵近之衆、

醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可乘。家郎從卒恣令乘

輿者、其主人可爲越度。但公家門跡並諸出家衆者非制限。

吉の法を破りし所、されど幕府が諸侯を統御する政策としては必要であつたのである。

幕府は、その法令に違反する者に對しては、誰に對しても容赦する處はなかつた。松平忠輝は親藩なるもこの法度に違反した爲めその封じ奪はれ福島正則亦改易を免れなかつた。

加藤忠廣は無断にて江戸住のその子供を歸國せしめしことが、その罪状

(第十) 一諸國諸侍可被用儉約事。

富者彌誇、貧者耻不及、俗之凋弊無其此、所令嚴制也。

(第十一) 一國主可撰政務之器用事。

凡治國道在得人、明察功過、賞罰必當、國在善人、則其國彌殷、國無善人、則其國必亡、是先哲之明誠也。

これについて、黒板博士は、「國史の研究」に於て、次の如く論じてゐられる。

この武家諸法度は金地崇傳の草したところで、その自筆の案文猶は京都南禪寺の金地院に所藏されてゐる。この十三ヶ條は主として文武を獎勵し、佚遊華奢を誡め、儉約を守らしめ、衣裳乘輿の分限を定むるなど、武家の心得ふべきこととて、而も幕府が手加減の出来るやうに不得要領な所が面白い。殊に新儀城地の禁の如き、實に諸侯を弱むる一策で、その修補ですら一々精細な繪圖を添へて願ひ出でねばならなかつた。もし、一たび之に觸るれば直に嚴罰が下るのであるから、幕府の忌諱を蒙るやうな大名が、この法度を口實として轉封されたり領地を沒收されたりした者も少くない。松平忠輝の封を奪ひしも、福島正則

の一つとなつて滅されたかゝの如き峻嚴なる幕府の態度は、これまた諸侯を統御する一つの方策であつた。

上述べた如く、徳川幕府は諸侯に對して身分は理な要求をした。

けれども、諸侯を廢止せずして、幕府の威嚴を保たんには、かゝの如く出でざる可からざるものがあつたであらう。

を改易したのも、皆この法度に口を藉つたのである。

中村孝也氏亦これについて論ずる處がある。前のと多少重複する處もあるが、次にこれを擧げて見よう。

右條文の中、第一文武兩道を獎勵せる條、第二群飲迭遊を制せる條、第十二儉約を令せる條、第十三人物登庸に關する條の如きは、訓戒的のものなるが故に敢て違背を以て論せらるべき限に非ざれども、第三背法の徒を容認すべからずといふ條、第四叛逆人殺害人を放逐すべしといふ條、第五他國人を雜へ置くべからずといふ條、第六城郭の修理は許可を得てなすべし。新築は全く嚴禁すといふ條、第七隣國の徒黨結社を告發すべしといふ條、第八私に婚姻するを禁する條、第九參覲交替の作法を規定せる條の如きは、孰れも命令又は禁令なるが故に、苟も之に抵觸するものあれば、忽嚴科を以て處罰せられ、滅封、改易、所領沒收等に處せられしもの多し。

(十二) 皇室に對し垂る政策 諸侯統御の策は、幕府の最も苦心した處であるが、幕府が天下の政權を執る以上、朝廷と幕府との關係を定めなければならぬ。元來、

幕府と諸侯とは兩立すべからざる性質があるとも考へられる。

この點また注意すべきであると思ふ。

幕府にして、朝廷を檢

束し奉る如き、法度を制

我が國に於ては幕府は無くてもよい。この無くてもよいものを以て、一日も無ければならない皇室に對し奉らうとするのであるから、幕府は一日も安心することが出来ない。元和元年（二二七五年）七月、幕府は、禁中並公家衆諸法度十七條を出して、朝廷を檢束し奉つた。その本文を左に録して見やう。

禁中并公家衆諸法度

（第一）天子諸御藝能之事、第一御學問也。不學則不明古道、而能致天下者未_レ有_レ之也。貞觀政要明文也。寬平遺誡雖_レ不_レ究_レ經史、可_レ誦_レ習_レ群書治要云々和歌自_レ光孝天皇未_レ絕雖_レ爲_レ綺語、我國習俗也、不_レ可_レ棄置云々。所_レ載_レ禁秘抄_レ御習學專要候事。

（第二）三公之下親王。其故者、右大臣不比等著_レ舍人親王之上、殊舍人親王、仲野親王、贈太政大臣穗積王准大臣、是皆一品親王以後被_レ贈_レ大臣、時者、三公之下可_レ爲_レ勿論_レ歟。親王之次前官之大臣、三公在官之内者、雖_レ爲_レ親王之上、辭表之後者可_レ爲_レ次坐。其次諸諸王、但儲君者各別。前官大臣關白職再任之時者、攝家之内、可_レ依_レ位次_レ事。

定するは不敬もまた甚しいものである。けれども、無くてもよい幕府を存続せしめんとする幕府にあつては、かゝる必要があつたものと考へられる。

歴史的事實に對してはたゞ不敬呼はりするよりは、かくなるに至つた事情を考へしむべきである。徳川幕府がかゝる不敬か敢てしたのは、幕府を存続せしめんとしたから

（第三）清花之大臣辭表之後、座位可_レ爲_レ諸王之次坐_レ事。

（第四）雖_レ爲_レ攝家、無_レ其器用_レ者不_レ可_レ被_レ任_レ三公攝關、況其外乎。

（第五）器用之御仁體、被_レ及_レ老年、三公攝關不_レ可_レ有_レ辭表、但雖_レ有_レ辭表、可_レ有_レ再任_レ事。

（第六）養子者連綿、但可_レ被_レ用_レ同姓、女縁者其家督相續、一切古今無_レ之事。

（第七）武家之官位者、可_レ爲_レ公家之當官之外_レ事。

（第八）改元者、漢朝年號之内、以_レ吉例_レ可_レ相定。但重而於_レ習禮相熟_レ者、可_レ爲_レ本朝先規之作法_レ事。

（第九）天子之禮服、大袖、小袖、裳御紋十二象。諸官禮服各別、御袍麴塵、青色帛生氣御袍或引直衣、御小直衣等之事。

仙洞御袍赤色椽、或紺御衣、大臣袍椽、異文小直衣。親王袍椽、小直衣、公卿着_レ禁色雜袍、雖_レ殿上人、大臣息或孫聽_レ着_レ禁色雜袍、貫首、五位藏人、六位之藏人、着_レ禁色。極簡着_レ麴塵袍、是中下御服之儀也。晴時雖_レ下簡_レ着_レ之。袍色四位以上椽、五位緋、地下赤色、六位深緑、七位淺緑、八位深標、

である。

兒童が、若し、かう考へたなら、我が國に於ては幕府などいふものゝ必要なるものなること、否かゝるものがあつてはならぬと考へるに至るであらう。

清花とは、徳大寺、花山院、大炊御門、三條、四間寺等をいふ。